

中小企業だより

中央会インフォメーション

2012.January

1

特別
寄稿

- * 再点検 中小企業の「減災対策」のポイント
- * 中小企業の活性化と女性の能力発揮
- * 中小企業の海外進出
ーアジアにおける企業展開の秘訣

新年特別号



エコアクション21
認証・登録番号 0003381

東京都中小企業団体中央会

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

であい、ふれあい。

信用組合

・コミュニティバンク・



たすけあいの気持ちを胸に。

しんくみは、相互扶助の精神から生まれた金融機関。

気持ちと気持ちでつながり合える関係を
とても大切にするコミュニティバンクです。

(社)東京都信用組合協会
<http://www.shinkumi.or.jp>



中小企業だよりー中央会インフォメーションー 1 月号

2	年頭のあいさつ 東京都中小企業団体中央会 会長 大村 功 作 年頭所感 東京都知事 石原 慎太郎 年頭所感 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 関 哲 夫 年頭挨拶 全国中小企業団体中央会 会長 鶴田 欣也
6	特別寄稿 ■ 再点検 中小企業の「減災対策」のポイント 危機管理勉強会齋藤塾 塾長 齋藤 寛
14	特別寄稿 ■ 中小企業の活性化と女性の能力発揮 専修大学経営学部 教授 廣石 忠司
22	特別寄稿 ■ 中小企業の海外進出ーアジアにおける企業展開の秘訣 アジア企業経営研究会 会長 藤原 弘
36	◆ 新春随想 *東京税理士協同組合 理事長 石田 通野 *関東複写センター協同組合 理事長 後藤 眞 *日本硝子計量器工業協同組合 理事長 横田 賢次郎
48	「東京都中小企業団体等震災対応支援事業」のご案内
50	「放射線測定器購入費用助成事業」のご案内
51	エコアクション21 認証・登録制度
52	「共にがんばろう日本！中小企業活力強化大会」を開催しました
63	「組合青年部及び女性部実態調査」調査結果のポイント
68	情報連絡員報告 11 月
78	経営 Focus No.222
80	TOPICS（東京硝子製品協同組合）
81	風評被害払拭に取り組む中小企業団体等の展示会場使用料を補助します！
82	～無料職業紹介所を開設しています！～ 求人・求職にご活用ください!!
84	組合会計相談コーナー No.496 *組合会計・法律相談のご案内
92	中小企業団体事務局長協会だより
93	東京都組合士協会レポート
94	東京都中小企業団体青年部協議会ニュース
95	information * 中小企業組合検定試験実施報告 * 組合監事講習会のご案内

年頭のあいさつ

東京都中小企業団体中央会 会長 大村 功 作



中小企業並びに会員組合の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

あわせて、昨年中に賜りましたご支援、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ゆるやかな回復傾向にあったわが国経済は、3月に発生した東日本大震災及び原発事故に伴う放射能汚染により大打撃を受け急激に悪化いたしました。これに加えて、空前の超円高の進行とそれに伴う国内産業の空洞化懸念、電力不足による生産活動への影響など中小企業にとりまして極めて厳しい状況のまま新年を迎えました。

この間、東京をはじめ各地の組合が復興支援に立ち上がり、支援金や物資の提供、ボランティア活動などの手を差し伸べ、助け合いによる絆が全国的に広がっていきました。震災を機に、改めて組合の果たす役割や存在意義というものが再認識されたと言えます。

本会では、震災直後から東京都や都議会に対して支援策について積極的な要望活動を展開しました結果、「東京都中小企業団体等震災対応支援事業」、「中小企業被災地事業継続特別支援事業」、「放射線測定器購入費用助成事業」を新規支援事業としてスタートさせることが出来ました。また、従前より要望していた「受注型中小企業競争力強化支援事業助成金」が実現し、これから本格的に動き出すことから、ものづくり中小企業支援の成果が大いに期待されるところです。

これらの新規事業の一方、既存事業である「グループ戦略策定支援特別対策事業」による経営改善計画の策定支援、ビジネスチャンスの創出等を図るための「組合間連携」、さらに、環境の中央会として中小企業の環境経営システムである「エコアクション 21」認証取得に対するバックアップについても引き続き推進してまいります。

今年も厳しい状況が続くと思いますが、組合の原点である「相互扶助の精神」のもと持てる知恵や力を出し合い、前進されてゆくことを願ってやみません。

本会は、組合支援の基本である巡回をはじめ、各事業を効果的に展開し、会員組合のご期待に応えるよう全力で取り組みますので、今後とも一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

今年一年の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感



東京都知事
石原 伸晃

明けましておめでとうございます。

昨年、我が国は千年に一度といわれる東日本大震災の大禍に遭い、未曾有の被害を受けました。東京都は、いち早く被災三県に現地事務所を立ち上げるとともに人的支援を行うなど、被災地の復旧・復興を積極的に支援してきましたが、今後も全力の支援で被災地を元気づけ、日本を牽引してまいります。

今回の震災では、震源から遠く離れた東京においても、これまでの防災対策を根底から揺るがし、大都市東京の脆弱性が露呈しました。都では、一刻たりとも日本の頭脳・心臓が止まらない高度防災都市を目指し、木造住宅密集地域の不燃化や建物の耐震化を進めつつ、近所同士で助け合う「防災隣組」の活動を支援してまいります。また、エネルギーの危機に対しても、百万キロワット級の天然ガス発電所や太陽光発電システムの導入を進め、高効率・低炭素な東京産の電力を創出します。

危機を乗り越えるのは人の力であります。今こそ、次代を担う人材の育成に本気で乗り出さなければなりません。自信と誇りを持って世界と渡り合える人材を東京から育てるべく、海外留学を後押しするとともに、教育再生の議論を進めます。日本の国力を左右する少子化にも、都独自の認証保育所をフル活用して取り組みます。さらには、高齢者が知識・経験を最大限活かし、生涯現役で活躍できる都市を目指します。

また、東日本大震災を踏まえ「十年後の東京」計画を充実・強化し、2020年までの計画期間とする新たな長期ビジョンを、昨年末に策定しました。この計画を羅針盤とし、東京を世界に誇れる都市へと進化させてまいります。

我々日本人は、戦後、アメリカ依存の平和に安住しながら繁栄を謳歌し、物質的な豊かさと引き換えに、先人が受け継いできた日本人の価値の機軸、国民としての自負を失ってしまいました。その結果、今の日本人にとっての絶対的な価値は、物欲や金銭欲といった我欲の達成でしかありません。

一方、今回の震災では、被災者同士が支え合い、秩序正しく行動する姿が世界を瞠目させました。この大震災を機に、我々は、家族や地域の絆、そして国家というものを改めて見つめ直さなければなりません。東京は、生きた現場から問題の本質を捉え、具体的行動により範を示していきたいと思います。

昨年、東京都は2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市に立候補しました。震災で大きく傷ついた日本をスポーツの力で再生し、復興した姿を世界に披瀝するためにも、是非とも東京への招致を実現したいと思いますので、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日本人一人ひとりが持てる力を発揮し、それが束ねられることで、必ずや輝かしい未来が拓けると思います。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

年頭所感

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役社長 関 哲 夫



平成 24 年の新春を迎えるにあたり、所感の一端を申し述べて年頭のご挨拶とさせていただきます。

まず、昨年の経済を振り返りますと、わが国の景気は 3 月に発生した東日本大震災により急速に悪化した後、サプライチェーンの復旧が順調に進み、消費者の購買意欲も改善するなど持ち直しの動きを見せました。しかしながら、夏場以降は欧州での債務危機の再燃に端を発した金融市場の混乱が世界的に広がり、国内景気においても一段の円高進行が懸念されるなど先行きの不透明感が強まりました。中小企業の景況については、当金庫の「中小企業月次景況観測」で見ますと、景況判断指数は震災後の平成 23 年 4 月に 36.1 となり、前月比－ 13.4 ポイントと単月では過去最大の低下幅を記録しました。その後は復旧の動きにあわせて回復し、景況感に持ち直しの兆しがみられましたが、夏場の欧州債務危機再燃以降は一進一退となるなど方向感の定まらない展開となりました。

このような環境のもと、商工中金は、東日本大震災による経済、金融、国民生活への影響を踏まえ、当面の資金繰りに不安を抱える中小企業の皆さまや、災害復旧・復興に取り組む中小企業の皆さまに対し、危機対応業務を中心に、組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組みました。平成 23 年 5 月より取扱いを開始した東日本大震災復興特別貸付については、1 万 9 千件、1 兆 3 百億円の実績となり、これらを合わせた危機対応業務全体の累計実績は、制度開始以降、9 万 3 千件、5 兆 8 千億円を超える規模となりました。こうした中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、大震災からの復旧・復興、地域の雇用維持・経済の安定化に大きく貢献することができました。また、中小企業の皆さまの企業価値の向上に向けては、成長戦略総合支援プログラムを活用する等、全力でサポートしてまいりました。同プログラムは当初「3 年間で 2,000 億円の成長マネー供給」という目標を掲げていましたが、平成 23 年 9 月末までの約 1 年 2 ヶ月間で早々に目標を達成することができました。引き続き、成長を目指す中小企業の皆さまのニーズに積極的にお応えしていくため、目標を「3 年間で 5,000 億円」に上方修正したところです。

本年も先行き不透明な金融・経済環境が続くことが予想されますが、商工中金としては、引き続き皆さまからのご相談に対して、懇切、丁寧かつ迅速な対応に努め、危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に全力を挙げて取り組んでまいります。また、お取引先の皆さまが抱える経営課題に対してはその解決に向け、質の高いソリューションを提供するなど、皆さまと一緒にこの難しい局面を克服し、ともに成長してまいりたいと思います。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、これまで以上に皆さまから信頼され、お役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいりますので、今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆さまのご繁栄とご健勝をお祈りいたしましてご挨拶いたします。

年頭挨拶



全国中小企業団体中央会 会長 鶴田 欣也

平成 24 年の新春を迎え、お慶びを申し上げます。

昨年は、3 月 11 日に発生した東日本大震災により未曾有の大被害が発生し、その震災の影響に加え、長引く円高、欧州における不安定な金融情勢、電力供給の制約等懸念材料を数多く抱えて年を越すことになりました。

全国中央会としては、昨年、創立 55 周年を迎える節目の年でありました。東日本大震災の被害は極めて甚大でしたが、被災地に対する全国各地の組合からの救助・救援、たくさんの義援金、救援物資の提供を行って頂き、そのお陰で絆が大いに再認識された年ともなりました。また、仮設店舗から事業再開を果たした組合、水産加工業者による加工・物流施設の共同設置によって事業再建を図った組合、複数の企業がグループ化して自動車部品のサプライチェーンの復旧を行った工業団地の自動車部品供給グループなど組合等連携組織による復旧・復興に向けた取り組みが始まりました。

この絆をより強固にするため、「組合 絆 ルネサンス」を合言葉に、今年は、全国中央会として、被災地中小企業と組合の早期復興を強力に後押しするとともに、縮小均衡する国内市場、歴史的な円高による事業環境の悪化、産業空洞化等に中小企業等が適切に対応できるよう新たな事業を実施していきます。

その主なものを 3 つ挙げてみます。まず、全国中央会では、第三次補正予算における新たな事業に取り組み、中小企業の海外展開の支援、ものづくり技術力の維持・強化、人材の確保・育成の支援等に新たな取組を開始します。これにより、被災地等の地場産業・ものづくりの活性化、中小企業の連携体が取組む試作品の開発等、ジャパン・ブランドを活用した複数の中小企業による国内外への販路開拓、有能な人材の確保定着を推進していきます。

二つ目は、広域・異分野の組合間連携等の推進です。連携による新しい技術、製品、マーケティング、サービス開拓等に加え、例えば、事業継続計画（BCP）において、従来、個々の企業では難しいとされていた代替生産等を行う組合間協定づくり等を広げていきます。

三つ目は、経済連携協定の推進への対応です。富山県の金型メーカーで組織する金型協同組合が、組合出資による現地法人を立ち上げて話題となりましたが、このような組合による海外展開を推進していきます。特に、組合が取組む海外展開ビジョンの作成や国内事業の構造改善計画の策定等を強力に支援していきます。

「組合 絆 ルネサンス」の言葉通り、組合の絆の力でもって、被災地が、我が国経済が、そして我々中小企業・組合が、再び活性化できるようあらゆる組合関係者が中央会の活動に積極的にご参画頂きますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってよい年となりますようご祈念申し上げまして、私の年頭のご挨拶と致します。

平成 24 年 元旦

再点検 中小企業の「減災対策」のポイント

危機管理勉強会齋藤塾 塾長 齋藤 實
(元東京都総合防災部情報統括担当課長)



はじめに

3月11日に発生した東日本大震災は、私たちに大きな教訓をもたらしました。

三陸沖を震源とする日本での観測史上最大のマグネチュード9.0、最大震度7の地震と津波により、死者15,840名、行方不明3,607名、負傷者5,951名、建物被害（全壊12,165棟、半壊198,031棟）など、甚大な被害をもたらしました。また、地震や津波、原子力発電所事故による全国の避難者数は328,903名となっています。（平成23年11月29日現在）

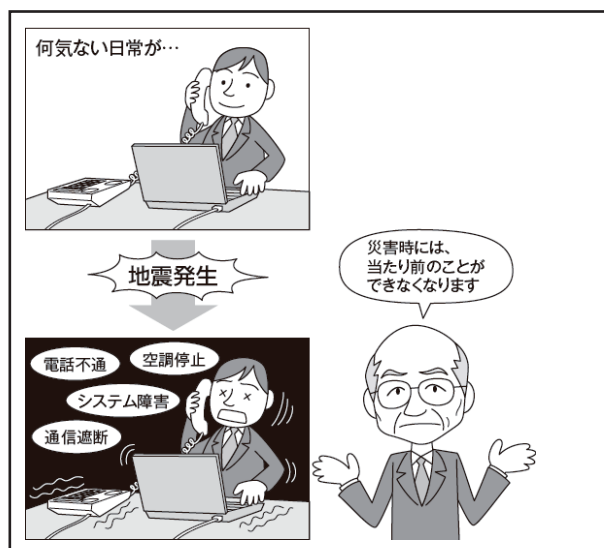
一方、震源地から300Km以上離れた東京では、最大震度が5強、都内の死亡者7名、建物被害（全壊13棟、半壊164棟）、火災発生33件などとなっており、また、通信手段の輻輳や公共交通機関の不通などにより、多数の帰宅困難者が発生しました。

こうした状況について、多くのマスメディアでは「想定外」の文字が飛び交い、「想定外なのだから、やむを得ない」ですまされる傾向にありますが、本当にこれで良いのでしょうか。（表1参照）

想定外には二つの意味があり、一つは「想定していた規模を超える」ことで、もう一つは、「想定していないことが起こる」という意味であります。災害が起きるまでは想定外ですまされた事案であっても、2度目は危機ではなく、対応マニュアルを作成するなど、しっかりとした対策を講じる必要があります。

表1 何が「想定外」だったか

- 電気・通信等が、「平常時と同様」に使用できる
- 被害状況等が、「平常時と同様」に把握できる
- 責任者（または代行者）が、「平常時と同様」に指示できる
- 必要とする人員が、「平常時と同様」に参集できる
- 必要な資機材が、「平常時と同様」に確保できる
- サプライチェーン（関連業者）が、「平常時と同様」に機能できる



（注）イラスト出典：拙書「想定外を想定する危機管理」

私は、平成 23 年 3 月まで東京都職員として勤務し、特に、最後の 5 年間は東京都災害対策本部を担当する総合防災部に在職し、地震、風水害、新型インフルエンザなどの実災害への対応とともに、多くの防災関係機関と交流をさせていただきました。

こうした経験等を踏まえ、組合及び組合員企業の「減災対策・5 つのポイント」をとりまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

ポイント

1

「防災対策」から「減災対策」へ

現在、マグニチュード 7 クラスの首都直下地震が発生する確率は、向こう 30 年間で 70% と言われ、国の中央防災会議の被害想定によると、最悪のケース（冬の 18 時、風速 15m/ 秒）で、死者約 1 万 1,000 人、建物被害（全壊と火災による全焼）約 85 万棟、経済被害は約 112 兆円となっています。

この「30 年間で 70% の確率」をどう見るかは、人によって異なっているものの、「必ず直下地震が発生することを前提に、必要な備えをすべきである」と、私は考えております。

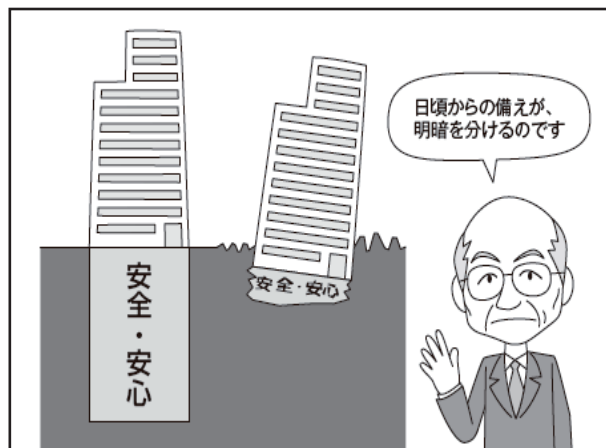
そういう意味からも、これまで使用している災害を防止する「防災」から、災害が起きた際に、被害をいかに少なくするかの意味での「減災」対策が重要であると考えています。

減災対策とは、地震がくることを前提に、事前の対策を講じていくことであり、建物の耐震化、家具の転倒防止、水や食料等の備蓄、通信が途絶した際の家族・従業員の安否確認方法、データのバックアップなどが考えられます。現時点で、あまりコストをかけず、直ちに実施できる事項も多くあります。（表 2 参照）

事前対策をいかに実施しているかで、地震発生時の被害を少なくすることができます。できることから、一つ一つ実行していくことを、お勧めします。

表 2 あまりコストをかけずに実施できる事前対策

- 建物・設備の被害状況チェックリストの作成
- 関係機関名簿の整理・連絡先リストの作成
- 館内放送文、施設内掲示文案の作成
- 備蓄体制の見直し、保管場所の検討
- 施設設備管理業者との連携・協力
- 地域町会との連携・協力



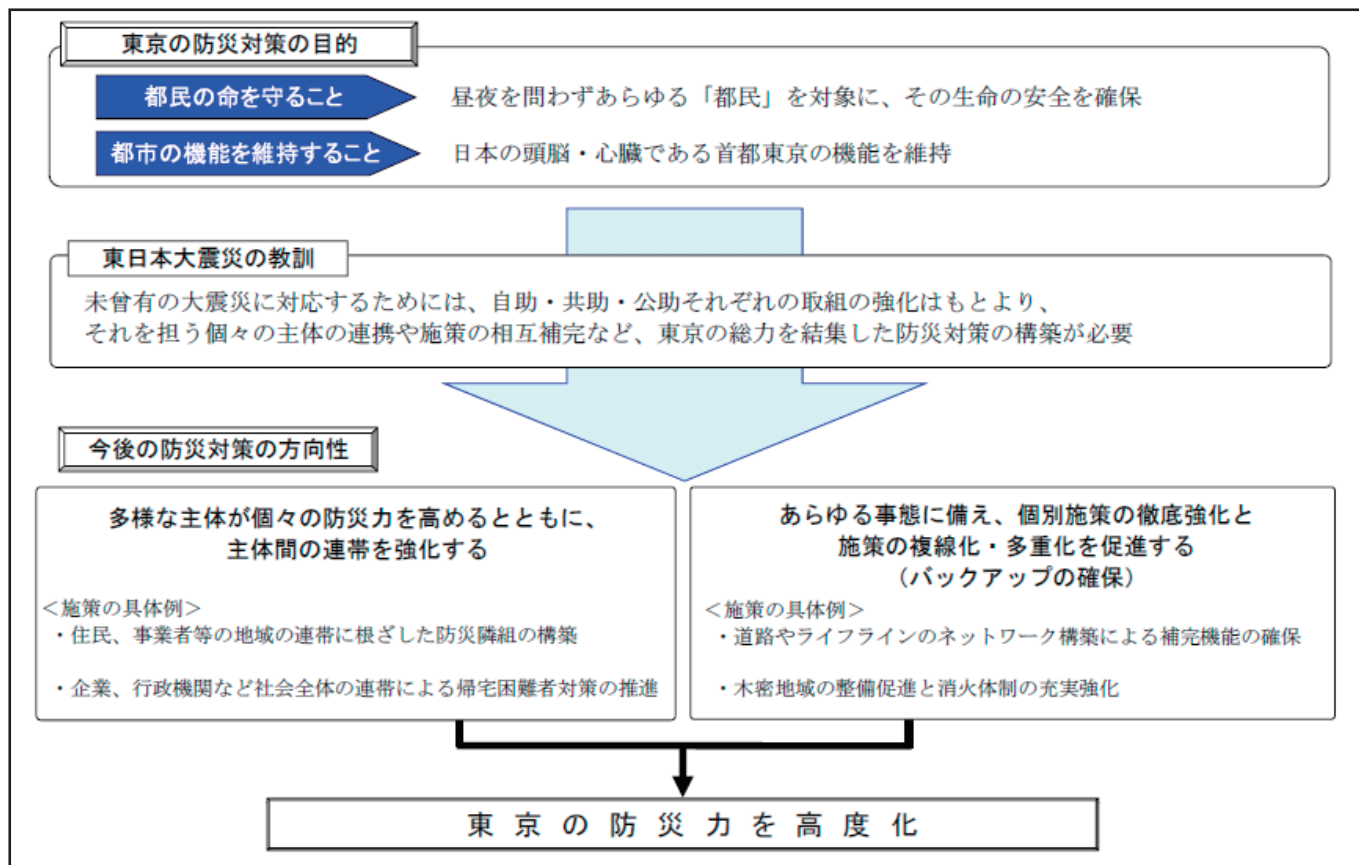
ポイント

2

震災対策の基本は「自助・共助」

震災対策の基本は、「自分の命は、自分で守る」、「自分たちの街は、自分たちで守る」という自助と共助であり、そのうえで国、自治体、各防災機関等が実施する「公助」があります。しかも、公助には一定の限界があることを、あらかじめ認識しておくことが重要です。

平成 23 年 11 月、東京都が発表した「東京都防災対応指針」では、今後の防災対策のトップに、「地域の連帯の再生による防災隣組の構築」を掲げ、先進的な取組の表彰やモデル地区への支援などを通じて、地域防災力の向上を図っていくとしていることは、高く評価できます。



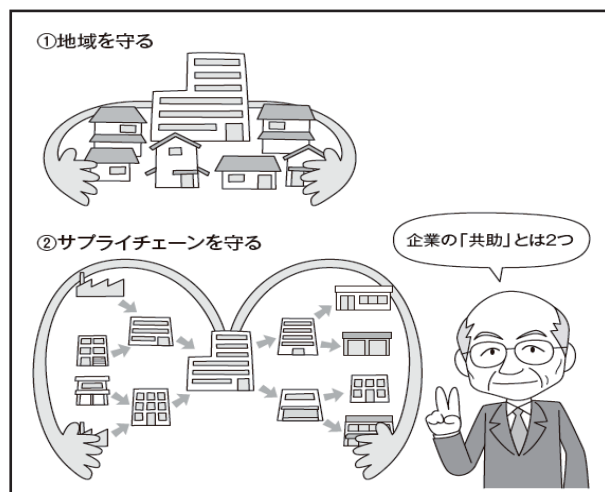
(出典：東京都防災対応指針 <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/taiousisin.html>)

ところで、企業の「自助・共助」とは、どのようなことを言うのでしょうか。

企業は、その事業活動を通じて様々なお客様に接しており、かつ、多くの従業員を雇用し、同じ職場で勤務している関連業者も多くいます。こうした方々の生命を守ることが「自助」であり、このため、自社の耐震補強や水や食料の備蓄などは、企業が行う当然の責務であります。

企業の「自助」とは、「自社の事業活動は、自社で守る」ということで、災害で建物の倒壊や施設・設備が損傷することのないよう必要な対策を講じることが重要です。さらに、万一、地震で甚大な被害が生じた場合、速やかに事業を復旧させ、必要なサービスの提供や商品の供給を行うことも、企業に課せられた責務でもあります。

また、企業は地域を構成する一員であることから、地元町会等と連携し、企業の有する人材や資器材を活用して、地域を守ることが求められております。こうした「地域を守る」ことに加え、「サプライチェーンを守り、事業が継続できるようにする」ことも大切です。すなわち、被災を受けた同業者の代替機能を果たすことや、その復旧に協力するなど、同業者間あるいは取引先間での連携による相互支援をしていくことも、「共助」の一つであります。



「避難所へ行かないこと」が最大の自助

大震災が発生した際、自宅や事業所が倒壊せず、火災で全半焼しない限り、近くの小中学校などの避難所へ行く必要はありません。

このため、建物の耐震化を行うとともに、地震発生直後における火災防止が極めて重要であります。また、各家庭や事業所では、少なくとも3日分の水や食料等を備蓄しておくことも重要です。

今般の東日本大震災では多数の帰宅困難者が発生し、その対策の必要性がクローズアップされましたが、都内での被害が少なく、小中学校などの避難所では地域からの避難者がいなかったことなどから、帰宅困難者の受入れが可能でありました。しかし、都内で甚大な被害があった場合、お客様や従業員を企業内で待機させ、帰宅困難者にならないようにすることが重要です。

私は、「震災があっても避難所に行かない」ことが、自助の第一歩であると考えており、あらゆる機会を通じて周知しています。

問われている初動期の対応

地震は、突然発生するもので、その発生場所や発生時間も異なるし、被害の規模も周辺の状況も分かりません。また、停電になったり、連絡しようにも電話は使用できない状況になります。

このため、地震発生直後は、何よりも自らの安全を確保することが最優先となり、その後、お客様と従業員の安全確保と、建物や施設設備等の被害状況の把握の順に、行われることになります。事実、社長である対策本部長（またはその代行者）が参集し、災害対策本部会議が開催されるまでには、少なくとも30分以上はかかります。この初動期の対応が特に重要で、最初の30分の行動が明暗を分けるといっても過言ではありません。

では、地震発生後の30分以内の行動は、どのようなしたら良いのでしょうか。表3は、勤務時間中に地震が発生したときの従業員の行動を例示したものです。また、時系列に実施すべき事項をあらかじめ定めておき、一つ一つチェックしていくことも必要です。



表3 地震後30分以内の行動（勤務時間中・例示）

- 自らの安全を確保する（机の下へ入る、頭部を守るなど）
- 同僚職員の安全を確認する（声掛け、相互確認する）
- お客様の安全を確保する（声掛け、その場で頭部を守るよう指示）
- 館内放送（地震発生と落ち着いて行動するよう放送）
- 施設設備の被害状況のチェック（火災発生の有無、避難経路など）
- エレベータ内閉じ込めの有無の確認
- 負傷者への応急救護 など

30 分以内の BCP を策定しよう

BCP (business continuity plan・事業継続計画) とは、災害等が発生した場合、円滑に事業継続するため、限られた人員や資器材のなかで、どの業務を優先して行うか、いつまでに復旧するかなどを、事前に定めておく計画のことです。

右の図は、BCP を説明する際の概念図ですが、被災直後の「緊急対応」から始まり、「対策本部」の設置、優先業務と復旧目標時間等を示した「事業継続計画」、被害を受けた建物、施設設備等の「事業復旧計画」までをいいます。このうち、被災直後の対応については、災害（緊急時）対応マニュアル等に記載することで、BCP に含めない場合もあります。

BCP または対応マニュアルをよく見ると、社長である対策本部長が責任者となり、組織的な対策を始めるまでの 30 分間に、従業員一人ひとりが何をすべきかが、明らかになっていないケースが多くあります。しかも、対策本部長（またはその代行者）は必ず来る、危機管理担当者や従業員もケガをしないことを前提に計画されているものがほとんどです。

そこで、現実を見据えて、実践的な「30 分以内の BCP を策定しよう」と、私は提唱しています。これは、地震直後の最初の 30 分は、従業員一人ひとりの判断で行動するもので、その最初の 30 分が円滑に行けば、その後は「対策本部」が設置され、組織的に対応できるようになります。（表 4 参照）

小零細企業から「実践的な BCP はどのように作成するのですか」と問われた場合、私は、「難しく考えないで、次の三つのこと（①経営者はどのような災害に見舞われても絶対に死なないこと、②お客様と従業員の安全を確保すること、③倒産させないこと）を考えれば良い」と答えています。

切迫する首都直下地震に備え、それぞれの企業において、できるところから工夫して、順次、BCP 又は対応マニュアル等が策定されますよう、期待しております。（表 5 参照）

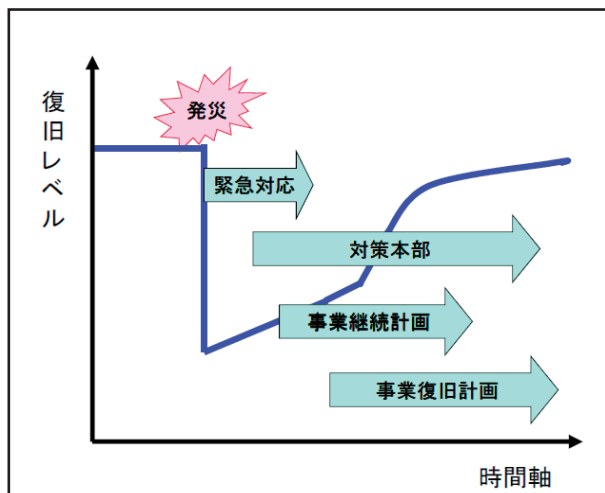


表 4 BCP 策定のポイント

- トップダウンで指示、多くの関係者が論議する
- まず、対策と目標を決める
- BCP はできるところから作成する
- はじめから完成版を求めない
- シンプルで分かりやすいものに
- BCP 策定がスタート
(訓練等を通じて検証・見直し)



表5 BCPはできるところから（例示）

- 対策本部体制の見直し
 - ・本部長と代行者は少なくとも3名は必要
 - ・同時に出張しない
 - ・1名は30分以内に参集できる
- 職員の緊急連絡網
 - ・自動参集システムの導入・見直し
 - ・参集時間帯別リストの作成
- 関係機関の連絡網の整備
 - ・一斉FAXの送信先リストの作成

（参考） T 建設機械工業協同組合のBCP（中央会震災対応支援事業で策定）

- 組合の概要 組合員 343名、東京事務所職員（東京都港区）3名
- 主 な 事 業 高速料金支払代行、外国人技能実習生共同受入、共同購買、教育事業
- BCP 策定 （平成23年9月から3回の支援、平成23年12月 初版発行）
- 策定内容等
 - ・シンプルで分かりやすく（1事項をA4 1頁に、全体で20頁程度）
 - ・BCP目標の明確化 ①従業員と関係者の安全確保、②組合の円滑な事業継続
 - ・事前対策を重視（家具の転倒防止、ビル内の緊急時連絡体制の整備、パソコン情報のバックアップ、組合員への緊急FAX発信体制の整備、事務所の代替場所の決定、業務再開優先順位の決定、職員の防災研修、備蓄品の整備）
 - ・地震発生時の行動指針（昼間・夜間）、被害状況チェックリスト など

〓 おわりに 齋藤塾で交流しよう 〓

私のライフワークの一つである危機管理勉強会齋藤塾では、概ね月1回、多彩なゲストをお招きし、「楽しく語らい、ともに学ぶ」をモットーに、勉強会と参加者の交流をしています。興味のある方は、是非ご参加ください。

詳細は、ホームページをご覧ください。

（参考）

- 齋藤塾のHP <http://sjuku.web.fc2.com/> 「危機管理勉強会齋藤塾」で検索
- 著書「想定外を想定する危機管理」コスモの本



謹賀新年



東京室内装飾事業協同組合

理事長 河野 尚 男

〒105-0003
港区西新橋1-14-7
山形ビル
TEL:3503-0057 FAX:3503-1477

東京都緑友印刷製本協業組合

理事長 飛里 恒 男

〒133-0064
江戸川区下篠崎町13-5
TEL:3670-9651 FAX:3698-0527

関東コンクリートパイル協同組合

理事長 福島 英 二

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町1-3
共同ビル
TEL:6661-0059(代) FAX:5695-8221

文京製本協同組合

理事長 林 庸 光

〒112-0002
文京区小石川2-14-7
TEL:3811-0090(代) FAX:3811-0572

東日本一般缶工業協同組合

理事長 定村 光

〒111-0053
台東区浅草橋5-4-5
ハシモトビル8階
TEL:3866-7388 FAX:3865-9350

関東鋳螺釘工業協同組合

理事長 長谷川 敬 芳

〒116-0014
荒川区東日暮里5-30-9
TEL:3891-1141 FAX:3807-8386

協業組合城西産業

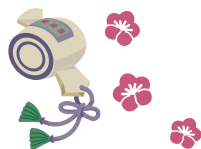
理事長 橋本 强

〒164-0012
中野区本町4-44-13-21
TEL:3382-6301~5 FAX:3381-5289

東京都トラック運送事業協同組合連合会

会長 古屋 芳 彦

〒160-0004
新宿区四谷3-1-8
TEL:3359-4168 FAX:3359-6310



謹 賀 新 年



関東通信事業協同組合

理事長 鮫 島 宗 明

〒105-0001
港 区 虎 ノ 門 1 - 19 - 9
TEL:3508-0566 FAX:3508-0567

東京時計宝石眼鏡小売 協同組合

理事長 近 藤 千佳之

〒110-0005
台 東 区 上 野 1 - 11 - 5
時計会館2階
TEL:3831-2232 FAX:5818-1022

葛西市場花き事業協同組合

理事長 三 島 勝 治

〒134-0086
江 戸 川 区 臨 海 町 3 - 4 - 1
TEL:5658-7031 FAX:5658-7032

赤帽首都圏軽自動車運送 協同組合

理事長 小 林 則 夫

〒111-0053
台 東 区 浅 草 橋 3 - 8 - 5
31 山京ビル6階
TEL:6240-9600 FAX:5825-0190

新東京木材商業協同組合

理事長 長 浦 慎 一

〒171-0044
豊 島 区 千 早 1 - 20 - 13
TEL:3959-7811(代) FAX:3958-3592

スタンダード工業協同組合

理事長 田 澤 利 也

〒160-0023
新 宿 区 西 新 宿 1 - 22 - 1
TEL:3342-0031 FAX:3342-0190

墨 都 企 業 組 合

理事長 堀 越 達 哉

〒130-0022
墨 田 区 江 東 橋 4 - 21 - 6
錦糸町ハイタウン315号
TEL:3635-0626 FAX:3635-0630

東京都機械工具商業 協同組合

理事長 斎 藤 保 男

〒108-0014
港 区 芝 5 - 14 - 15
TEL:3456-0831 FAX:3456-0525

中小企業の活性化と女性の能力発揮

専修大学経営学部 教授 廣 石 忠 司



はじめに

最初に頂戴したテーマは「女性人材活用」であった。しかし筆者は「女性の活用」という言葉はあまり好まない。活用されるのが「女性」であるなら、活用するのは「男性」であるという前提があるように聞こえるからである。そこで本稿では「能力発揮」という文言にして女性労働問題を考えることにしたい。

1 中小企業における人材不足

言うまでもないが、大企業に比べ中小企業では新入社員レベルなら人材の質・量ともに劣ることが通常である。新規卒者はどうしても知名度なり規模なりで就職先を判断してしまうからである。見かけの安定性といってもよいであろう。昨今は大企業も簡単に倒産し、あるいは吸収・合併されてしまう時代であるが、それでも学生・生徒は大企業に目を向けてしまっている。

一方では自社独自の技術を持ち、世界的なシェアをとっている中小企業もある。こうした企業は製品自体が消費者の目に届かないだけに知名度としては残念ながら完成品メーカーに比べ劣ってしまう。結果として新卒者の獲得には出遅れる。この対策としては通年採用、大学院修了者の採用などが考えられるが、本稿のテーマからははずれるので、有能な人材、必要な人材の確保には大変苦労していることをまず確認しておきたい。

この点から女性の採用を考えてみよう。性別による採用の差別は雇用機会均等法で禁止されていることは周知の事実である。また後述するように「女性だから」できない職務は重量物の取り扱いなど特別なものを除いては存在しないことを考えると、男子学生を採用できないと嘆く前に、女子学生・生徒を採用することをぜひとも検討したいところである。優秀な女子学生・生徒は大企業に目を向けがちであるために就職に失敗して埋もれてしまっていることも多い。優秀な女子学生とそれ以外の男子学生と、どちらが企業に貢献しうるか、考えるまでもなく自明のことであろう。

2 採用した人材の定着策 - 一般論 -

大企業と比較してさほど優秀な社員を採用できなければ、自社で鍛えるしかない。また、優秀な女子学生・生徒を「発掘」できたとしても、せっかく確保した人材が退職してはそれまでの教育などの努力が無駄になってしまう。すると「不断の教育—特にOJT—が必要」あるいは「企業の魅力付け」という当たり前の結論になるが、前者の「教育」についてまず考えてみよう。

中小企業では自社内で教育を行う方の人的余力も少ない。そこで考えられるのが外部資源の活用である。もっとも可能性が高いのは技能系・技術系人材の大学の各研究室への派遣（可能であれば共同研究）である。新技術に関する情報の収集、会社に戻っての製品化努力といったことは特に優秀な学生でなくとも研究開発、そして「ものづくり」に関心ある社員であれば十分可能なのではないだろうか。彼らにとっては研究環境や製造機械（治具）への理解と配慮が金銭よりもずっとモチベーションにつながる。結果として定着する可能性も高い。そして協同組合内での共同研究、各企業の強みを生かして結合させることも考えてよいであろう。ネットワークとしてそれぞれの企業の技能を洗練させ、生き残り策を展開していくのである。



後者の「魅力付け」としては、仕事の充実感、そして周囲から認めてやることが不可欠であろう。マズローの言う「承認の欲求」を刺激するのである。本人に少し背伸びさせた仕事を与え、そして「信頼し、任せること」により本人が苦しみぬいてその仕事を達成したとき、「一皮むける」のである。社員が就業中、作業にもたもたしていると周囲はどうしても手をだしたくなるが、そこはじっと我慢せねばならない。旧日本海軍や海上自衛隊では「艦長の仕事の大きなものは部下の操艦（船を操縦すること）について口を出したくなるのを我慢して唇から血が出るほどかみしめることである。」というそうであるが、同じ趣旨であろう。多少の失敗は計算のうちであり、失敗が本人を成長させるのである。もっとも、さすがに大失敗につながるようなことをしているときにはチェックをいれることはもちろんである。

そして次のステップでは自社ならではの技能・技術を口伝で伝授していくのである。デジタル化・文書化できるような技能・技術はやがて模倣される可能性がある。「一子相伝」ではないが、門外不出の技能があってもよい。そのためにも社員の定着が必要なのである。

事務系・営業系の人材教育は基本的にはOJTにならざるをえない。しかも中小企業が大企業を顧客として新規開拓する場合にはハードルが高いことが通常である。その点、過去のベンチャー企業の飛躍のきっかけをみると、海外での評判を高めてから、国内の企業に営業をかけていった例も多い。自社の技術をどうやって世間に広め、購入につなげていくか、海外で実績を作ってから国内に展開するという一つの教訓になる。海外営業担当者については特に「グローバル人材」などと気負わなくともよい。自社の技術がどう使えるか、何に役に立つか。経営者の判断がたしかであれば、それを評価する海外の企業は必ず存在するであろう。

また、言うまでもないことだが一人一人の人材の貴重さは大企業と比較にならない。大企業での社員はいわば「歯車」であって、すぐに代替がきくことが多い。それに比して中小企業での社員は「細胞」と形容することができるだろう。一回死滅すると（退職すると）容易に代替がきかないのである。また細胞と形容する意味合いは「主体性・自律性・自立性」を持っている社員、ということでもある。単なる指示待ち人間では中小企業は逆に勤まらない。社員数が少ないからこそ一人一人が貴重な存在なのである。

3 女性 の 職 務

こうした人材不足の時代、技能定着の時代においては、従来のような若年新卒男性中心の採用ではうまくいかない。男子大卒は大企業をどうしても志向してしまうし、また高卒の新卒男子生徒は大学進学率の向上と共に能力不足が目立ってきている。そうすると、優秀な女子学生、女子生徒に着目するのは当然の流れともいえることは前述した。

大企業ではあるが、そのいい例がJR東日本にみられる。同社は業務の限定がない総合職社員（ポテンシャル採用）と、鉄道関係にのみ従事する鉄道業務社員（プロフェッショナル採用）の二種の採用を行っているが、従来、鉄道業務社員は高卒を充てていた。しかし上記の事情もあって優秀な高卒を採用できなくなり、大卒も採用するようになった。そして男女雇用機会均等法もあって女性の採用に踏み切った。その結果総合職社員も含めると女性社員が駅員や車掌、そして運転士にも多く見られるようになった。東京都内では四ツ谷駅長や目白駅長に女性を登用したという新聞記事もみられたが（その後秋葉原駅、国立駅も女性駅長となった）、少し離れた川口駅などではそれ以前に女性駅長が誕生している。

その結果問題が生じているという話は聞こえてこない。このことはとりもなおさず、女性に能力発揮の機会を与えれば男性と格差なく働くことができる職場は多いことを意味している。まずは従来男性しか従事してこなかった職務についても「やらせてみて、結果がどうであるか、確認してみる」ことが不可欠である。当然、最初のうちは慣れないかもしれないが、結果を出すことができれば問題はない。やらせてもみないで、女性に向かない仕事、と決めつけることはせっきくの女性の能力を引き出すことができない、もったいない現象といえる。ただし重量物や危険物を扱うような職場は別論である。

もちろん、会社訪問に女子学生・生徒が来た場合、社員が油まみれや真っ黒になって働く姿を見せると幻滅する可能性も高い（これは男子学生・生徒でも同じである）。受け入れ側としてできる限り5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を徹底させておくことは必須である。5Sが整っている企業は優秀な人材の確保にもつながるともいえる。

そして男女を問わない問題ではあるが経営者自身がいかに「夢」を語ることができるか、が中小企業における採用活動の最大のポイントである。「今は小さな規模でも将来は大きくなる」とか「規模は大きくしないが、独自技術をもって世界でオンリーワンの企業となる」といった経営者の生の声は学生を引き付ける。経営者自身が夢を持つことができない企業では学生に入社してほしいといっても所詮無理な話なのである。

4 女性 の 定 着

仮に優秀な女性が採用できたとして、定着するか否かについては女性特有の結婚、出産、育児がそれぞれ大きな壁であろう。最近では結婚で退職するケースは少なくなっているが、やはり出産から子育てまでが壁として厳然と立ちはだかっている。身内に子育てを任せることができる場合は別として、男女雇用機会均等法が何度も改正され、企業に浸透していき状況は変わってきても、やはり保育所の問題、夫の協力の有無などは引き続き女性にとって頭の痛い問題となっている。自分の力だけでは如何ともしがたいからである。

こうした状況において企業としてはできる限り退職させない施策をとらざるをえない。さもなければ本人がそれまで身に着けた技能・技術が無駄になるばかりか、それまでの教育投資が完全にコストになってしまうのである。

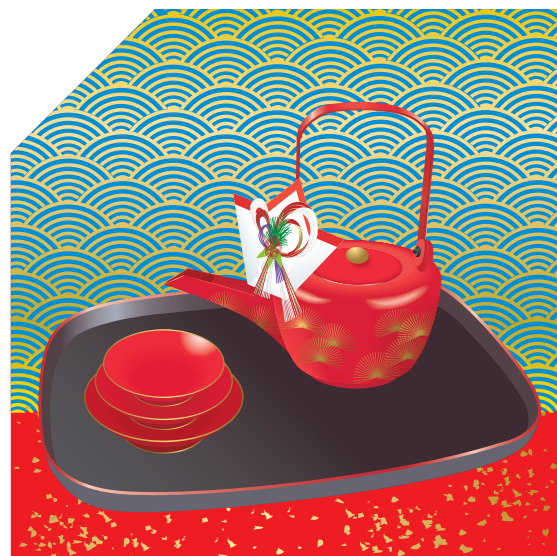
もっとも前述したとおり基本は自社の魅力づけを図ることが一番であるが、中小企業ではよほど他社と差異化できる技術力を有していないと金銭的魅力をつけることは難しい。その代り技能の向上、製品が完成したときの達成感、人間関係の良さ、経営者の人柄といったものが魅力となりうるだろう。そのほかに一般論として具体的にはどのような方法があるだろうか。定着施策を検討してみたい。女性を念頭に置いているが、中には男性にも通用するものもあるだろう。

◆ 1 育児休業を取りやすくする風土づくり

いわゆる育児介護休業法では育児休業以外に短時間勤務制度の義務付けなど諸制度が定められている。問題はこれら諸制度を取得できる風土があるかどうかである。そして中小企業では前述したように人材に余裕がなく、一人一人が貴重な財産であり、一時的にでも抜けられると業務上大変困ることも多い。そして年齢的にも一人前になっている場合が多く、戦力としても大変期待されている世代でもある。

こうした場合、「休業されては困る」という対応をとると、育児か仕事か、二者択一を迫ること

となり結局退職してしまうこととなるケースも多いであろう。反面、中小企業独自では対応策をとることも難しい。たとえば企業内託児所の設置といっても、それができるのは大企業であって、通常の中小企業では不可能なのである。結論からすると、地域の中小企業が共同出資する形で職場近隣に託児所を設けるといった、共同事業を行うのが現実的な方策であろう。そうすれば休業期間も短くて済み、女性も企業側もデメリットを最小限にすることができるのではないだろうか。



◆ 2 キャリアモデルの積極的登用

自社に限らず、「育児休業取得後も中小企業で活躍する女性」というモデルが存在するか否かは決定的に女性の就業意識に影響を及ぼす。モデルがいないと、自分自身も不安になるし、また会社全体としても育児休業取得後、果たして復帰してくれるかどうか不安でもあろう。有能な女性社員には育児休業後に復帰してくれるよう働きかけ、また短時間勤務制度の適用など環境も整備しておくことが必要である。最初は一見特別扱いするように見えるかもしれないが、長期的にみると能力の流出の方が大きなコストになるのである。

◆ 3 メンター（相談相手）の存在

育児休業中や休業後復帰したときなど、女性社員は様々なことについて不安を抱き、また誰かに相談したいことも出てくるであろう。そうしたときに相談相手がいるのといないのとでは安心感が異なる。この「相談相手」は上司とは限らない。先輩、同僚、また全く面識のない役員などでも適当な者がいるかもしれない。このような相談相手のことを「メンター」とよんでいる（相談する者のことはメンティー、あるいはプロテージという）。先進的な企業ではメンターを社内で公認しているところもあるが、中小企業においては自社だけでなく、近隣他社や協同組合仲間の企業も巻き込んだメンターも考えられてよい。

ただ、このメンター制度も会社からメンターを指定されるようなことになると、うまく機能しない。相性が重要だからである。メンターにとって肝心なことは「先輩が障害をどのような形で乗り越えたのか」をメンティーに伝承し、退職させずに勤務を継続させることである。壁にあたった社員もちょっとした一言で救われるケースは多いのである。

4 復職制度の制定

一回育児などで休業の道を選ばず、退職してしまう女性社員も多いことであろう。こうした社員の力を発揮させない手はない。中小企業ではパートタイマーとして復職させるより、正社員として働いてもらうことが多いだろうが（それ以前に、正社員とパートタイマーとの職務の違いがあるかどうか問題でもある）、このように復帰してもらうことを前提とした退職制度もあってよいであろう。この場合には復帰した場合に「浦島太郎」状態にならないように、定期的に会社の情報を送付するなどの工夫が必要でもある。

5 女性のキャリアアップの可能性

さて、女性は一般的にすぐ退職してしまうから教育しても無駄だという考え方もある。統計的差別理論という論理だが、結局これは卵が先か、ニワトリが先か、という循環論に陥ってしまう。企業に育てる気がないから女性は辞めてしまい、女性は退職しやすいから教育しないという状況になるからである。

これを打破する方法を上述してきたが、結局のところ社員（男女問わず）にキャリアイメージを持たせることができるか否かにかかってくる。つまり将来は企業内においてこのような道を進むという道筋を示すことである。今はこの仕事をしているが、しばらくたつと次はこのような仕事を行い、その次は…という形である。もちろん業務内容は変化することが予想されるため、あくまでもガイドラインでしかないが、そのような将来像が見えているのといないのとではロイヤリティも違ってくる。

女性の場合と言うまでもなく、定年までの道筋を考えているという場合と、途中で退職することが前提となっている場合とでは違いが出てくることは自明の理である。役職で示すことも一案ではあるが、中小企業の場合、係長・課長・部長といった役職が魅力付けになるかどうかを考えねばならない。賃金の上昇、権限・責任の広がりの魅力になるレベルだろうか。

6 女性自身の意識向上

このように企業の対策を考察してきたが、問題は女性自身の就業意識にも存在する。「きれいな仕事をしたい」「製造現場はいやだ」などと言われては、せっかく企業の基幹を女性にも担ってもらいたいと考え、キャリアプランを構築しても意味がない。

中小企業は恒常的に人材不足であり、一人数役をこなしてもらわねばならないことも多い。そこで不満を漏らされても困る、というのが企業の本音であろう。

これは一企業ではどうしようもない課題である。学校や家庭での教育につながる問題でもある。特に親の考え方として「なぜ中小企業なのだ」「女が製造現場につくなんて」という感覚を持つ者はまだまだ多く、学生・生徒はその影響を強く受けてしまいかねない。対策としては家族の理解を得るために、両親や進路指導担当教員、就職担当者に対する工場見学、会社見学を勧めることであろう。実態を見てもらわねば説得力も欠ける。周囲への配慮も必要なのである。

女性・男性という性別に関する差別の禁止制度は整備されてきており、法的にはかなり充実したものになってきている。しかし、制度は完備しても人間の意識はどうしても変わりにくい。とにかく実績を出すことが本人や周囲の気づきにつながるのである。製造現場を忌避する女性社員でもやらせてみれば「ものづくりの楽しさ」に目覚めるかもしれない。

経営者や古手男性社員でも実績をあげれば、「女性にはできない仕事である」という反論の余地はないだろう。

今後、少子高齢化の波は確実に押し寄せてくる。その中で中小企業は特に優秀な社員を確保しようとする女性を採用し、かつ保有している能力を発揮してもらわねばならない。

そしてよく言われる「女性特有の感性を生かした職務」などという言葉があるが、筆者は大変違和感をおぼえる。女性がすべて繊細、かつ家事に詳しいわけではなく、家事が大好きな男性や細やかな神経を使うことができる男性も多いはずで、「性差」が問題なのではなく「個性差」に着目した適材適所が望まれる所以である。

男性・女性の区別なく、その能力を引き出して最大限発揮させる環境を作り、他社にまねのできない差異化を果たした企業、そうした企業のみが生き延びていくであろうことを最後に述べ、本稿を閉じたい。



あけましておめでとうございます

東京都中小企業団体中央会

会 長 大 村 功 作

副 会 長 田 中 彰

副 会 長 上 原 洋 一

副 会 長 堀 越 達 哉

副 会 長 車 田 和 男

副 会 長 有 手 勉

〒 104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館

TEL : 03-3542-0386 (代) FAX : 03-3545-2190



謹賀新年



杉並リサイクル事業 協同組合

理事長 高岡 和 敏

〒167-0042
杉並区西荻北 1 - 3 - 8
グリーンコーポ 206
TEL:5382-2525 FAX:5382-2424

江戸川運輸施設協同組合

理事長 油井 健 一

〒134-0086
江戸川区臨海町 4 - 2 - 1
TEL:3878-3711 FAX:3878-3718

三多摩生コンクリート 協同組合

理事長 矢島 士 郎

〒190-0023
立川市柴崎町 3 - 11 - 22
TEL:042-529-2121 FAX:042-529-0533

東京都紙文具商業協同組合

理事長 原島 博

〒175-0082
板橋区高島平 3 - 5 - 10
TEL:5968-5901 FAX:5968-5941

東京都板硝子商工協同組合

理事長 永島 光 男

〒103-0007
中央区日本橋浜町 2 - 38 - 9
TEL:5641-3490 FAX:5641-3493

東京都環境衛生事業 協同組合

理事長 宇田川 猛 彦

〒102-0073
千代田区九段北 1 - 6 - 4
TEL:3288-0109 FAX:3288-0131

東日本基礎工業協同組合

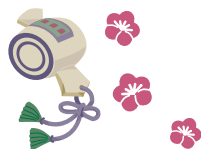
理事長 中川 隆

〒132-0035
江戸川区平井 5 - 10 - 12
TEL:3614-9111 FAX:3614-9113

東京都麺類協同組合

理事長 鵜飼 良 平

〒101-0051
千代田区神田神保町 2 - 4
TEL:3262-5206 FAX:3262-5209



謹 賀 新 年



荒川区リサイクル事業 協同組合

理事長 大久保 信 隆

〒116-0014
荒川区東日暮里1-39-12
TEL:5850-4561 FAX:5850-4570

東京和服裁縫協同組合

理事長 鈿 持 博

〒162-0063
新宿区市ヶ谷薬王寺町53-1
薬王寺ニューハイツ203号
TEL:3358-0505 FAX:3358-0507

東京薬業卸協同組合

理事長 金子 勝 男

〒101-0036
千代田区神田北乗物町9
TEL:3254-3087 FAX:5256-6734

全互連冠婚葬祭中央協同組合

理事長 北 村 芳 明

〒116-0013
荒川区西日暮里2-27-4
シティ日暮里301
TEL:3891-3140 FAX:3891-7633

東京釦服飾手芸卸協同組合

理事長 千代田 達 英

〒103-0004
中央区東日本橋3-12-11
リブラ東日本橋VIビル3階
TEL:3661-5717 FAX:3662-5986

城南鋳物団地協同組合

理事長 梶 彌一郎

〒143-0003
大田区京浜島2-19-8
TEL:3790-1731 FAX:3790-1730

流通ネットワーク協同組合

理事長 赤井澤 省 三

〒166-0003
杉並区高円寺南4-6-10
プライム高円寺5階
TEL:3315-9287 FAX:3313-4274

銀座築地飲食業協同組合

理事長 野 田 嘉 康

〒104-0061
中央区銀座4-10-6
TEL:3541-7856 FAX:3541-7862

中小企業の海外進出－アジアにおける企業展開の秘訣 －アジアのプラスチャイナワンのビジネス環境を検証する－

アジア企業経営研究会 会長 藤 原 弘



プラスチャイナワン進出のポイント

- (1) アジア進出にあたっては、生産設備、部材部品の現地調達を徹底し、コスト削減を図ること。
- (2) 顧客企業も日系企業だけの枠組から脱し、中国地場企業、現地進出欧米企業、韓国、台湾企業等の現地進出外国企業へと多角化することが不可欠。これら外国企業の部品供給に関しては、彼らの品質基準にあった部品の開発をしなければならないので、R&D のシフトも不可欠。
- (3) 顧客の多角化を進めるうえで大きな問題は、地場企業、現地進出欧米企業、韓国、台湾企業等からの代金回収が大きな問題であり、この問題に対応できる多国籍人材の確保が急務。
- (4) アジア各国、中国内陸部でも大卒技術系、マネジメントスタッフを中心に一般ワーカーまで転職率が高まっており、日本での研修を含めた人材育成策等の対策が喫緊の課題。

は じ め に

筆者は最近、中国内陸部及びアジア各国に進出している日系企業、欧米企業、台湾企業等を訪問する機会を得た。

その際感じたことは、中国の沿海部を視点にみると、中国内陸部もタイ、ベトナム等のアジア各国も人件費、部品メーカーの集積度合い、インフラ等の面で格差を考慮すると、いずれもプラスチャイナワンといった共通項があるということである。

今回は中国内陸部とアジアのプラスチャイナワン^(*)でビジネスを展開する日本の中小企業を中心に欧米企業、台湾企業、韓国企業等の外国企業の経営実態を直視し、今後日本の中小企業が中国内陸部を含むアジアへ進出する場合のサバイバルのポイントにつき筆者が感じたことを紹介させていただく。

(*) プラスチャイナワン：リスクマネジメント手法の一つで、中国への投資だけでなく平行して他の国への投資を行い、リスクの分散化と低減を図ること。

コスト削減と人材確保がアジア進出企業の共通課題

2011 年 10 月にジェトロが約 8,904 社を対象に実施した「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によれば、中国を含むアジアに進出している日系企業の直面する問題は、①従業員の賃金上昇、②調達コ

ストの上昇、③競合相手の台頭（コスト競争）、④現地人材の能力、意欲、⑤従業員の質、⑥現地取引先からの値下げ要求と続く。アジアでビジネスを展開する日系企業にとり最大の問題はコスト削減と有能な人材の確保といえる。ちなみに中国の日系企業が直面している問題は、①従業員の賃金上昇、②調達コストの上昇、③現地人材の能力、④現地通貨の対円レートとなっている。

これは中国全体に散らばる日系企業の直面する問題であり、中国の全人口の 55%にあたる 7 億 2000 万人の消費市場をもつ内陸部に進出している日系企業に特定していないが、これら内陸部も沿海部同様の問題を抱えつつあるというのが、筆者が最近中国内陸都市を訪問した際の印象だ。

このような状況の中で、日系企業は今後どのような戦略をとるべきか。筆者は過去数年の間に東北地区、中部、西部進出日系企業を見て回り、まさに温故知新ではないが、過去の進出事例に現在及び今後の内陸進出の方向性を示すと思われる具体的な事例がみられたので、まず、それから紹介したい。

最初に紹介したいのは筆者が 2005 年に訪問した重慶進出のドイツ企業との合弁会社 M 社（ピストンリング生産）の T 総経理は「部材の 100% 現地調達、現地進出欧米企業、中国企業に販売の的を絞ることが内陸ビジネス成功の秘訣である。」と述べ、以下の通り内陸進出の要点を紹介してくれた。

- 1) 現在、部材は中国全土から調達しており、調達率は 98% である。現地調達できないドイツ製の塩を輸入しているのみである。
- 2) 顧客は長安汽車、嘉陵集団、長安五十鈴、EMERSON、BRIGGS&STRATTON はじめ日系企業だけでなく中国地場企業、欧米企業と多角化している。
- 3) 従業員の約 1300 人のうち半分以上を 1 年契約の臨時工とし、正規従業員の業績が悪い場合は、臨時工といつでも交替させる労務管理を徹底している。同時に業績のある従業員とは 10 年の労働契約を結ぶなどの柔軟な対応をみせている。

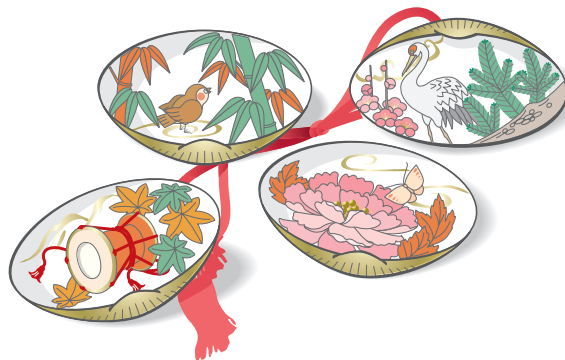
次に紹介したいのが 2008 年に訪問した瀋陽進出の I 社（ステアリングギア生産）であるが、同社の経営のポイントは以下の通りであった。

- 1) 電動式パワーステアリングギアの世界シェアは 8 割に達しており、世界の顧客企業がほとんど中国に進出していることから、日系企業ではなく、欧米企業等の外国企業に販売の重点をおいている。

売り上げの内訳は VW、プジョー、ローバー等の欧米企業が売り上げの 45% を占め、日系 35%、中国地場メーカー 25% である。

- 2) コスト削減のために、フォルクスワーゲン、ローバー等の欧州自動車メーカーからは、中国製の鋼材を使用することで許可をもらい、生産設備も 50% 以上は安価な中国製の設備を改善して使用していた。しかし、トヨタ等日系自動車向けの鋼材はすべて日本からの輸入部材を使用するなど、柔軟な対応をみせていた。

筆者の現場検証の印象からいえば、中国内陸部及びチャイナプラスワンに進出している日系企業のビジネス戦略展開の方向はこの 2 社の経営戦略に集約される。以下にまず筆者が 2011 年に中国内のプラチャイナワンともいうべき重慶、成都で検証した日系自動車関連企業の経営実態を紹介する。



1 重慶に R&D センターを設立した A 社

A 社はインドネシア、タイ、ベトナム、インド等のアジア及び欧米に 21 か所の生産拠点を有するグローバルなコントロール・ケーブルメーカーで、グループ全体の売り上げは 1300 億円で中国での売り上げは 2 割近い 240 億円である。当社の重慶での販売面での特徴はホンダ、トヨタといった日系企業だけでなく、一汽、VW、フォードといった中国地場企業、欧米企業へとコントロール・ケーブルの販売先を多角化していることである。そのため当社は生産拠点だけでなく、R&D センターも重慶に設立し、これら現地顧客のニーズにあった製品を開発し、生産し、販売している。当社の R&D センターには重慶大学卒の技術者が 90 名ほどいるが、最近は内陸部といえども非常に転職率が高くなっており、当社の場合も全体で 20% の転職率を記録しているとのことである。内陸部においても優秀な人材は確保することが難しくなっていることに注意すべきである。

さらに 2005 年に筆者が訪問した M 社の場合も同様であったが、部材の現地調達を進め、中国全土から地場の部品メーカーから部品を調達すると、その部品を全量検査しなければならず、不良品が多い場合は地場企業に返還し、新たに部品を調達しなければならないことから、常に 2 か月分の部品の在庫をもっていなければならない、経営圧迫要因となる可能性があることである。

同時に地場部品の使用はその分不良品の発生率が高くなることから、各生産ラインごとに品質管理要員を配置し、さらに完成品として生産ラインからでてくる製品を再度チェックするダブルチェック体制をとらざるを得ないことを強調したい。当社の場合もまったく同様であり、生産ラインからでてくる製品の不良品発生率は 300ppm ~ 1000ppm とのことであり、これをチェックするために検査要員の数は多くなり、工場の従業員の大体 4 割近くを占めるとのことである。

さらに、重慶の経済成長率は 2011 年第 3 四半期で 16.5% と中国で最大の伸びを見せているが、その経済成長の代価として停電も多く、過去には 1 週間程度停電したこともあり、自家発電装置は不可欠である。

2 農村市場をターゲットとする B 社

年間の二輪車の生産台数が 40 万台にも達する B 社の場合も徹底した部材の現地調達を徹底しており、現地調達率は 80% にも達している。中国で部材の現地調達というと多くの場合、中国に進出している日系部品メーカーからの調達がかなりのウエイトを占めるが、B 社が調達する中国地場企業は 260 社で、そのうち日系企業はわずかに 41 社で相当部材の現地化が進んでいることが窺われる。しかし、中国地場企業からの部品調達にはそれなりの代価を支払わなければならない、B 社の場合も、部品の設計図を地場メーカーに与え、その通り生産しているかどうか日本人技術者を派遣し指導している。さらにコスト削減の観点から高い日本製の設備は使用せず、中国製を使用しており、設備の故障への対応及び使用期限に配慮しなければならない。ちなみに日本製の使用期限は 20 ~ 30 年であるが、中国製はせいぜい 5 ~ 10 年程度である。

このように中国製の設備を使用し、中国製の部材を使用して二輪車を組み立てることから、同社の場合も不良品の発生には相当の配慮をしている。日本の工場と比べれば一桁高い不良品発生率を抑えるために、相当数の検査要員を配置しており、そのかなりの検査要員が女性従業員であることに注目したい。

重慶にはかつて筆者が工場見学させてもらった中国地場の二輪車メーカー宗申グループや奇瑞汽車といった地場の競争力のある企業が存在することから、コスト削減と製品の差別化に向け経営的な圧力が一層高まっている。

表－１ 2011 年上半期都市部住民一人当たり可処分所得（地域別）

	省・直轄市・自治区	元	前年同期比(%)
1	上海市	18,382	16.5
2	浙江省	16,835	17.1
3	北京市	16,236	13.2
4	広東省	13,903	16.0
5	江蘇省	13,741	19.5
6	福建省	12,980	18.1
7	天津市	12,861	20.0
8	山東省	11,098	18.6
9	重慶市	10,383	19.9
10	遼寧省	10,038	22.7
11	内モンゴル自治区	10,035	20.2
12	湖南省	9,513	16.9
13	海南省	9,512	26.7
14	湖北省	9,485	19.2
15	広西チワン族自治区	9,484	12.3
16	四川省	9,388	21.1
17	安徽省	9,356	25.3
18	陝西省	9,346	23.4
19	雲南省	9,137	18.4
20	河北省	9,104	15.9

(出所) CEIC より作成

さらに中国では二輪車は沿海部の大都市での交通規制、ガス規制の観点から、市場としては内陸の都市ではなく、農村を目指さざるをえないというのが現実だ。しかし、表－１にみられるように重慶、四川省、遼寧省、湖北省などの内陸部の一人あたりの可処分所得は急増しており、当社のように二輪車の価格を都市部での販売価格を４割程度引き下げる販売戦略は現実的といえよう。当社はすでに中国全土に 27 の販売代理店と販売店を 2000 店有しているが、この販売ネットワークをさらに中国内陸部農村地帯に拡大する方向にある。

3 高い現地部品調達率を達成した C 社

内陸での部品調達に関しては多くの企業が品質問題に直面し、苦勞を強いられているが、C 社（伝送器生産）の場合は進出後 15 年の間に、部材の現地調達率が 90% となり、調達先も日系の部品メーカーはわずかに 1～2 社程度であり、ほとんどが中国の地場企業である。これまで中国部品メーカーに対する技術指導を地道に実施してきたことが成果を上げ、日本式品質管理を徹底することができた好例である。

しかし、別の日系部品メーカーの関係者によると、「重慶、成都に進出している日系企業は部品の現地調達といっても、重慶と成都だけでなく、中国全土から調達しており、その物流コストも計算に入れておく必要がある。上海から重慶までの輸送時間は 10 日かかる」とのことであった。

当社の品質管理体制の核となっているのは、多能工化である。当社の生産部門には日本人管理者が一人配置されているだけで、中国人ワーカーが一人で 6 台の設備を操作する多能工化を徹底しており、こ

れが不良品の発生率を低下させているようであり、不良品の発生率はコンマ以下とのことであった。

多能工化し、さまざまな技術を身に付けた従業員の転職率は高くなるのではないかと質問したところ、わずかに3%とのことであった。転職率が低い理由として、①給与は年間19か月(ボーナス7か月)支給、②工会との関係強化、スポーツ大会、リクレーション等による従業員と一体化促進、③従業員の評価基準は、学歴はまったく関係なく、技術能力、営業成績を重視するとの点が指摘された。

しかし、生産面での問題を克服し、モノづくりでは順調にしているC社であるが、2010年の売り上げの2割近くが未収金となっており、400人の従業員のうち、代金回収、販売等の営業経験豊富な130人のスタッフで構成される代金回収専門部隊を投入して、中国企業に対しては前金制度をベースに代金回収を図っているとのことである。今後は「モノづくり」の人材だけでなく、販売関連の関係を活用して販売の拡大と代金の回収のできる人材の確保が一層重要となろう。

5 中国製の設備が9割を占めるD社

当社(オイルポンプ等生産)は進出時に中古機械を持ってきて当初よりコスト削減に非常に積極的であり、現在設備の90%は中国製である。当社の関係者によると、20万元以上のNC旋盤でも中国製は5年間しか使用できないことを認識すべきとのことである。設備は中国製であっても、日系企業に納品することから、部材はすべて日本から輸入しており、日本での価格より25%高くなっており、製品コストの6割はこの材料コストである。

さらに関連部品の現地調達に関しても、品質の問題もあり、現地進出日系企業が半分以上を占める。今後は中国製の部材を使用することを検討している。当社の製品の販売先も富士重工、日本精工といった日系企業であるが、中国の地場企業にも販売先を拡大しつつある。

高まる内陸都市での転職率

重慶、成都にはたとえば重慶大学のようなレベルの高い大学が集中しており、最近の大学生の増加に伴い、この二都市においても大学生は大幅に増大しており、沿海部に比べれば大卒の採用は比較的容易である。しかし、最近の内陸部への外国企業の投資等による市場の拡大により、労働構造に大きな変化がみられる。今回訪問した重慶、成都の企業関係者が口を揃えて指摘したことは、従来沿海部に出稼ぎにでていた農民工が内陸部で就職できるようになったことである。沿海部との生活費の格差を考えれば内陸部に留まるのがはるかに有利だからだ。今回訪問した成都の企業のなかには、大卒技術者の給与が3,950元、ワーカーの賃金は2100元とのことであった。さらに同地に進出しているフォルクスワーゲンはさらに高い月給で、ボーナスを入れると21か月分を年間支給しているとのことである。

このような欧米企業、富士康など台湾企業の大量引き抜きもあり、内陸都市といえども人材確保は難しくなりつつあるのが実態だ。重慶市、成都市政府は2007年以来、「全国都市農村統合総合改革試験区」になっており、農民、大卒労働者向けの低価格賃貸住宅の供給、戸籍制限の緩和、社会保障給付の改善、公立学校への通学許可といった政策を実行しており、今後とも重慶、成都と付近の農村との人的交流が強化され、人材不足が緩和されることを期待したい。

表－２ 2011 年地域別最低賃金一覧表（2011 年 9 月 1 日現在）

	省・市・自治区	施行日	月給（人民元）	前回改定時比上昇率（％）
東北	遼寧省	11.07.01	1,100	22.2
	吉林省	11.05.01	1,000	22.0
東部	北京市	11.01.01	1,160	20.8
	天津市	11.04.01	1,160	26.1
	河北省	11.07.01	1,100	22.2
	上海市	11.04.01	1,280	14.3
	江蘇省	11.02.01	1,140	18.8
	浙江省	11.04.01	1,310	19.1
	福建省	11.03.01	1,100	22.2
	山東省	11.03.01	1,100	19.6
	広東省	11.03.01	1,300	18.2
	うち：深セン市	11.04.01	1,320	20.0
中部	山西省	11.04.01	980	15.3
	安徽省	11.07.01	1,010	40.3
西部	重慶市	11.01.01	870	27.9
	貴州省	11.09.01	930	12.0
	雲南省	11.09.01	950	14.5
	寧夏回族自治区	11.04.01	900	26.8
	新疆ウイグル自治区	11.06.01	1,160	20.8

（出所）各地方政府発表よりジェットロ作成（一部報道による）（9 月 9 日時点）

（注 1）各地方の地区別最低賃金区分のうち、最も高い地区の賃金水準を表示

（注 2）地域によって個人が支払う社会保障金と住宅積立金は含まれない場合もあるので、単純比較はできない。

避けられない多国籍人材の活用

もう一つのプラスチャイナワンにおける日系企業の直面する問題

タイの商務省の発表によると、今回の洪水によりタイで登記している企業 50 万 6000 のうち、約 35 万企業が影響を受けているとのことであり、その影響の大きさが窺われる。アジアのビジネスセンターとして注目されてきたタイが今回の洪水により、企業の経営戦略上どのように変化するのに関心のあるところであるが、今回は洪水発生前に行った企業インタビューの内容を紹介する。

1 顧客の多角化を目指す D 社

D 社（ブレーキ・チューブ生産）はタイに進出して 9 年ほどになるが、主要顧客はトヨタ、ホンダ、スズキ、三菱自動車等の日系企業である。当社の N 社長によれば、日系自動車メーカーは一回受注に失敗すると、3～4 年は注文がとれないとのことである。日系自動車メーカーが新車を開発するまで、部品を受注できる可能性はないということのようである。

当社の最大の顧客は日系自動車メーカーであるが、最近タイにおける外国自動車部品メーカー、たとえば英国の自動車部品メーカー TI Automotive 社との価格競争が激化していることもあり、GM にも部品を供給している。インドではグループ会社がスズキ、ホンダ、日産、トヨタを中心に TATA グループにも部品を供給しており、最近ベンツの官営者が当社の工場の生産ラインをチェックしてきたそうだ。ビジネス関係を日系企業のための枠組みから抜け出し、グローバル化することを検討している。

最近のタイでは労働争議が発生しやすくなっており、日系部品メーカーは会社内に労働組合ができると、そのことを自動車メーカーに報告しないと、部品の受注ができなくなる可能性があるからだ。日系自動車メーカーも労働組合ができ、ストが発生すると、部品の供給が遅れることを警戒しているから

だ。同社の場合も 2008 年に同業他社でストあり、それを自動車メーカーに報告しなかったため、部品の発注を取り消され、それが当社に回ってきたとのことである。

労働争議は直接注文に影響することを認識しておく必要があるようだ。N 社長はかつてタイのマツダにも勤務した経験を入れると、15 年ちかくタイに在留しており、タイ語も流暢で、タイ人従業員とのコミュニケーションも緊密であり、多くの日系企業にみられるような労働争議はおきていない。

タイ語のできる現地化した経営者もしくは経営スタッフの存在がタイでの企業経営の成否を決めるといっても過言ではない。

コスト削減が最大の課題

日系自動車メーカーから欧米自動車メーカーを中心とした外国企業へと顧客を拡大する D 社であるが、問題はコスト削減である。N 社長によれば、日本企業の求める技術力をもつタイの地場企業を見つけることは難しく、パイプ鉄板は日本から輸入しており、特殊ナットなどもタイ進出日系企業から調達せざるをえないのが実態だ。今後、タイの地場部品メーカーの開拓がコスト削減の課題である。

また、品質に厳しい日系企業への対応として、不良品発生率を下げるために、従業員の生産ラインにおけるマニュアル化を徹底し、従業員が作業手順を間違えれば生産設備も停止するように手配している。さらに従業員の品質管理、技能を高めるために、多能工制度を徹底している。エンジニアには日本の本社研修も実施している。

2 独自に販路を開拓する E 社

E 社（精密プレスメーカー）はもともと家電部品のメーカーであり、顧客であるソニーやシャープがタイに進出したことから、タイに進出したが、主要顧客企業であるソニーがタイでのテレビの生産を停止したことから家電部品から自動車部品へと転換した。現在主要顧客はデンソーであるが、コスト削減に関しては、かなり厳しい状況にあり、部材調達先も日系部品メーカーだけでなく、タイの地場企業を中心にグローバルな調達をすることが不可欠とのことである。

当社の生産する部品の 9 割は量産品であるが、1 割は技術を要する金型部品が占め、その対応が問題となっている。当社の 4 社のタイ地場部品メーカーから部品を調達しているが、他の日系企業同様に地場企業の生産ラインのチェック及び技術指導に相当時間を割かれているのが実態だ。日系部品メーカーの立場からみれば、地場企業の生産ラインに日本製の設備が設置され、日本人の経営スタッフもいて日本式経営を徹底しているのに、日本人の技術担当者が辞職したとたんに関与していた品質の部品を製造できなくなり、損害を受けたようだ。地場部品メーカーの発掘はコスト削減を目指す日系部品メーカーにとり大きな問題となっている。地場部品メーカーの発掘も日本人スタッフがいるとか、日本製の生産設備の有無だけでできる簡単なものではないようだ。

販売に影響を与える労務管理

当社の場合も労務管理には相当配慮している。理由は他の自動車部品メーカー同様に、デンソーのような顧客企業から労組ができたかどうか、従業員に対する労務管理の実態につき問い合わせがあるようだ。ストが発生すると部品の供給が間に合わなくなる危険性がでてくるからだ。当社も過去に労組設立の動きがみられたが、事前に従業員の動きを把握し、阻止したとのことである。今後は日本人スタッフ

をできるだけ削減し、タイ人スタッフの活用を進め、人材の現地化を目指している。労務管理の効率化とコスト削減のためである。

当社はここタイでは、日系企業だけでなく、欧米企業、韓国企業、台湾企業、中国企業、タイ地場企業等との競争が激化していることから、今後は現地部材の調達促進、人材の現地化特に販売部門の人材の現地化を促進していかざるをえない状況にあるといえよう。

3 品質管理に細心の配慮—F 社

F 社はタイヤメーカーであり、主要顧客は日系自動車メーカーであることから、品質管理には最大限の配慮をしている。

乗用車のタイヤの主要材料である合成ゴムに関しては、ほぼ7割を現地で生産しているが、トラック、バスのタイヤの天然ゴムに関しては、現地の天然ゴムメーカーに対しては、厳しい品質管理を徹底している。この点に関しては他の日系自動車部品メーカーと同様である。さらにタイだけでなく、周辺の天然ゴムメーカーに対して品質管理を徹底させるために、シンガポールに技術者を駐在させている。

品質管理を徹底させるために技術者を中心に11名の日本人スタッフを派遣しているが、現在は人材の現地化に努力している。タイ人の技術課長を部長代理に昇格させ、タイ人技術者に生産、品質管理を任せる方向にある。

表3 中国の省・自治区・直轄市別対内直接投資（10年）

（単位：件、100万ドル、%）

	省・自治区・直轄市名	契約件数	伸び率	契約金額	伸び率	実行金額	伸び率
東部	江蘇省	4,661	10.5	56,833	11.5	28,498	12.5
	広東省	5,641	29.8	24,601	40.1	20,261	3.7
	山東省	1,632	11.2	13,630	56.5	9,168	14.5
	浙江省	1,944	11.9	20,047	25.2	11,002	10.7
	遼寧省	1,480	△ 9.2	25,635	△ 9.0	20,750	34.4
	上海市	3,906	26.4	15,307	15.1	11,121	5.5
	天津市	592	△ 0.7	15,296	10.5	10,849	20.3
	北京市	-	-	8,488	2.1	6,364	4.0
	福建省	1,139	21.3	12,120	33.5	10,316	2.5
	河北省	246	14.4	3,290	26.3	3,830	6.5
	海南省	72	△ 18.2	402	△ 3.7	1,512	61.2
中部	湖北省	306	14.2	2,786	36.0	4,050	10.7
	湖南省	-	-	-	-	5,184	12.8
	江西省	1,092	33.0	-	-	5,101	26.8
	河南省	362	-	-	-	6,247	30.2
	安徽省	281	△ 4.4	2,160	50.1	5,010	29.1
	山西省	52	-	-	-	710	44.8
	吉林省	-	-	-	-	1,280	12.3
西部	黒竜江省	-	-	-	-	2,760	9.9
	内モンゴル自治区	-	-	-	-	3,385	13.0
	四川省	379	32.5	6,117	152.2	6,025	67.8
	陝西省	139	37.6	2,210	57.8	1,820	20.5
	重慶市	232	44.1	6,259	64.8	6,344	57.9
	広西チワン族自治区	-	-	2,095	30.5	912	△ 11.9
	青海省	17	-	317	2.7	219	2.0
	貴州省	37	-	-	-	295	120.0
	甘肅省	28	-	-	-	135	1.0
	寧夏回族自治区	25	-	284	-	232	63.4
	雲南省	163	14.2	1,518	△ 9.8	1,329	46.0
	新疆ウイグル自治区	51	18.6	-	-	237	10.1
	チベット自治区	2	-	20	-	24	-

（注）地方政府の公表する対内直接投資には「外商その他投資」（委託加工、補償貿易、国際リース等）が含まれる場合があるため、合計額は中央政府公表額を上回る。

（出所）各省・自治区・直轄市政府統計資料等よりジェトロ作成

しかし、当社には独自の QAS (品質保証システム) があり、それを定着させるには時間がかかりそうだ。

タイでは失業率は 0.7% と極めて低いことから、転職率も高く F 社のような大手企業でも月間 7% 程度とのことである。人材不足の対応策として、外国人労働力の雇用も検討しているとのことである。

ま と め

筆者は自らの限られた経験にも拘わらず、2005 年と 2008 年に訪問した重慶と瀋陽の自動車部品メーカーの経営戦略をプラスチャイナワンを目指す日本企業の今後のビジネス戦略の方向性を示すと述べた。その内容は顧客の多角化、部材、設備の現地化、人材の現地化、グローバル化ということになるが、個々の企業をみていると必ずしもそうではない。誌面の関係で紹介できなかったが、中国内陸部、タイといったプラスチャイナワンに進出している日系部品メーカーのなかには、これまでの日系企業のビジネス関係の枠組みから脱却できない企業もいたことは事実である。成都に進出している自動車メーカーの関係者は、「中国市場向けの安価な車の生産に関しては、いろいろと検討しているが、同社の特別品質基準もあり、難しい。当地で部品の調達先は 9 割が日系企業であり当社がグローバルに使える地場部品メーカーが見当たらない」と述べた。同社の成都工場の車の設計は依然本社で行っているとのことであった。プラスチャイナワン進出日本企業も現地市場対応型と日本市場中心型に分化しているようだ。しかし、長期的な方向としては、部材、設備、人材の現地化、グローバル化は避けられないのではないか。この問題の対応策として台湾企業との連携、台湾人材の活用を提案したい。筆者は 2011 年中に日系企業とともにタイ進出台湾自動車部品メーカーを 10 社程度訪問したが、その経営上の特徴をあげると次のように集約される。

- 1) 台湾企業の投資は中国一極集中型と思っていたが、中国とアジア市場とのバランスを取りながらアジア市場をみており、中国からタイその他のアジア諸国へ生産拠点を移転している。
- 2) 台湾企業のアジア展開は徹底した現地化、永住化が基本戦略である。

多くの台湾企業の経営者はタイでの永住化を前提としており、現地会社もタイ人を会長にし、資本金はタイ側に 51% 出資し、タイ企業となっており、日本企業が難しいと言っていた外国人労働者の雇用も可能となっていた。

- 3) 台湾企業の多くは日本企業の技術、合併等の連携を追求し、日本企業とのビジネス関係を拡大しようとしており、日本式経営方式、品質管理を徹底している。
- 4) これら企業の生産ラインも台湾製、日本製等の設備を導入し、自動化を進めると同時に製品の品質を最終的にチェックできる熟練工の育成にも同時に力を入れている。
- 5) これらタイ化した台湾企業の経営者はいずれも 20 年以上タイに在住しており、タイ語も流暢で、労務管理もタイ語で直接行っていることから、タイ進出日系企業によくみられる労働争議はない。
- 6) 人材不足が深刻になるなかで、台湾企業は関係 (GUANXI) を活用してタイの東北地区の農村から従業員を採用すると同時に、インド人、ミャンマー人、マレーシア人、日本人等の多国籍の外国人スタッフの活用している。
- 7) 販売戦略に関しては、日系企業が中心であるが、欧米企業等にも多角化している。

台湾企業は筆者の訪問後の印象では、プラスチャイナワンでの経営の現地化、多国籍人材の活用も能力主義で徹底しており、現地部品調達先としての台湾企業とのビジネスアライアンスの構築及び台湾の人材をはじめ有能な多国籍人材の活用を促進し、日本の中小部品メーカーの販売先を日系企業の枠組みから脱却させ、グローバル化できるような支援体制を構築すべきではないだろうか。



謹賀新年



ロンプルフ防水事業 協同組合

理事長 大澤 孝 至

〒130-0021
墨 田 区 緑 4 - 1 5 - 3
ロンシールビル1階
TEL:5600-4036 FAX:5600-4037

東京返本加工協同組合

理事長 工 藤 裕 樹

〒349-0131
埼 玉 県 蓮 田 市 根 金 1464 - 1
出版共同流通株式会社蓮田センター内
TEL:048-767-1820 FAX:048-767-1821

上野廣小路商業協同組合

理事長 五十嵐 義 晃

〒110-0005
台 東 区 上 野 1 - 1 9 - 1 0
TEL:3831-3824(代) FAX:3831-3018

東京産機協同組合

理事長 黒 岩 孝

〒101-0047
千 代 田 区 内 神 田 3 - 4 - 1 5
TEL:3256-7505 FAX:3256-7503

関東自動車共済協同組合

理事長 小長谷 政 幸

〒103-0012
中 央 区 日 本 橋 堀 留 町 1 - 1 - 1 1
TEL:3661-8833 FAX:3661-9505

東京スポーツ用品工業 協同組合

理事長 北 岡 功

〒111-0053
台 東 区 浅 草 橋 5 - 8 - 6
TEL:3863-3851 FAX:3863-6725

全国パラテックス防水 工事業協同組合

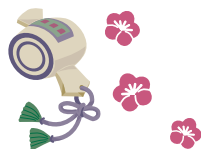
理事長 加 藤 和 之

〒106-0044
港 区 東 麻 布 1 - 9 - 1 5
TEL:3582-8226 FAX:3582-8229

社会貢献事業協同組合

理事長 畑 中 稔

〒162-0846
新 宿 区 市 谷 左 内 町 5 - 8
TEL:3267-2655 FAX:3267-2656



謹 賀 新 年



全国いか加工業協同組合

理事長 利 波 英 樹

〒113-0034
文 京 区 湯 島 3 - 47 - 8
TEL:3834-3731 FAX:3834-3735

大田区リサイクル事業 協同組合

理事長 西 義 雄

〒144-0052
大 田 区 蒲 田 5 - 36 - 2
相互蒲田ビル 403
TEL:5714-1771 FAX:5714-1772

東京都火災共済協同組合

理事長 飯 島 玲 光

〒104-0061
中 央 区 銀 座 2 - 10 - 18
TEL:3542-0271 FAX:3545-8606

東京生コンクリート卸 協同組合

理事長 歌 川 嘉 矩

〒104-0061
中 央 区 銀 座 5 - 14 - 6
TEL:3545-1001 FAX:3545-1004

東京明乳事業協同組合

理事長 川 幡 康 成

〒101-0047
千 代 田 区 内 神 田 1 - 9 - 10
TEL:6273-7640 FAX:6273-7641

東京美術商協同組合

理事長 下 條 啓 一

〒105-0004
港 区 新 橋 6 - 19 - 15
TEL:3432-0191 FAX:3431-7606

東京オートバイ協同組合

理事長 福 田 晴 次

〒164-0012
中 野 区 本 町 6 - 22 - 11
ニコラ 102
TEL:3384-9882 FAX:3384-9187

イー・マネージ・ コンサルティング協同組合

理事長 小 林 勇 治

〒160-0023
新 宿 区 西 新 宿 8 - 14 - 17
アルテール新宿207号
TEL:3366-3400 FAX:3366-3550



謹賀新年



中野美容協同組合

理事長 小川 浩

〒164-0012
中野区本町6-44-9
TEL:3382-0047 FAX:3382-0047

東京精密工具協同組合

理事長 沼田 智秀

〒144-0052
大田区蒲田5-45-6-304
TEL:3730-8585 FAX:3730-8118

関東ボックスカルバート 協同組合

理事長 伊藤 恒允

〒101-0044
千代田区鍛冶町1-9-11
TEL:5296-7421 FAX:5296-7422

東京果物商業協同組合

理事長 齋藤 充

〒143-0001
大田区東海3-2-6
TEL:5492-2620 FAX:5492-2626

東京管工機材商業協同組合

理事長 小泉 久則

〒101-0032
千代田区岩本町1-4-3
KMビル
TEL:3866-9543 FAX:3851-7354

日本アスファルト防水工業 協同組合

理事長 片山 英男

〒103-0005
中央区日本橋久松町9-2
日新中央ビル7階
TEL:5644-7651(代) FAX:5644-0594

協同組合関東給食会

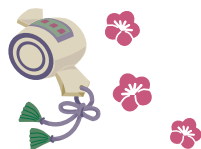
理事長 野口 昌孝

〒101-0047
千代田区内神田3-21-6
村越ビル5階
TEL:3256-6321 FAX:3256-6336

外国自動車輸入協同組合

理事長 安藤 良一

〒156-0041
世田谷区大原2-1-18
TEL:5355-6411 FAX:5355-6415



謹 賀 新 年



東京互立工業協同組合

理事長 山下 勝 意

〒140-0011
品川区東大井 1 - 3 - 34
TEL:3740-2401 FAX:3474-2155

商業組合

首都圏お菓子ホールセラーズ

理事長 関 口 快 流

〒110-8687
台東区入谷 1 - 18 - 7
東京菓子会館内
TEL:3874-3500 FAX:3875-8320

江戸川個人タクシー 事業協同組合

理事長 笠 間 健 児

〒133-0061
江戸川区篠崎町 2 - 402 - 1
TEL:3678-1171 FAX:3678-1174

東京都タイル煉瓦工事工業 協同組合

理事長 矢 部 晴 也

〒162-0843
新宿区市谷田町 2 - 29
TEL:5225-6466 FAX:5225-6477

東京配電盤工業協同組合

理事長 宇賀神 清 孝

〒105-0012
港区芝大門 2 - 11 - 1
TEL:3434-4815 FAX:3434-4921

協同組合庄や和食グループ

理事長 平 辰

〒143-0016
大田区大森北 1 - 22 - 1
TEL:3764-6431 FAX:3764-6435

羽田鉄工団地協同組合

理事長 鳴 島 清 恵

〒143-0004
大田区昭和島 2 - 4 - 3
TEL:3765-1881 FAX:3765-8839

東京都光沢化工紙協同組合

理事長 萱 槇 雅 浩

〒170-0002
豊島区巢鴨 3 - 3 - 13
コア・ハナミ 201
TEL:3576-5600 FAX:3576-5656



謹賀新年



東京眼鏡販売店協同組合

理事長 片山敬三

〒103-0027
中央区日本橋 3-3-5
新日東ビル6階
TEL:5203-1661 FAX:5203-1663

東京文紙事務器卸協同組合

理事長 原田政樹

〒111-8611
台東区柳橋 1-2-10
東京文具共和会館
TEL:3861-4981 FAX:3861-5246

東京スポーツ用品卸商 協同組合

理事長 山口直樹

〒111-0053
台東区浅草橋 5-8-6
TEL:3866-7079 FAX:3865-7139

武蔵野住宅事業協同組合

理事長 秋元春平

〒180-0013
武蔵野市西久保 1-39-5
TEL:0422-36-0502 FAX:0422-52-0376

東京都文具事務用品 商業組合

理事長 松本榮一

〒111-8611
台東区柳橋 1-2-10
東京文具共和会館7階
TEL:5835-3761 FAX:5823-1707

東京出光石油協同組合

理事長 金子友三子

〒105-0001
港区虎ノ門 5-11-2
オランダヒルズ森タワー 17階
TEL:3437-1521 FAX:3437-2715

東京味噌醤油商業協同組合

理事長 藤田利久

〒101-0025
千代田区神田佐久間町 3-37
TEL:3851-8201(代) FAX:3851-8220

東京電設資材卸業協同組合

理事長 鈴木秀一

〒104-0045
中央区築地 3-4-13
電気工事会館3階
TEL:3541-7140 FAX:3546-3838



50年の歩み 東京税理士協同組合創立

東京税理士協同組合 理事長 石田 通野
(東京中央会 理事)



東京税理士協同組合は、昨年4月11日に組合創立50周年を迎えた。

昭和36年4月11日、東京税理士会の会員の相互扶助の精神に基づき、組合員の福利厚生と経済的地位の向上を目的として設立され、以来、税理士会の行なうことの出来ない経済活動を組合が担って税理士と税理士業界発展のため組合運営を行ってきた。

わが国では、国家資格の税理士は、税理士業務を行うには日本税理士会に登録をしなければならず強制加入となっている。そのため税理士会で行う業務は、税理士法で定められていて、税理士会として利益を伴う経済活動は出来ないことになっている。

本組合は、設立時の組合員数は602名であったが、現在では組合員・準会員合わせて組合加入者は、14,500名を超える組織となり、この間、財政基盤の確立を着実に進め、今日では全国で最大規模の税理士協同組合に成長することができた。

組合の事業は、設立当初は、銀行からの融資がままならない税理士の、開業資金、運転資金、コンピューター化に設備資金等の金融斡旋事業が主であった。斡旋で融資を受け助けられた会

員の声がその後の会員増加につながった。しかし今日では、この事業を利用する会員は年間を通じても僅かしかなく、50年の間で大きな変化のあった事業である。そのほか書籍の直営売店、研修のための教育情報、報酬自動支払制度、小規模企業共済制度、税理士年金、クレジットカード、デパート優待券、各種斡旋事業等、組合事業は時代とともに多岐にわたり、また変化もしている。

この50年、組合を支えてきた大きな要因は、昭和47年8月に、組合員及び関与先関係者を会員又は利用会員とする福祉共済団体として、「東税協共栄会」を設立したことにある。

これは、組合員事務所の発展には関与先の繁栄が不可欠であるという認識を踏まえ、税理士だけを対象にした協同組合の枠を超えて、組合員と関与先関係者を横断的に組織する福祉共済団体の必要性が求められた結果で、東税協共栄会は、当時法人会が扱っていた経営者大型総合保障制度の拡大が著しい中、税理士会にも保険制度の導入をということで、「東税協のVIP大型総合保障制度」を導入、推進し現在に至っている。

さらに2年後の昭和49年11月に、東京だけ

でなくもっと多くの地域の税理士に呼びかければ大きなマーケットとなり、共同事業として利用者の利益になるということで、全国の税理士協同組合に呼びかけ、東税協共栄会の全国版組織として全国税理士共栄会が設立された。これが全国各地の税理士協同組合の事業拡大に結びつき、一人一人の税理士と税理士会の発展並びに関与先の繁栄を現在も大きく促している。

今日、社会経済は大きく変貌し、取引の国際化や多様化が急激に進む中、税理士は関与先のニーズに応えるべく資質の向上を図ることが必要とされている。特に、平成 14 年の税理士法改正により努力義務となった研修は、今後は義務化の方向となりそうで、組合員・準会員に対する教育情報事業は、今後益々重要となっている。

50 年のなかでもう一つ大きな変化は、組合員数の減少である。

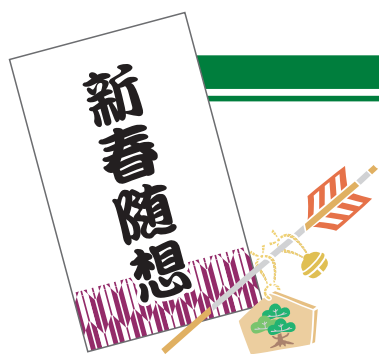
これはやはり平成 14 年の税理士法改正で税理士法人・補助税理士制度の創設が認められ、それまでの組合員で税理士法人の社員税理士や補助税理士の資格者となった者は脱退を余儀なくせざるをえず、組合員は一度に減少した。平成 19 年には準会員制度を創設・導入して、現在は脱退した組合員も戻りつつあるが、近年では開

業する税理士は減少傾向にあり、組合員増加の見込みが難しく、教育情報事業の拡充、さらには HP の充実、インターネットの利用等を含め、組合員・準会員に還元出来る事業を東京税理士会と連携をとりながら、一層きめ細かな組合運営をしていかなければならないと考えている。

組合のこの 50 年は、組合創成期、成長期、そして充実・発展期と歩みを重ねてきたが、それは、その時々日本の経済状況に応じ、執行部の英知と努力、それに加え関連企業のご支援で、磐石の基礎を築くことが出来た。

昭和 57 年 6 月には、東京都中小企業団体中央会に加入し、以後、小規模企業共済・中小企業倒産防止共済の推進に貢献したとして、中小企業庁長官表彰、通商産業大臣表彰を何度も受賞、又、優良組合として東京都知事賞・財務大臣表彰を受賞することが出来たのも、本組合が順調に発展してきた優良な組合である証であるといえるよう。

新年にあたり、組合の輝かしい 50 年の歴史をさらに次の 10 年、50 年へと伝承し、組合員・準会員、その関与先と提携先企業の事業の繁栄のために共存共栄を図りながら、益々発展をしていきたいと強く願うものである。



複写業の歴史と現状

関東複写センター協同組合 理事長 後藤 眞
(東京中央会 理事)



新年明けましておめでとうございます。本年も宜しく願い申し上げます。昨年は国内では東日本大震災並びに原発事故、海外ではタイの大洪水など大規模災害が発生し、未曾有の危機に直面した一年でございました。今年は大過なく過ごせることを祈念すると共に、震災による被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたび新年号の新春随想の依頼を受け、私共の関東複写センター協同組合の生業である複写の歴史をつづっていきたいと思います。皆様方がご家庭やオフィスで身近に使用されている「複写」というものが、どのようにして生まれ、そしてどう変革してきたのかをご理解して頂ければ幸いです。

* * * *

複写の起源である青写真感光紙（ネガ・陰画）が発明されたのは、今から 170 年前の 1842 年、英国の化学者ハーシェルが鉄塩類の感光性物質を発明し、写真的に利用した事が始まりとされております。ジアゾ感光紙（ポジ・陽画）は 1860 年にドイツの GRIETZ が発見したことから始まり、その後ドイツの KOGEL がジアゾ化

合物を完成させました。

わが国では今から 105 年前の 1907 年（明治 40 年）に私の父、後藤捷行によって初めて製造されました。明治 40 年と言いますと、日露戦争終結から 2 年後、ライト兄弟による人類初飛行から 4 年後、世界初のラジオ放送の翌年でございます。父はアメリカから輸入した感光紙を水に溶かし、その成分を分析して感光液を精製しました。当時はまだ塗布機がない時代でありました為、原紙に刷毛を用いて薬品を塗り、乾かして造るという原始的な手作業ではありましたが、これが国産第一号の感光紙、つまり複写の始まりでございます。

その後ドイツに留学していた大蔵省専売局技師の河合勇氏が塗布機を購入して日本に送り、機械塗りを始めました。しかし、多くの障害が起こり、試行錯誤を繰り返した為、全てが軌道に乗ったのは大正 5 年で、製造から 10 年もの歳月を要しました。

時代は変わり、ラジオ（当時はラヂヲと表記）が主流であった情報媒体が、テレビやケータイ、配信型デジタルコンテンツ等、様々なマルチメディアへと進化したことと同様に、印刷と共に

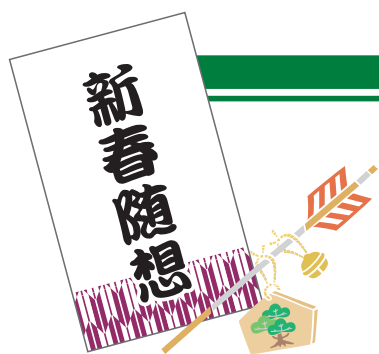
ペーパーメディアの核を担ってきた青写真やジ
アゾも、昭和 40 年代に入ると PPC（普通紙コ
ピー）へ、さらに Windows95（1995 年）が発
売された平成 7 年以降はデジタルメディアへと
進歩を遂げ、メディアが紙からデータ入出力に
変化し、我々の業種も POD（プリントオンデマ
ンド）と呼ばれるようになりました。

しかしながら、私共の複写の組合がどのよう
な現状かと申し上げますと、会員数、所属員数
は減少の一途を辿っております。先ず、全国組
織である日本複写産業協同組合連合会（複写連）
は、ピーク時（12 年前）は 23 協同組合が会員
加盟していたものが、現在では 11 会員協同組合
に止まり、さらに所属員である会社数は 1/3 と
なりました。関東甲信越地域協同組合である私
共の関東複写センター協同組合（関複）はピー
ク時（10 年前）と比較すると 2/5（4 割）の会員
数です。このような現状は私共のみならず、特に
中小企業協同組合には顕著に見られることは想
像できます。個人情報保護法の発足以来、大企
業から中小企業への下請け受注（外注）は激減
しております。更に、外部に一切の情報を開示
しない方針は、営業訪問のみならず、電話、E メール
と行った通信手段ですら制限しております。

このことから、我々複写業の営業には大変な閉
塞感が漂っております。過剰な自由競争を推進
することは、企業が価格競争に走り、結果とし
て一握りの勝ち組みと大勢の負け組みをつくる
原因であります。価格の値下げに対応できない
中小企業は常に負け組なのではないでしょうか。かつて
は中小企業事業分野確保法（分野法）なるもの
が存在していた為、我々は守られておりました。
しかしながら、行き過ぎた自由競争社会の出現
によって、その法は葬られました。今後は個人
情報保護法を守りつつも、外注受注に関し支障
が出ないような中小企業保護体制もつくって頂
きたいと、行政に切にお願い申し上げます。

「ものづくり日本」は我々中小企業にとっては
誇りです。どうか代々受け継がれてきた技術（伝
承）を信頼して頂き、行き過ぎた価格競争を止
めて本当のより良い商品を提供出来る世の中に
戻したいと願っております。

最後に、中央会及び会員組合、ならびに組合
員の皆様のますますのご発展を祈念申し上げま
す。



平賀源内と寒暖計

日本硝子計量器工業協同組合 理事長 横田 賢次郎
(東京中央会 理事)



私どもの団体はガラス製温度計・比重計（液体の比重などをはかる計量器）等の製造事業者団体です。事業者は東京を中心に関西と合わせて現在は27組合員、昨年5月に60周年を迎えました。

一般にはガラス製温度計は寒暖計としてよく知られています。ご家庭には1つぐらい、あるいはそれ以上お持ちの方もいらっしゃるでしょう。寒暖計は比較的廉価な品であり、贈答品などにも多く使用されています。また特別なメンテナンスを必要とせず、破損等特段の事がなければ継続して使用出来、末永くご利用いただける計量器です。他のデジタル温度計と異なり、電池などエネルギーを必要としない優れた計量器です。是非、みなさまにその利便性を評価頂けたらと思います。

寒暖計には赤色の感温液が多く使用されています。この赤色の感温液を赤色の水銀と誤解している方も多くいらっしゃいます。水銀そのものは銀色であり着色はできません。温度計には水銀を感温液としたものも多くあります。水銀を使用する温度計は精密な温度を計る、あるいは高温まで計ることを目的とした工業用温度計が多いです。赤色の感温液は灯油（昔はアルコール）に赤色の染料で着色しています。寒暖計は

測定範囲が狭いですが、感温液は水銀に比べ廉価であり、温度の読み取りも格段に読みやすくなっています。（青色液で製作している物もあります）万一寒暖計を破損しても、感温液は水銀ではありませんので心配は不要です。身近な方で誤解されている方がいらっしゃいましたら、是非このことをお話し頂きたくお願い申し上げます。

さて、前置きが長くなりましたが、平賀源内と寒暖計について述べてみたいと思います。

高松藩志度出身の平賀源内は、発明家、文芸家、陶芸家、画家、本草家、そして起業家として鉦山開発など様々なことをしています。エレキテルあるいは土用の丑の日のキャッチコピーなど、皆様もよくご存じでしょう。この源内は日本で初めて寒暖計“タルモメイトル”を製作した人ですが、あまり知られていません。“タルモメイトル”（寒熱昇降器）はオランダ製の寒暖計を初めて見て、原理はすぐ判ったから簡単に作れると豪語し、明和5年（1768）に作り出したものです。『日本創製寒熱昇降記』しかしながら、この寒熱昇降器は現存していません。

平成15年11月、江戸東京博物館で『平賀源内展』があり、その併設展として『計量いま・むかし展』が開催されました。私ども組合はこ

の併設展に協力のため、先の寒熱昇降器を製作することにしました。製作については北海道大学名誉教授の高田誠二先生に指導をいただきました。オランダ・ライデン市のブルハーフェ博物館に、当時のファーレンهایت氏（華氏）の温度計があり、それを参考に製作しました。この温度計の単位はF（ファーレンهایت）であり、現在使用されている℃ではありません。感温液についても検討し水銀ではなくアルコールとし、液の色は明治初期のドイツの温度計カタログをみるとほとんどが青であったが、今回

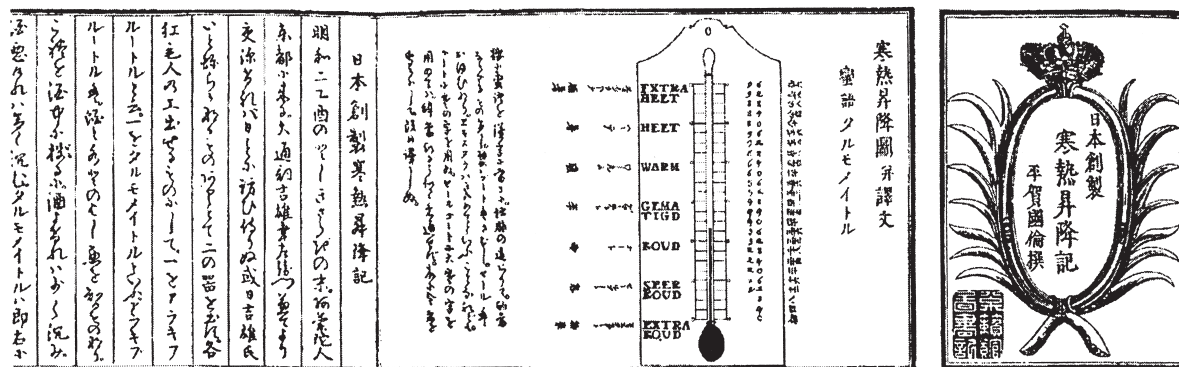
は青と赤の二種類とし、さらにサイズもブルハーフェ博物館のHP、現存している明治初期のカタログから検討し30cmと決めました。温度計の左側にはオランダ語の表記を、下側には温度の数値を、『日本創製寒熱昇降記』にある絵図のと通りの表示で完成を得ました。

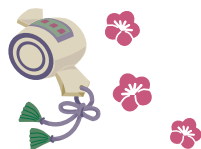
同展で参考製作品として展示し好評を得ることが出来ました。まさに、温度計メーカーの面目躍如とすることでした。

以上、平賀源内と寒暖計についてご理解いただければ幸いです。

源内の『日本創製寒熱昇降記』の絵図

平賀源内 寒熱昇降圖并譯文より





謹 賀 新 年



東京写真材料商業協同組合

理事長 東 久

〒101-0052
千代田区神田小川町2-3
M&Cビル8階
TEL:5282-7101(代) FAX:5282-7104

協同組合 東京高速道路利用センター

理事長 下 中 直 也

〒101-0051
千代田区神田神保町2-7-12
昭和ビル9階
TEL:5215-1628 FAX:5215-1629

東 部 自 動 車 整 備 事 業 協同組合

理事長 嵯 峨 誠 二

〒132-0025
江戸川区松江6-9-2
TEL:3656-2811 FAX:3656-4844

協同組合ディーディーケー

理事長 海 沼 春 男

〒171-0031
豊島区目白2-16-22
TEL:3980-8298 FAX:3980-8380

東 京 洋 紙 協 同 組 合

理事長 塩 澤 好 久

〒104-0032
中央区八丁堀3-19-9
京橋第6長岡ビル4階
TEL:3552-9326 FAX:3551-7805

勤 労 者 総 合 サ ー ビ ス 企業組合

理事長 羽 切 信 夫

〒164-0001
中野区中野5-67-6
ビジネスハイツ中野702号
TEL:3385-0350 FAX:5345-5098

東 京 港 港 湾 運 送 事 業 協同組合

理事長 中 山 正 男

〒108-0023
港区芝浦3-5-38
港協会館
TEL:3452-3811 FAX:3798-1404

東京内装材料協同組合

理事長 篠 田 明 男

〒104-0061
中央区銀座1-4-3
カルチェブラン・ギンザ2階
TEL:3564-4088(代) FAX:3564-2669



謹賀新年



東京セメント卸協同組合

理事長 内田 嘉信

〒104-0061
中央区銀座5-14-6
TEL:3546-8686 FAX:3545-2027

日個連事業協同組合

理事長 城 忍

〒170-0005
豊島区南大塚1-2-12
TEL:5976-9177 FAX:3947-1520

練馬測量業協同組合

理事長 太田 正行

〒176-0012
練馬区豊玉北6-3-3
TEL:3948-2939 FAX:3948-4239

品川区リサイクル事業 協同組合カムズ

理事長 三浦 隆

〒140-0005
品川区広町1-3-5
TEL:3779-9494 FAX:3779-3238

東京包装容器リサイクル 協同組合

理事長 笠井 仁志

〒107-0051
港区元赤坂1-1-18
TEL:3402-7460 FAX:3402-7522

東京合金鑄造工業協同組合

理事長 青山 康彦

〒104-0045
中央区築地2-7-12
15山京ビル8階807号室
TEL:3542-4688 FAX:5565-0965

東京包装材料商業協同組合

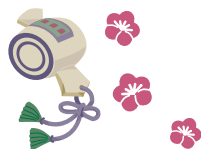
理事長 大西 英一

〒111-0053
台東区浅草橋1-13-6
浅草橋STビル3階
TEL:3863-5961 FAX:3863-5820

東京中小企業経友会事業 協同組合

理事長 宗村 秀夫

〒104-0031
中央区京橋3-12-7
京橋ヨコタビル5階
TEL:3562-7455 FAX:3561-1233



謹 賀 新 年



東京ガス風呂販売店 協同組合

理事長 大 津 富 男

〒101-0021
千代田区外神田2-10-3
TEL:3253-0225 FAX:3253-0704

東京事務用品納入協同組合

理事長 鈴 木 眞一郎

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町16-2
TEL:3667-7853 FAX:3639-4949

全日本はちみつ協同組合

理事長 野々垣 孝

〒111-0034
台東区雷門1-7-2
TEL:3841-2638 FAX:3841-2638

東京都電気工事工業組合

理事長 中 川 正 則

〒104-0045
中央区築地3-4-13
電気工事会館
TEL:3542-7301 FAX:5565-8501

関東ゴルフ会員権取引業 協同組合

理事長 大 塚 重 昭

〒101-0043
千代田区神田富山町1-3
金陽神田ビル5階
TEL:3256-6064 FAX:3256-1235

東京都ソース工業協同組合

理事長 菅 澤 運 一

〒125-0062
葛飾区青戸3-2-2
TEL:3690-5321 FAX:3690-5801

東京都自転車商協同組合

理事長 新 井 茂

〒101-0021
千代田区外神田3-1-8
TEL:3251-8446 FAX:5256-6820

東京都青果物商業協同組合

理事長 野 本 要 二

〒101-0023
千代田区神田松永町104
TSKビル
TEL:3251-5131 FAX:3251-5135



謹賀新年



東京ディスプレイ協同組合

理事長 田口 徳久

〒101-0038

千代田区神田美倉町3
コスモビル6階

TEL:5207-9077 FAX:5207-9022

東京廃棄物事業協同組合

理事長 渡邊 省吾

〒169-0075

新宿区高田馬場1-28-10
三慶ビル5階

TEL:3232-6249 FAX:3232-7004

東西アスファルト事業 協同組合

理事長 木下 彰久

〒101-8579

千代田区岩本町3-11-13

TEL:5821-7711 FAX:3862-8539

関東複写センター協同組合

理事長 後藤 眞

〒112-0002

文京区小石川1-6-1
春日スカイハイツ206号

TEL:3815-4338 FAX:3815-4357

東京都管工事工業協同組合

理事長 木村 昌民

〒107-0052

港区赤坂6-15-14
東京都管工事会館

TEL:3583-7111 FAX:3583-7118

東部電設工業協同組合

理事長 山口 良雄

〒135-0002

江東区住吉2-7-16

TEL:3633-9301 FAX:3633-6047

東京グラフィック コミュニケーションズ工業組合

理事長 小林 博美

〒101-0061

千代田区三崎町2-10-11

TEL:3265-2714 FAX:3265-2718

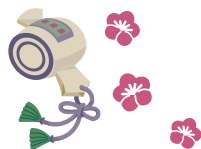
アド製版協同組合

理事長 安藤 雄一

〒120-0012

足立区青井2-7-14

TEL:3840-6320 FAX:3840-6320



謹 賀 新 年



日本ダイカスト工業協同組合

理事長 長 田 司

〒105-0011
港 区 芝 公 園 3 - 5 - 8
機械振興会館 511 号室
TEL:3431-0566 FAX:3431-9762

東京建設重機協同組合

理事長 鶴 岡 武

〒104-0028
中 央 区 八 重 洲 2 - 7 - 9
相模ビル 4 階
TEL:3281-3838 (代) FAX:3281-3837

東京商業流通協同組合

理事長 高 橋 雄 豪

〒171-0014
豊 島 区 池 袋 2 - 71 - 6
TEL:5952-0811 FAX:5952-8183

東京看板業協同組合

理事長 藤 井 信 幸

〒110-0003
台 東 区 根 岸 4 - 17 - 3
TEL:5824-0430 FAX:5824-0565

関東プラスチック印刷 協同組合

理事長 大 月 正 雄

〒110-0005
台 東 区 上 野 3 - 20 - 4
TEL:3832-0928 FAX:3833-6443

関東グラビア協同組合

理事長 田 口 薫

〒130-0002
墨 田 区 業 平 1 - 21 - 9
あさひ墨田ビル 2 階
TEL:3622-1895 FAX:3622-1814

朝日新聞販売協同組合

理事長 小 倉 真寿雄

〒104-0045
中 央 区 築 地 4 - 5 - 14
TEL:3544-1651 FAX:3544-0841

東久留米卸売市場協同組合

理事長 大仁田 隆 義

〒203-0043
東 久 留 米 市 下 里 6 - 3 - 7
TEL:0424-71-2231(代) FAX:0424-71-2234



謹賀新年



配電盤茨城団地協同組合

理事長 白川 節太郎

〒105-0012
港区芝大門 2 - 11 - 1
配電盤工業会館 3階
TEL:3434-1305 FAX:3434-1309

ヘルスケア商栄福祉 協同組合

理事長 金澤 葵

〒107-6030
港区赤坂 1 - 12 - 32
アーク森ビル30階
TEL:3505-0218 FAX:3505-6198

東日本セメント製品工業組合

理事長 林 重信

〒101-0043
千代田区神田富山町 28 - 2
松井ビル
TEL:3255-3151 FAX:3255-3154

東京鍼灸マッサージ 協同組合

理事長 上田 孝之

〒141-0031
品川区西五反田 7 - 22 - 17
TOCビル8階
TEL:5745-9960 FAX:5745-9961

協同組合 小山教育産業グループ

理事長 小山 甚一

〒150-0045
渋谷区神泉町 11 - 1
TEL:5459-8820 FAX:5459-8824

関東浴槽設備協同組合

理事長 浅井 勇

〒160-0023
新宿区西新宿 7 - 19 - 20
TEL:3368-7795 FAX:3368-7797

東京都生コンクリート 工業組合

理事長 込山 久夫

〒273-8503
千葉県船橋市浜町 2 - 16 - 1
TEL:047-431-9211 FAX:047-431-9215

下水道メンテナンス 協同組合

理事長 鈴木 宏

〒100-0004
千代田区大手町 2 - 6 - 2
TEL:3279-4381 FAX:3279-0193

東京を襲う

停電

迫る…

電力供給危機

エアコンが止まる…

工場操業停止…

ビル内が暗闇に…

倉庫・冷蔵庫の中身は？

交通網が麻痺…

出勤・通学・帰宅困難…

どうする？ 節電対策

東京都
事業者で
ご相
いただ

省エネ・節電・防災・BCP対策のプロ

専門家による強力な支援や

講習会等の助成を受けま

1

特別窓口で、
直接相談

中小企業診断士等、
専門家が常時相談を
無料で承ります !!

現在、受付中です。

2

企業の現場に、
直接訪問

専門家を直接派遣！
しかも無料！！
さらに、環境経営も、
アドバイス !!!

※申し込みは締め切りました。

3

組合
講習
作成

省エネ・
講習会や
経費の
しかも

※申し込

次の震災に負けないぞ!!

防災

地震津波は防げなくても、
震災の被害を最小限にすることは可能だ!

どうする? 防災対策

市内の
であれば
相談
できます

電源・ガスを確保
自転車・運動靴・食糧・飲料水は
大切な商売道具・設備を守る
近隣の被災者にどう対応する?
従業員の安否確認

安心、安全な未来のために、すぐに取り組みましょう!!

しょう!

・業界の
会・マニュアル
に、補助金

節電・防災・BCPの
マニュアル作成に、
3分の2の補助金!!

上限50万円!!

込みは締め切りました。

有楽町・銀座に特別相談窓口

中小企業診断士等、
強力な専門家が
常時相談を
お待ちしております!!



●問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会 業務課

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館6階

TEL:03-6278-8751 FAX:03-6278-8754

E-mail: c husyo-tokyo@iaa.itkeeper.ne.jp

「放射線測定器購入費用助成事業」のご案内

東京中央会では東日本大震災による原発事故に起因する風評被害等を受けた都内中小企業者を支援するため下記の支援事業を実施しています。募集要項等詳細については本会ホームページをご覧ください。

(<http://www.tokyochuukai.or.jp/>)

I 「放射線測定器購入費用助成事業」

●事業の目的

震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の放射能事故に起因する風評被害に対応するため、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主的検査し、その安全性をアピールする取組みを支援します。

●助成上限額

1 団体につき 3 台までが助成対象です。

購入台数	1 台	2 台	3 台
助成上限枠	375,000 円	750,000 円	1,125,000 円

●助成金額

助成対象と認められる経費の 4 分の 3 以内を助成します。

●申請要件

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）で、東京都内に主たる事業所を有していること。

- ①過去に本助成金を受領していないこと。（申請は 1 団体 1 回のみです。）
- ②同一内容で国・都道府県・区市町村等から助成を受けないこと。
- ③過去に中央会・国・都道府県・区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

●助成対象経費

助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する消費税等の間接経費を除いた

- ①機器購入費（標準付属品を含む）②付属品購入費 ③役務費

●受付期間：平成 23 年 8 月 1 日から助成金終了まで

●助成対象期間：交付決定日から平成 24 年 3 月末日まで

II お問い合わせ先

東京都中小企業団体中央会 支援課 電話 03（6278）7935（放射線測定器購入費用助成事業）

環境経営に
取り組む中小企業を
支援します

エコアクション21 認証・登録制度



エコアクション21
地域事務局 1-043

環境に配慮した経営は社会的な要請

昨今、大企業のみならず中小企業においても、環境に配慮した経営が求められています。こうした中、平成19年6月1日に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」の中において、『エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』とエコアクション21の活用が規定されました。

環境経営を具体的に体系だって推し進めていく仕組みが「エコアクション21認証・登録制度」です。

現在、環境認証の仕組みとしては、国際標準化機構のISO14001が有名ですが、ISO14001規格をベースとしつつ、日本独自の比較的短期間でしかも低コストで取得でき、中小事業者にも取り組みやすい環境認証システムがエコアクション21であり、その認証・登録は一般財団法人持続性推進機構が実施しています。

中身は決して「ミニISO」「簡易版ISO」ではありません。

エコアクション21認証・登録のメリット

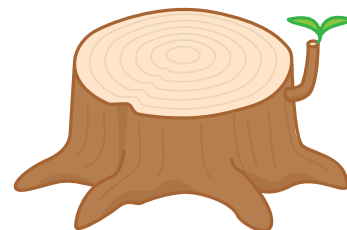
取引先からの「環境経営」の要請・条件にも、ほとんどの場合ISO14000と同様にみなされており、最近の動きとしての、大手企業や行政機関が環境への取組や環境経営を取引や入札の条件の一つとする「サプライチェーンのグリーン化」に対応することが出来ます。また、「エコアクション21」のロゴマークを使用できるようになり、会社案内、名刺等にロゴマークを印刷することにより、対外的なPR効果が得られます。

こうして一義的には「環境経営」の「証」になりますが、その取組は結果としてコストの削減、従業員の意識改革、生産性向上といった経営の合理化・効率化にもつながる大変有益なものです。

組合による集団取り組みに助成

“エコアクション21にどのように取り組んだらいいかわからない”などの悩みをお持ちの事業者の方は、必要に応じて、審査を受ける前に審査人資格を有する者によるコンサルティング（有料）を受けることもできます。また、組合で複数企業がまとまって取り組む場合には、コンサルティング費用を助成する制度もあります。

※標準的なコンサルティング料金は、1回当たり（3時間程度）3万円程度が考えられますが、審査人により料金は異なります。



お問い合わせ等はお気軽に

エコアクション21地域事務局 東京都中小企業団体中央会
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18
電話 03(3542)0386 FAX 03(3545)2190
URL http://www.tokyochuokai.or.jp/ea/ea_main.html

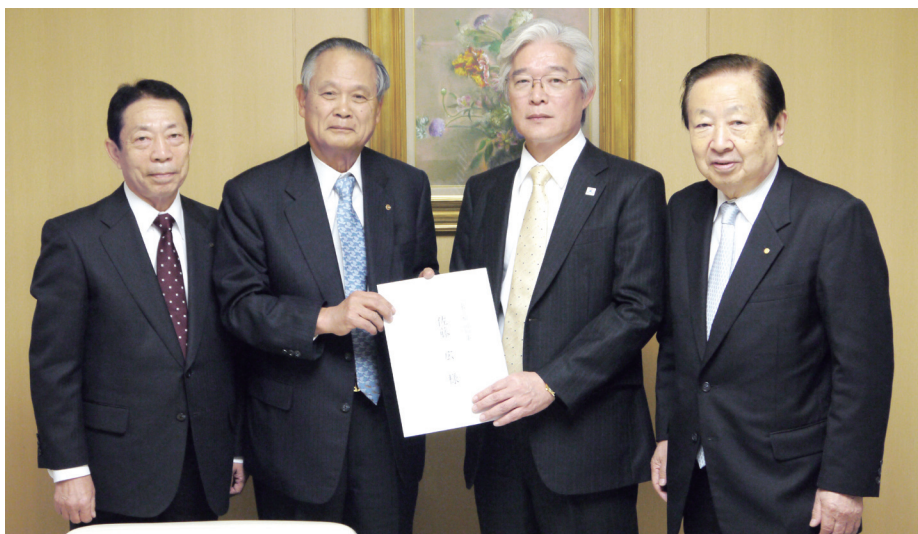
「共にがんばろう日本！中小企業活力強化大会」 を開催しました



【意見発表する田中副会長】

東京中央会をはじめとする都内中小企業関係 6 団体は昨年 12 月 2 日（金）、東京商工会議所国際会議場において中小・小規模企業の厳しい経営実態の現実を直接政治に訴えるため、「共にがんばろう日本！中小企業活力強化大会」を開催しました。

各団体代表からの意見発表では、本会の田中 彰副会長が意見を述べ、引き続き決議採択をいたしました。その後、大村功作会長はじめ各団体代表が東京都庁に佐藤 広副知事を訪問し決議を手交し直接要望をいたしました。



【佐藤副知事（右から二人目）を訪問した大村会長（左端）】

「共にがんばろう日本！中小企業活力強化大会」決議

本日、中小企業関係6団体は、下記要望事項の実現を図るために、本大会を開催した。

わが国経済は、長期化するデフレ、需要の停滞、高止まりする失業率など閉塞感が続く中、東日本大震災からの復興の足取りは重く、さらには、欧州の金融不安や欧米経済の先行き不透明感に端を発した超円高に見舞われるなど、まさに緊急事態に直面している。一刻も早く、超円高、加速する空洞化など危機的状況を回避するとともに、日本経済再生の道筋を立て、中小企業政策を成長戦略の柱とした確固たる対策を講じるべきである。

中小企業を取り巻く経営環境は、改善する兆しも乏しく、もはや自助努力の限界を超えている。現下の状況を早急に打破すべく、我々は以下の要望を決議する。

平成 23 年 12 月 2 日

東京都商工会議所連合会

東京商工会議所

東京都商工会連合会

東京都中小企業団体中央会

東京都商店街振興組合連合会

東京都商店街連合会

1 東日本大震災からの早期復興！

■ 被災地の早急な復興と風評被害の払拭

まずは地域主導による復旧・復興を加速させるため、復興計画の方針や支援策、復旧・復興に向けた体制整備など迅速に進めるとともに、被災企業の事業再開に向けて強力な支援を求める。また、日本経済に大きな影を落としている原発事故については、一刻も早い収束を図るとともに、徹底した除染対策、正確な情報発信による風評被害の払拭など、不断の対応を求める。

■ 首都圏の防災力強化

今回の震災を十分に踏まえ、地域防災計画の万全かつ迅速な見直しを図り、首都圏三環状道路の整備をはじめとするハード面の整備はもとより、高度防災都市としての東京を実現されたい。特に帰宅困難者対策については、官民が連携して取り組めるようご配慮いただきたい。また、個々の中小企業においても、災害等からの早期復旧・事業再開に向けた十分な体制整備を促進すべく、BCP（事業継続計画）策定への支援を一層強化されたい。

2 中小企業政策を成長戦略の柱に！

■ 中小企業のイノベーションを促進するための支援

中小企業が現下の厳しい経済情勢に打ち勝ち、経済・社会環境の変化に対応するためには、積極的なイノベーションに努めていくことが必要である。特に、海外販路開拓、新製品開発、創業・新分野への進出、企業間連携、IT化推進など、中小企業の成長に資する環境整備を強化されたい。また、かねてから主張している通り、中小・小規模企業対策予算の大幅な拡充を強く求める。

■ 中小企業の成長を後押しする税制

平成 23 年度末で適用期限を迎える、中小企業投資促進税制、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度、研究開発税制、中小法人の交際費課税などの租税特別措置を拡充・恒久化されたい。また、中小企業の円滑な事業承継のため、中小企業の実態やニーズに即した納税猶予制度（納税猶予打ち切り基準など）の見直しを図られたい。その他、固定資産税負担の軽減、中小法人の軽減税率の引き下げおよび適用所得金額制限の早期撤廃を講じられたい。

3 経済危機を乗り越えるための断固たる対応を！

■ 超円高・空洞化阻止への対策

グローバル競争が激化する中、一刻も早い海外との対等な競争環境の整備が急務である。ついては、超円高の是正に向け、日銀との緊密な連携による継続的な為替介入や一層の金融緩和など断固たる措置を講じるべきである。また、産業の空洞化を阻止すべく、遅れている経済連携協定の強力な推進、安全性の確保を前提とした原発の再稼働など電力の安定供給に向けた体制整備、割高な法人税の引き下げなど、国内の立地競争上の不利条件の是正を早急に図られたい。

■ 中小企業の金融セーフティネットの維持・強化

現下の経済情勢を踏まえ、資金繰り対策については迅速な対応がとられている。しかし、依然として中小企業は厳しい経営環境に晒されているため、引き続き、金融セーフティネットの維持・強化が必要である。特に、中小企業金融円滑化法について、同法施行後 4 半期毎の利用状況は 20 万件前後で推移しており、平成 23 年 6 月末までに中小企業の申し込み件数は 128 万件を超えている。震災からの再生の動きが本格化するのはいずれであり、また、昨今の超円高等による空洞化の懸念が強まる中、同法が打ち切れ資金繰りに行き詰まり、倒産する企業が増えれば、雇用も失われ、日本経済全体に甚大な悪影響を及ぼす懸念が大きい。ついては、事業再生支援などの対策を強化するとともに、来年度においても制度の継続が不可欠である。

4 地域活力の強化！

■ 商店街・中小商業の活力向上に資する支援

少子高齢化、安全・安心、環境問題など社会的な課題を解決する上で、商店街が地域コミュニティの担い手としての機能を発揮していくことが不可欠である。ついては、中小商業活力向上事業への予算拡充とともに住民、NPO、事業者、行政等各主体間のネットワークを強化し、地域が主体となって行う取り組みを積極的に支援されたい。

■ 観光振興策の強化

観光は、地域活力の向上に寄与するのみならず、関連産業の裾野が広く、地域経済への波及効果も高い。しかしながら、震災以後、訪日旅行者数は大幅に落ち込んでおり、回復に向けた取り組みが急務である。ついては、風評による誤解の解消、プロモーションの強化、受け入れ環境の整備推進などにより、

訪日旅行者の回復、MICE の開催・誘致促進に向け、さらなる対策を求める。

5

特別要望事項

■ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致の実現

2020 年のオリンピック・パラリンピック招致は、「復興・再生した日本」の姿を、被災地の協力を得ながら、全世界にアピールする絶好の機会である。また、わが国にとっても震災からの復興を成し遂げるための象徴的な共通目標となり得る。本招致実現のため、日本の総力を結集し、官民の強力な連携が推進されるよう、協力されたい。

開会挨拶：東京商工会議所 会頭 岡村 正

主 催：東京都中小企業団体中央会 東京都商工会議所連合会
東京商工会議所 東京都商工会連合会
東京都商店街振興組合連合会 東京都商店街連合会

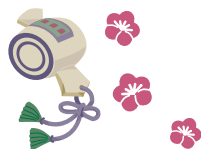
意見発表：東京商工会議所 副会頭 石井 卓爾
東京都商工会連合会 副会長 村越 政雄
東京都中小企業団体中央会 副会長 田中 彰
東京都商店街振興組合連合会 理事長 桑島 俊彦

決議採択：東京都商工会議所連合会

町田商工会議所 会頭 平本 勝哉

来賓挨拶：民主党 衆議院議員 加藤 公一様
自由民主党 衆議院議員 菅原 一秀様
公明党 衆議院議員 高木 陽介様
民主党 東京都議会議員 山下 太郎様
自由民主党 東京都議会議員 川井 しげお様
公明党 東京都議会議員 中嶋 義雄様

閉会挨拶：東京都商工会連合会 会長 桂 教夫



謹 賀 新 年



東京ウエイスト商工業 協同組合

理事長 伊 藤 行 宏

〒116-0014
荒川区東日暮里3-23-3
TEL:3891-3870 FAX:3891-1280

東京都清涼飲料協同組合

理事長 阿 部 勲 夫

〒112-0002
文京区小石川2-4-17
TEL:3814-7641(代) FAX:3814-7643

社団法人 東京グラフィックサービス工業会

会 長 谷 忠 明

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町7-16
ニッケイビル
TEL:3667-3771 FAX:3249-0377

東京スクリーン・ デジタル印刷協同組合

理事長 緑 川 恒 夫

〒111-0056
台東区小島2-14-5
TEL:3865-8725 FAX:3865-8724

全日食チェーン関東 協同組合

理事長 木 村 健 造

〒121-0836
足立区入谷6-2-2
TEL:5691-8000 FAX:5691-9000

全日食チェーン商業 協同組合連合会

会 長 田 中 彰
理事長 渡 辺 正 之

〒121-0836
足立区入谷6-2-2
TEL:5691-8000 FAX:5691-9000

東京家庭用品流通協同組合

理事長 白 石 光 正

〒140-0002
品川区東品川4-13-24
アイトー・ブリリアタワー品川シーサイドビル2階
TEL:3472-9511 FAX:3472-8374

東京都印刷工業組合

理事長 水 上 光 啓

〒104-0041
中央区新富1-16-8
TEL:3552-4021 FAX:3553-2653



謹賀新年



東京鋌螺協同組合

理事長 今西 浩一

〒131-0045
墨田区押上 1 - 32 - 12
TEL:3613-4141 FAX:3613-4143

企業組合 労協センター事業団

理事長 藤田 徹

〒171-0014
豊島区池袋 3 - 1 - 2
光文社ビル6階
TEL:6907-8030 FAX:6907-8031

東多摩再資源化事業 協同組合

理事長 紺野 武郎

〒189-0003
東村山市久米川町 1 - 16 - 18
TEL:042-395-9788 FAX:042-395-9787

東部ファスナー協同組合

理事長 千葉 恵一

〒116-0014
荒川区東日暮里 6 - 16 - 5
TEL:3807-9651 FAX:3807-9653

東京洋食器商業協同組合

理事長 山下 洋文

〒103-0013
中央区日本橋人形町 2 - 25 - 2
TEL:3666-8755 FAX:3668-2649

新宿製本福祉協同組合

理事長 小高 祥弘

〒162-0851
新宿区弁天町 177
TEL:3203-5817 FAX:3203-5816

東京木材問屋協同組合

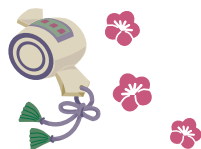
理事長 吉条 良明

〒136-0082
江東区新木場 1 - 18 - 8
TEL:5534-3111 FAX:5534-7711

東京金物卸商協同組合

理事長 近藤 治幸

〒103-0007
中央区日本橋浜町 2 - 37 - 8
TEL:3661-6061(代) FAX:3661-6026



謹 賀 新 年



東京建築金物工業協同組合

理事長 木之瀬 茂

〒103-0007
中央区日本橋浜町2-37-8
TEL:3661-6061(代) FAX:3661-6026

東京都ビューティサプライ 協同組合

理事長 増 保 憲 一

〒111-0053
台東区浅草橋3-28-13
TEL:3864-4157 FAX:3864-0552

京葉陸運事業協同組合

理事長 小 林 充 男

〒133-0065
江戸川区南篠崎町2-27-10
TEL:3677-1571 FAX:3677-1574

東京都化粧品装粧品小売 協同組合

理事長 竹 守 要 平

〒103-0004
中央区東日本橋2-10-5
TEL:3861-2595 FAX:3861-2597

東京城南鋳物工業協同組合

理事長 鈴 木 基 之

〒143-0003
大田区京浜島2-19-8
TEL:3790-1731 FAX:3790-1730

東京都製本工業組合

理事長 星 野 一 男

〒173-0012
板橋区大和町28-11
TEL:5248-2451 FAX:5248-2455

東京八ガネ商協同組合

理事長 竹 内 誠 二

〒143-0023
大田区山王2-3-10
大森三菱ビルディング
TEL:3773-1410 FAX:3773-1762

三多摩管工事協同組合

理事長 松 田 英 行

〒190-0023
立川市柴崎町5-11-23
TEL:042-525-4430 FAX:042-523-0566



謹賀新年



東京写真製版工業協同組合

理事長 富 永 久 三

〒101-0061
千代田区三崎町2-10-11
TEL:3261-1117 FAX:3261-1119

東京都資源回収事業 協同組合

理事長 吉 川 太 郎

〒101-0061
千代田区三崎町2-21-1
TEL:3263-3676 FAX:3263-3679

日本遊技機工業組合

理事長 市 原 高 明

〒104-0031
中央区京橋1-2-5
京橋TDビル2階
TEL:3281-0012 FAX:3281-0016

都市近代化事業協同組合

理事長 遠 藤 隆 鉦

〒169-0075
新宿区高田馬場2-14-2
新陽ビル205
TEL:5272-5090 FAX:5272-5095

東京都牛乳商業組合

理事長 渡 邊 佳三郎

〒101-0035
千代田区神田紺屋町29
神田ISビル3階
TEL:5295-3721(代) FAX:5295-3724

月島もんじゃ振興会 協同組合

理事長 村 田 耕 作

〒104-0052
中央区月島1-8-1-103
TEL:3532-1990 FAX:3532-2090

中ノ郷信用組合

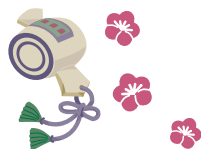
理事長 酒 井 二三男

〒130-0005
墨田区東駒形4-5-4
TEL:3622-7131 FAX:3622-6367

東京金属印刷工業協同組合

理事長 中 田 正 和

〒130-0002
墨田区業平1-2-6
本所ビル2階
TEL:3626-2411 FAX:3626-2502



謹 賀 新 年



東京都遊技業協同組合

理事長 原 田 實

〒162-0846
新 宿 区 市 谷 左 内 町 8
遊技会館
TEL:3260-7382 FAX:3268-4644

関東マスチック事業 協同組合

理事長 公 木 義 二

〒150-0032
渋谷区 鶯谷 町 19 - 22
TEL:3496-3861(代) FAX:3496-6747

日本百貨商業協同組合

理事長 佐 野 栄 司

〒113-0034
文 京 区 湯 島 2 - 28 - 6
TEL:3815-0100(代) FAX:3815-5044

関東切削工事業協同組合

理事長 松 村 健 司

〒130-0012
墨 田 区 太 平 4 - 5 - 16
明治屋ビル3階302号室
TEL:5610-3071 FAX:5610-3072

東京都包装木箱紙器 協同組合

理事長 竹 内 正富志

〒104-0061
中 央 区 銀 座 1 - 19 - 14
ホームスト木箱銀座ビル3階
TEL:3564-5021 FAX:3564-5023

東部建設原材事業協同組合

理事長 吉 田 久 蔵

〒135-0014
江 東 区 石 島 17 - 12
TEL:3647-2511 FAX:3640-0059

東京紙器工業組合

理事長 古 山 富士雄

〒130-0005
墨 田 区 東 駒 形 1 - 16 - 1
TEL:3624-2683(代) FAX:3624-7184

東京壺容器協同組合

理事長 田 村 豊 也

〒104-0033
中 央 区 新 川 1 - 3 - 7
TEL:3551-5238 FAX:3551-5981



謹賀新年



大東京信用組合

理事長 安田 眞次

〒105-0021
港区東新橋 2 - 6 - 10
TEL:3436-0111 FAX:3436-6288

東京都テント・シート 工業組合

理事長 石川 輝雄

〒104-0061
中央区銀座 1 - 18 - 2
TEL:3561-3319 FAX:3561-3318

帝都事業協同組合

理事長 宮澤 猛

〒130-0013
墨田区錦糸 4 - 11 - 3
TEL:3623-0875 FAX:3623-3505

協同組合東京文具のれん会

理事長 鈴木 康夫

〒111-0053
台東区浅草橋 1 - 35 - 6
TEL:5823-5580 FAX:6801-7740

日本タオルリース協同組合

理事長 末吉 伊佐夫

〒104-0061
中央区銀座 6 - 6 - 1
TEL:5537-7727 FAX:5537-5281

東京都葬祭業協同組合

理事長 濱名 雅一

〒113-0021
文京区本駒込 3 - 30 - 3
TEL:3941-4291 FAX:3941-4293

東京大田市場青果卸売 協同組合

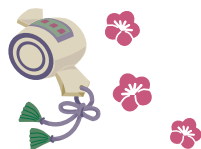
理事長 宮本 浩章

〒143-0001
大田区東海 3 - 2 - 1
TEL:5492-3000 FAX:5492-3479

東部電協適格協同組合

理事長 長島 義博

〒135-0002
江東区住吉 2 - 7 - 16
TEL:5600-8471 FAX:5628-2132



謹 賀 新 年



協同組合 東京都写真館協会

理事長 河村 好 朗

〒160-0004
新宿区四谷 1 - 7
日本写真会館3階
TEL:3358-5190 FAX:3358-5215

日本鍍金材料協同組合

理事長 西山 雅 憲

〒103-0025
中央区日本橋茅場町2-13-8
TEL:3666-2416 FAX:3666-3114

東京服装ベルト工業 協同組合

理事長 佐々木 多喜男

〒111-0032
台東区浅草 4 - 49 - 8
TEL:3874-4792 FAX:3874-3670

東京都個人タクシー 交通共済協同組合

理事長 大山 進

〒164-0013
中野区弥生町 5 - 6 - 6
個人タクシー会館3階
TEL:3380-2631 FAX:3382-3244

東京ネームプレート工業 協同組合

理事長 上原 洋 一

〒110-0012
台東区竜泉 1 - 28 - 4
TEL:3874-6121 FAX:3875-0658

中央着付士能力開発 協同組合

理事長 尾崎 弘 子

〒152-0004
目黒区鷹番 3 - 1 - 3
リエール鷹番 503
TEL:5768-0739 FAX:3712-2023

新神田市場青果卸売 協同組合

理事長 平 国 秋

〒143-0001
大田区東海 3 - 2 - 1
TEL:5492-4500(代) FAX:5492-4691

協同組合東京問屋連盟

理事長 野 島 喜一郎

〒103-0002
中央区日本橋馬喰町1-11-1
TEL:3663-1661 FAX:3666-6001

「組合青年部及び女性部実態調査」 調査結果のポイント

本会では、平成23年度組合特定問題実態調査の一環として「組合青年部及び女性部実態調査」を実施しました。この調査は組合青年部及び女性部の基礎的なデータのほか実施事業、活動の課題やその成果等の実態を把握し、組合活性化に資する資料とするため実施しました。今月号では調査結果のポイントを紹介いたします。なお、調査報告書は本会ホームページからダウンロード出来ます。

調査実施要領

- 1. 調査実施方法**：調査票を対象組合に郵送し、回答は郵送及びファクシミリにて回収した。
- 2. 調査時点**：平成23年8月1日現在
- 3. 調査対象**：本会会員である事業協同組合、商工組合、商店街振興組合、合計1,642組合を対象とした。
- 4. 回収状況**：調査対象組合数 1,642組合 回収組合数 1,197組合 回収率 72.9%
- 5. 組合青年部及び女性部の定義**

青年部：組合員及びその後継者、組合員企業の役員や従業員、組合事務局の役職員等を構成員とする組合の内部組織とし、名称等については組合の任意によるものとする。

女性部：組合員の女性経営者、組合員企業の女性役員、組合員の配偶者、組合員企業の女性従業員、組合事務局の女性役職員等を構成員とする組合の内部組織とし、名称等については組合の任意によるものとする。

6. 調査結果のポイント

■青年部の設置状況

- 回答があった1,197組合のうち、青年部を設置している組合は219組合（18.3%）となった。青年部を設置している219組合のうち、設立からの経過年数が「50年超」が112組合（51.9%）である一方、「20年以下」は24組合（11.0%）に留まった。（図1）
- 組合員数別に見ると、219組合のうち組合員数「21～50人」が、59組合（26.9%）、「51～100人」が53組合（24.2%）、「101～200人」が40組合（18.3%）、「201～500人」が30組合（13.7%）と組合員数が少ない組合の設置率が高い結果となった。（図2）

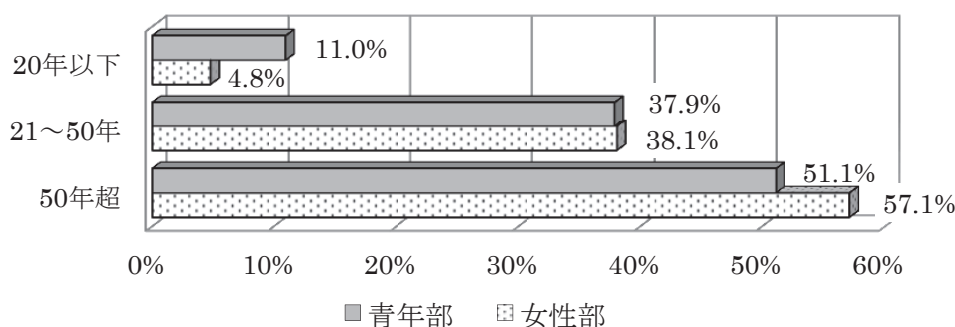


図1 青年部、女性部の設置状況（組合設立経過年数別）
[S・A 青年部 n=219、女性部 n=21]

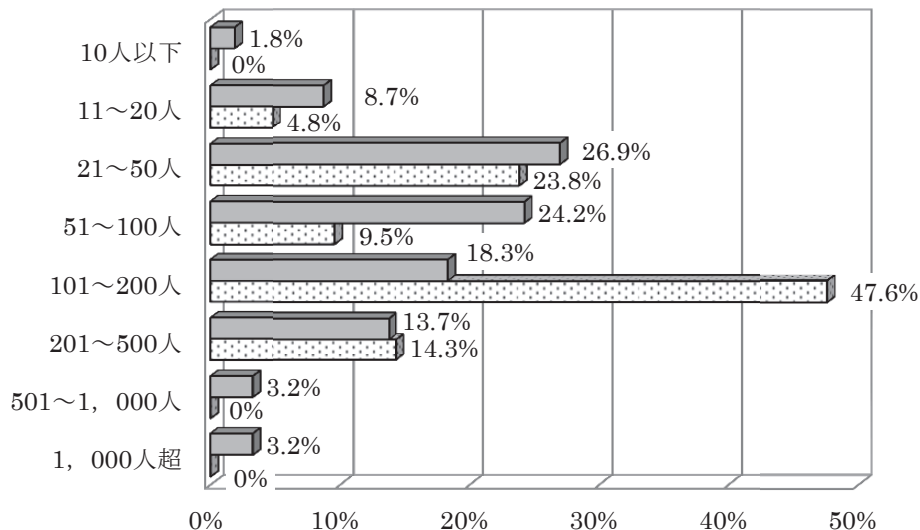


図2 青年部、女性部の設置状況（組合員数別）
[S・A 青年部 n=219、女性部 n=21]

- 業種別に見ると、219 組合のうち「製造業」が 64 組合 (29.2%)、「卸売業」が 39 組合 (17.8%)、「建設業」が 27 組合 (12.3%)、「小売業」が 25 組合 (11.4%)、「サービス業」が 19 組合 (8.7%) 等となっている。また、設置率の高い設立経過年数 50 年超の組合の割合を業種別で見ると、「卸売業」が 69.2%、「小売業」が 64%、「製造業」が 60.9%であったのに対して、「サービス業」が 36.8%、「建設業」が 29.6%であった。(図3)

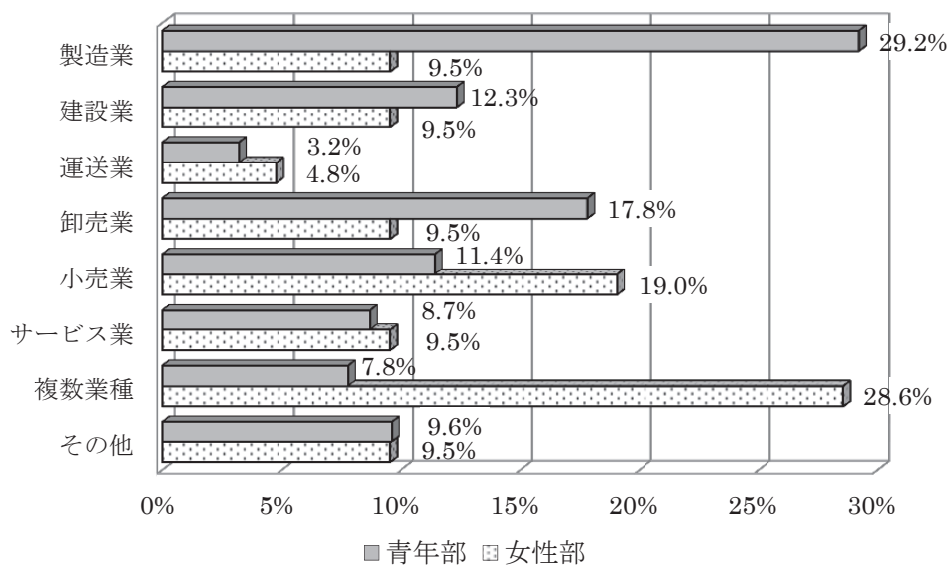


図3 青年部、女性部の設置状況（組合業種別）
[S・A 青年部 n=219、女性部 n=21]

■女性部の設置状況

- 女性部を設置している組合は 21 組合 (1.8%) となった。21 組合のうち、設立からの経過年数が「50 年超」が 12 組合 (57.1%)、「21～50 年」の組合が 8 組合 (38.1%)、「20 年未満」の組合が 1 組合 (4.8%)、となっており、青年部の設置状況と同様、設立からの経過年数の長い組合ほど女性部の組織化率が高い結果となった。(図1)
- 組合員数別に見ると 21 組合中、組合員数「101～200 人」が 10 組合 (47.6%)、「21～50 人」が 5 組合 (23.8%)、「201～500 人」が 3 組合 (14.3%)、「51～100 人」の組合が 2 組合 (9.5%) となっ

ている。(図 2)

- 業種別に見ると 21 組合中、「複数業種」が 6 組合 (28.6%)、「小売業」が 4 組合 (19.0%)、「製造業」、「建設業」、「卸売業」、「サービス業」がそれぞれ 2 組合 (9.5%) 等となっている。(図 3)

■ 青年部の事業

- 青年部の事業については 219 組合のうち、168 組合 (76.8%) の青年部が「勉強会・講習会」を実施している他、「親睦・レクリエーション」が 151 組合 (68.9%)、「組合との事業連携」が 123 組合 (56.2%)、「見学会・視察」が 121 組合 (55.3%) の順となっている。現在の厳しい景況を乗り切るためには、企業の後継者や若手経営者の資質向上が求められており「勉強会・講習会」の割合が高くなったと思われる。(図 4)

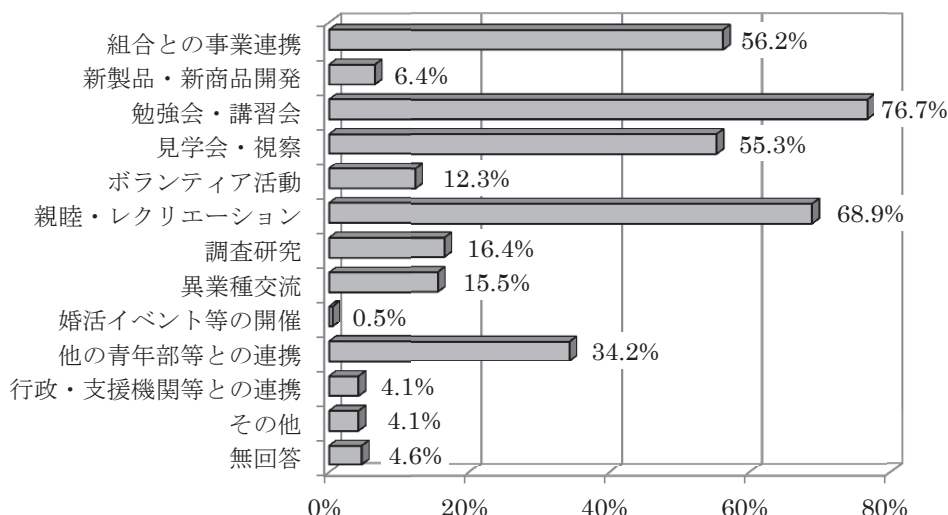


図 4 青年部が実施している事業 [M・A n=219]

■ 青年部の課題

- 青年部が直面している課題については、117 組合 (53.4%) の青年部が「会員数の減少」を挙げている。次いで、「会員の高齢化」が 102 組合 (46.6%)、「活動や会合等への参加率が悪い」が 60 組合 (27.4%) で続いており、いずれも青年部組織の衰退に繋がる要因となりかねない。また、会員の定年年齢を設けない青年部の割合が調査を重ねるごとに増加して 117 組合 (53.4%) にのぼったり、青年部では、かつての青年層会員の高齢化や会員数の減少等の課題に対策を講じていることが解る。(図 5)

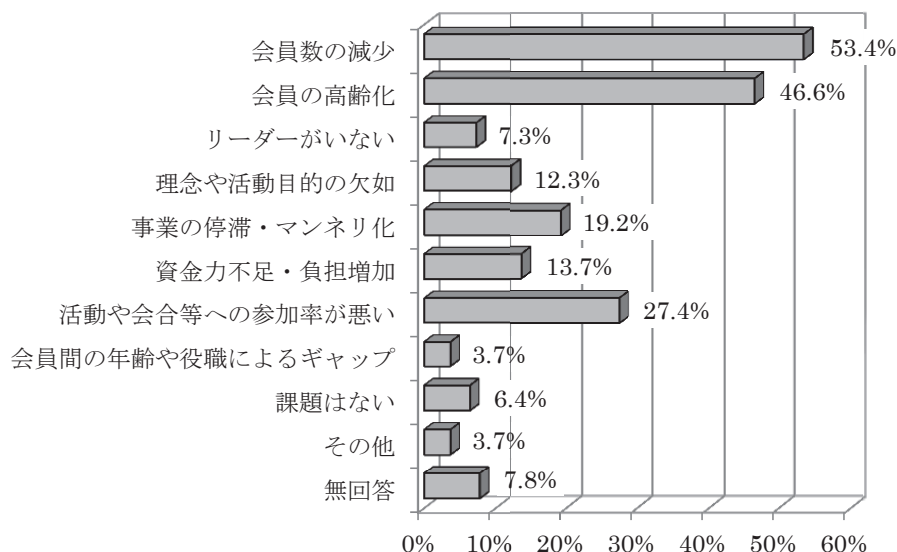


図 5 青年部活動で直面している課題 [M・A n=219]

■青年部の成果

- 青年部活動の成果については132組合（60.3%）が「組合の活性化に貢献」を挙げた。次いで、「人脈・仲間づくり」が131組合（59.8%）、「組合活動への理解が向上」が127組合（58.0%）、「人材育成の充実・強化」が105組合（47.9%）で続いた。青年部の若手人材が旺盛な行動力で組合の事業活動の一翼を担うことで、組合活性化に貢献していることから今後の活動の一層の充実強化を期待したい。（図6）

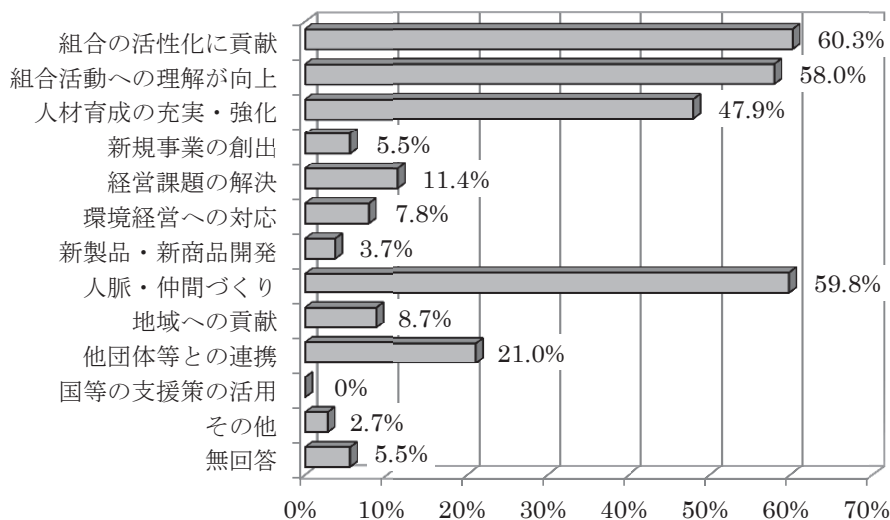


図6 青年部の事業活動による成果 [M・A n=219]

■女性部の事業

- 女性部が実施している事業については21組合のうち、19組合（90.5%）が「親睦・レクリエーション」を実施している。次いで「見学会・視察」が11組合（52.4%）、「組合との事業連携」及び「勉強会・講習会」がそれぞれ9組合（42.9%）と続いている。青年部では「勉強会・講習会」が最も多かったのと比べ、女性部では、「親睦・レクリエーション」が最も多く、会員相互の交流といった部分に重点が置かれていることが解る。（図7）

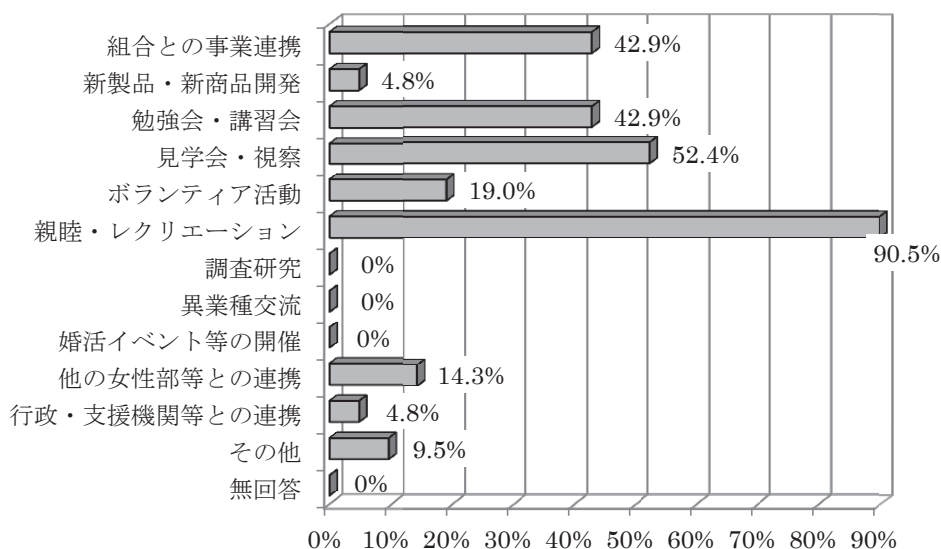


図7 女性部が実施している事業 [M・A n=21]

■女性部の課題

- 女性部が直面する課題については、「会員の高齢化」が14組合（66.7%）で最も多かった。次いで、「会員数の減少」が13組合（61.9%）、「活動や会合等への参加率が悪い」が6組合（28.6%）が続いた。回答のあった女性部の全てが定年年齢を設けておらず、高齢化によっても会員の維持が図れる一方、経年により高齢化も進んでしまうジレンマに直面している実態が明らかとなっている。さらに、今後の高齢化に伴う会員数の減少も大きな課題となっている。（図8）

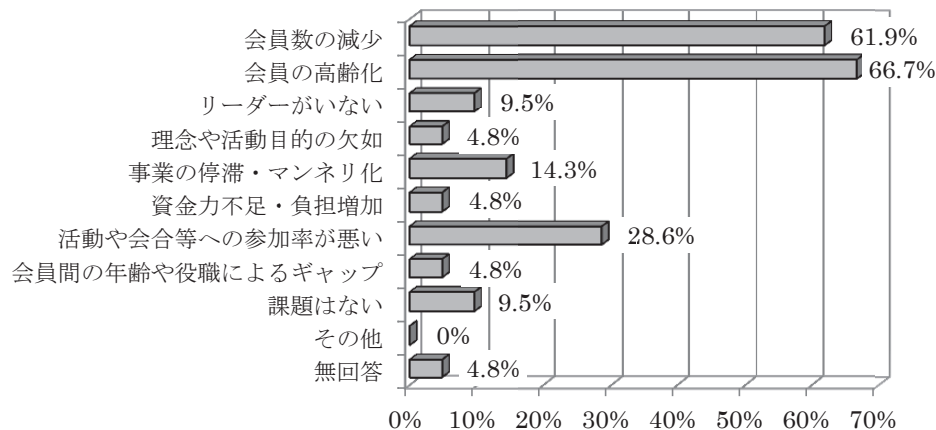


図8 女性部活動で直面している課題 [M・A n=21]

■女性部の成果

- 女性部活動の成果については、「組合活動への理解が向上」及び「人脈・仲間づくり」がそれぞれ12組合（57.1%）で最も多く、次いで、「組合の活性化に貢献」が10組合（47.6%）、「地域への貢献」が9組合（42.9%）と続いた。女性部の主なメンバーである女性経営者や組合員の配偶者が組合活動への理解を深め、組合活動を支えることで、組合は新たな運営上の担い手を得ている。今後の組合活性化を図る上で、女性部の果たす役割が大いに期待される。（図9）

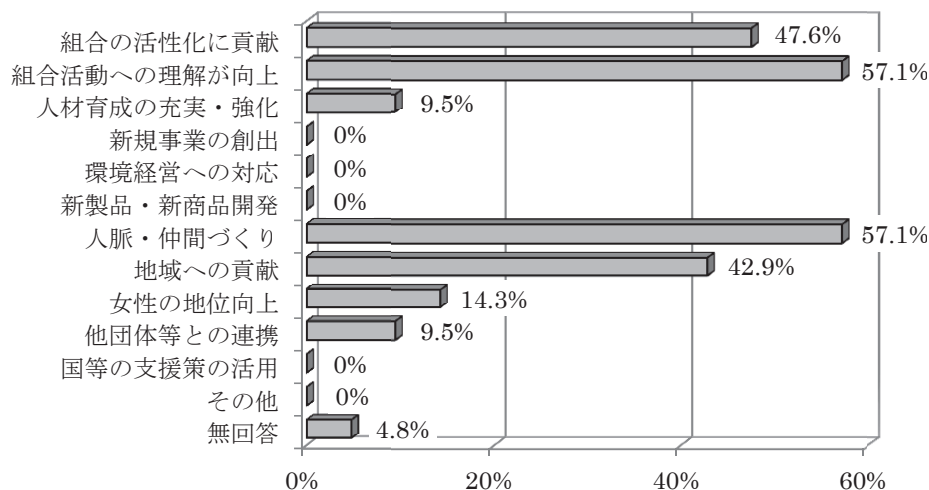


図9 女性部の事業活動による成果 [M・A n=21]

製造業とは対照的に非製造業の売上高 DI は前月より低下

昨年 11 月の情報連絡員報告によると、前月に引き続き製造業は回復傾向を見せている一方で、非製造業の足踏状態が目立つ結果となった。非製造業では売上高 DI 値のみならず、販売価格 DI 値も低下した。原材料価格の高騰等により商品の仕入価格が値上されているのにもかかわらず、売上不振から販売価格を下げざるを得ない実態が報告されている。

【製造業61人、非製造業、89人、計150人の集計】

前年同月のDI値	全産業	製造業	非製造業
	前年同月比	前年同月比	前年同月比
売上高	 -27.3	 -3.2	 -44.3
在庫数量	 -6.3	 -6.5	 -18.8
販売価格	 -17.3	 -8.1	 -23.9
取引条件	 -23.9	 -22.6	 -23.9
収益状況	 -46.7	 -35.5	 -54.5
資金繰り	 -33.3	 -25.8	 -38.6
設備操業度	 -12.9	 -12.9	—
雇用人員	 -11.3	 -9.7	 -12.5
業界の景況	 -37.3	 -35.5	 -38.6

※DI(Diffusion Index)値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100≤DI値≤100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合

【例:調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…(4−10)/20×100=−30】



30以上



10以上
30未満



−10以上
10未満



−30以上
−10未満



−50以上
−30未満



−51以下

平成23年
11月

業 界 の 声



製 造 業		
集 計 上 の 分 類 業 種	具 体 的 な 業 種	組 合 及 び 組 合 員 の 業 況 等
食 料 品	製 粉 業	震災の影響により中断していた小麦の政府との売買契約の見直し作業が再開された。T P P問題と併せて業界の今後を左右する重大な案件となっている。
繊 維 ・ 同 製 品	ネクタイ製造業	5月から10月までのスーパークールビズ期間中の売上は前年の88%であった。
	帽子製造業	景気にはさほど影響されない帽子業界であったが、長引く不況により数社の組合員が廃業した。原因は低価格競争にあると思われる。
	帆布製品製造業	仕入価格が上昇する中で、販売価格を据え置くか値下げを行わないと物が売れないという状況が鮮明となっている。売上高は増加したものの、経費を差し引くと経常利益はマイナスとなっている。
	ニット製品製造業	安価な製品の受注はあるが、高額品についてはまとまった注文がない。
	洋服製造業	受注量は昨年以上に減少し、ほとんどの組合員は仕事がない状態が続いている。
木 材 ・ 木 製 品	建具製造業	首都圏の再開発などに伴う大型建築物を中心に動きが出て来ているが、受注競争は相変わらず激しい。また、年末を控え仕事量は増えているとの声も多い。住宅エコポイント等の建設促進策も功を奏していると思われる。
	木材製造業	業績が上向きつつある組合員が増えているが、前年同月の水準までには回復していない組合員が大部分である。短納期かつ単価の切り下げを求められることが多い。
	梱包材料製造業	業界の取引先は円高の影響を受けている輸出関連企業が多いため、売上が減少している。
紙 ・ 紙 加 工 品	紙製品製造業	原紙並びに副資材の価格上昇を製品価格に転嫁することが難しい状況にある。
印 刷	印刷加工業	売上は昨年実績を維持することが出来た。資材等は廉価品を輸入することで経費の節減を図り、販売価格低下に対応している。
	印刷業	中小・零細印刷業者に対する印刷用紙の販売価格が値上げされている。また、中小と大手印刷会社での用紙購入価格の格差が広がっている。
化 学 ゴ ム	石油製品製造業	原油価格の上昇により、収益状況は悪化している。
	ゴム製品製造業	円高の影響で顧客が海外に進出し、受注が無くなった事例がある。また、タイの洪水によって、影響を受けた企業を無理矢理に応援させられる形で販売価格の値引きが行われる事例も発生している。
	プラスチック製品製造業	前月比での売上は若干持ち直したものの、前年同月比では約80%程度の結果となった。12月以降の短期見通しは相当厳しい状況である。
窯 業 ・ 土 石 製 品	コンクリート製品製造業	コンクリート製品の製造業者である組合員は、公共工事減少の影響をもちに受けている。
鉄 鋼 ・ 金 属	ダイカスト製品製造業	自動車の生産回復により多忙であった。タイの洪水被害の影響が懸念されたが、下請企業にはほとんど影響がなかった。
	缶製造業	海外の景気の減速や円高の影響から厳しい経営環境となっている。
	鋳物製造業	組合員の取扱品目によって受注量に差が出ている。また、原材料価格の高騰に対応した価格転嫁が出来ないため、利益率が下がっている。
	鍍金加工業	複写機等、事務用機器の受注が減少している。又、受注品目は人手がかかる小口物が多く、人件費の増大を招いている一方、大口の発注が少ない。
	建築金物製造業	多少売上に動きが出て来たが、先行きの不透明感が強く、景況の改善を感じることが出来ない。
	金庫製造業	海外製品に押され、国産耐火金庫の生産数は減少傾向にある。
一 般 機 械	木工機械製造業	震災の復興需要が徐々に現れてきている。組合員によっては急激に操業度が上昇している。

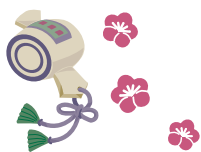
その他の製造	スポーツ用品製造業	ジョギング・ランニング関係の市場は安定していたが、東京マラソン効果によりさらに右肩上がりで市場は拡大している。さらに、大阪マラソンが開催されたことで関西圏の市場拡大が期待される。
	遊技機製造業	一部の組合員が製造している機種が売上を伸ばしているものの、多くの組合員は低調である。遊技機のファン層が入れ替わり、新機種に人気移ったことが理由として考えられる。
	造花製造業	組合員が一社脱退した。
	ガス圧接業	稼働率は上がっているものの、受注単価は低迷している。この状況が続けば年末の資金繰りが悪化することが予想される。景気の先行きが不透明であることが、受注単価に影響を与えている。
	工業塗装業	操業度は少しずつ戻ってきているが、原材料価格の値上げが業績に響いている。
	ネームプレート製造業	一部にタイの洪水の影響が見られる。

非 製 造 業		
集計上の分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
卸 売	青果卸売業	仕入価格は前年同月比の 75% となった。
	美容用品卸売業	徐々に震災の影響が現れ始めている。業績の見通しが厳しいため、2 組合員が組合を脱退した。ただし、売上を伸ばしている組合員も見受けられる。
	食肉卸売業	一段と売上状況は悪化している。
	紙卸売業	秋の季節需要は発生しなかった。大手紙卸業者の倒産があった。
	玩具卸売業	不安を抱えながらの年末商戦への突入となったが、予想外に商戦は活況を呈している。クリスマス商戦の結果を見るまでは楽観出来ないものの、現段階では前年の売上高を上回るものと考えられる。
	木材卸売業	国産材は原木価格が上昇する一方、販売価格は低下している。外材は需要の低迷から弱含みの状態である。
	電線卸売業	各分野の電線出荷量には変化がなく、横這い状況にある。今年の電線の販売実績は 33 万トンで、過去 35 年間の内 2 番目に低い結果となった。
	再生資源卸売業	景況が安定化する要素に乏しいものの、今月は組合員の動向に変化はない。
	食器卸売業	飲食店関係の食器購入金額が激減している。年末需要も期待は出来ない。
	銅製品卸売業	需要が減少していることから荷動きが悪い。
小 売	木材小売業	11 月はセールを実施し、前年並みの売上を確保することが出来た。
	鶏肉・鶏卵小売業	一般の小売店向けの売上は、消費者の内食指向が強いため好調であった。一方、外食産業の状況が厳しく、業務用の売上は落ちこんでいる。仕入価格は昨年と比べて下がっているため、収益状況は改善しつつある。今年のクリスマスは休日であるため、小売店向けは期待出来るものの、業務用は厳しくなることが予想される。
	眼鏡小売業	タイの洪水の影響により大手メーカーのレンズ供給に遅れが生じたため、顧客への説明に迫られることとなった。組合青年部が韓国ソウルにてソウル眼鏡士会と会合を開催し、現地メディアに取り上げられた。
	自動二輪車小売業	ヤマハ発動機と東北大学の川島教授等の共同研究によると、自動二輪車を運転することで脳の認知能力が向上する他、ストレスの軽減にも繋がるということが明らかになったという。自動二輪車の運転を是非ともお勧めしたい。
	豆腐小売業	高齢化と大型スーパーの進出で組合員は厳しい経営を余儀なくされ、廃業組合員が増加しており、組合の運営が危機に晒されている。
	鮮魚小売業	売れ行きが悪い。天候や放射能汚染の風評等、様々な要因が考えられるが、判断は出来ない。

小 売	包装材料小売業	一向に需要が回復しない。こうした時期に大手メーカーの1社が段ボール価格の値上げを発表していたが、他のメーカーも追従する結果となった。テープ類等の値上げも予想されるが、価格の転嫁が困難になることが予想される。
	電器製品小売業	組合員の高齢化、後継者不足は深刻であり、廃業者の増加が予想される。組合からの脱退も出始めており、新規組合員の加入促進といった組織の増強策が必要となっている。
	眼鏡小売業	時計については、高価格品に動きが出て来た感がある。
	中古自動車小売業	組合の中古自動車オークション事業は昨年に比べ実績は増加した。組合員に目を転じると、販売不振と在庫の増加が目立っており、収益状況は悪化している。
	古書籍小売業	組合の事業実績については前年比で微増となった。しかしながら、組合を取り巻く環境は依然として厳しい。
	衣料小売業	婦人向けアウター物の売上が悪い。売上額は前年実績に届いていない。
	酒小売業	酒類の売上が伸びない。飲食店の状況が厳しく、業務用の売上が減少している。
	化粧品小売業	来店者数が減少し売上也落ちこんでいる。ドラッグストアの廉売が原因であるが、通信販売の影響も大きいと思われる。
	文具小売業	テレビや雑誌で文具品を紹介する特集が多く組まれている。こうした状況を利用して売上の増加に結びつけたい。
		市況に大きな変化は見られないが、回復の兆しも無い。
	食品小売業	今月は前半が悪く、後半で持ち直したが、結果的に対前年比でマイナスとなった。販売価格は安値安定で回復の気配はない。一部地域で大手の進出が急速に進んでおり、その影響が出始めている。
	塗料小売業	耐震補強工事の増加に伴い、塗料の需要が増加しつつある。
	青果小売業	冬野菜の白菜等が安値で推移している。鍋物用の野菜が以前のように売れなくなった。
商店街	武蔵小山	来街者数に変化はないが、売上は減少している。
	銀座	一部には売上が増加している組合員もいるが、全体として前年の数字に届いていない模様である。
	秋葉原	タイの洪水の影響により、家電やデジタルカメラの入荷が滞っている。また、8月以降売上が伸びず、苦戦が続いている。
	目黒	小売・サービス業に関しては改善傾向にある。正月に向けてさらなる回復を期待している。
サービス	飲食業	まもなく忘年会のシーズンを迎えるが、予約件数は以前と比べ減少している。また、単価も抑えられており、利益が出ない。
	複写業	11月後半になってようやく動きが出始めてきた。年末需要であるカレンダーやはがき印刷等の季節需要が発生している他、官公庁の建設関連のキャド入出力も増えてきてはいる。しかしながら、全体的に厳しい状況には変わりない。
	公衆浴場業	客数の減少が続く、厳しい経営状況が続いている。
	自動車整備業	組合では、複雑化する自動車整備に対応するため、外部故障診断装置の活用を推進するとともに、顧客に対してはタブレット型パソコンできめ細やかな対応を行うことを推奨している。
	クリーニング業	クリーニング需要が半減して久しく、季節需要のピークが年々低くなっている。夏物衣料の多くは家庭洗濯が可能となりクリーニング需要は激減している。
運 輸	貨物自動車運送業	売上高は5%ほど上昇しているが、運賃設定は厳しいままである。組合員のうち6割程度は価格交渉すら出来ない状況にある。現在の価格は本来組合員が希望する価格の8割程度であると考えられる。特に車両台数10台未満の零細事業者では慢性的な赤字状態が続いている。
	港湾運送業	東京港の外国貿易コンテナの取扱量は19ヶ月連続で増加している。コンテナターミナルのゲート前が慢性的に混雑していることから、ゲートの開門時間を1時間早くする試みを試行する。
建 設	板金工事業	年末の駆け込み工事が多いため、忙しい状況にある。

✓ 行政庁・中央会に対する主要要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	主要要望事項
繊維・同製品	帽子製造業	「中小企業憲章」によれば、国が総力を挙げて中小企業を支えているが、その取り組みは不十分と言わざるを得ない。
鉄鋼・金属	缶製造業	業界をPRするためには展示会の開催や出展が欠かせない。これに対する助成制度の充実強化をお願いしたい。
	建築金物製造業	住宅エコポイント制度の拡充を望む。また増税には反対する。
化学ゴム	プラスチック製品製造業	景気対策の早期実施を望む。
木材・木製品	木材製造業	増税の前に予算の無駄の解消や議員数の削減が必要なのではないか。
小 売	眼鏡小売業	眼鏡技術者の国家資格化を求める。海外先進国やアジアの多くの国において眼鏡技術者の国家資格が法制化されている。
	自動二輪小売業	首都高速道路公団より ETC 車載器を購入時に 5,000 円を助成するキャンペーンが開始された。大歓迎であるが、自動二輪車用の ETC 車載器は四輪車のものと比べると高額なうえ、市場在庫も少ない。生産台数を増やすため、何らかの方策を実施していただきたい。
	豆腐小売業	景気対策とともに貧富の格差を是正する措置をお願いしたい。
	鶏肉・鶏卵小売業	消費税増税は反対である。
サービス	自動車整備業	軽油引取税の暫定税率廃止を始め、二重課税など不合理な税体系を是正していただきたい。



謹 賀 新 年



府中テクノクリエータ 協同組合

理事長 会 田 三 則

〒183-0026
府中市南町5-38-30
TEL:042-364-1243 FAX:042-360-6502

キャリア・コンサルタント 協同組合

理事長 棚 木 義 彦

〒101-0052
千代田区神田小川町1-8-3
TEL:3256-4167 FAX:3256-4168



謹賀新年



協同組合新宿専門店会

理事長 安部 三樹男

〒160-0022
新宿区新宿3-1-22
NSOビル
TEL:3225-1771 FAX:3225-5566

協同組合

東京畳工事同志会

理事長 吉藤 正彦

〒104-0031
中央区京橋2-11-5
TEL:3567-6469 FAX:3567-6470

東京都鍍金工業組合

理事長 八幡 順一

〒113-0034
文京区湯島1-11-10
TEL:3814-5621 FAX:3816-6166

ふそう工業協同組合

理事長 原 正

〒144-0051
大田区西蒲田2-9-10
TEL:3753-2111(内線20) FAX:3753-2115

東京職専機器販売協同組合

理事長 小野 輝夫

〒164-0011
中野区中央1-52-7
TEL:3367-3840 FAX:3367-3849

東京税理士協同組合

理事長 石田 通野

〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士会館別館2階
TEL:5363-2011 FAX:5363-2008

東京玩具製問協同組合

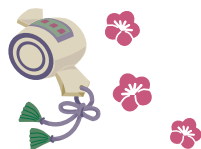
理事長 戸所 正敏

〒130-8611
墨田区東駒形4-22-4
TEL:3829-2520 FAX:3829-2549

東京印章協同組合

理事長 池田 秀男

〒101-0051
千代田区神田神保町2-4
TEL:3261-1017 FAX:3230-4159



謹 賀 新 年



回胴式遊技機商業協同組合

理事長 伊 豆 正 則

〒110-0015
台東区東上野1-14-4
野村不動産上野ビル7階
TEL:3834-3855 FAX:3834-3875

ダイフレックス防水工事業 協同組合

理事長 原 田 毅

〒160-0023
新宿区西新宿3-6-4
東照ビルB棟3階
TEL:5381-0871 FAX:5381-0870

中央鍍金工業協同組合

理事長 内 藤 雅 文

〒143-0003
大田区京浜島2-2-4
TEL:3790-1021 FAX:3790-1384

東京呉服専門店協同組合

理事長 石 井 善 彦

〒103-0014
中央区日本橋蛸殻町1-32-9
TEL:3668-5660 FAX:3668-5668

東京都個人タクシー 協同組合

理事長 木 村 忠 義

〒164-0013
中野区弥生町5-6-6
TEL:3384-1351 FAX:3382-2191

東部工業用ゴム製品卸 商業組合

理事長 西 山 博 務

〒104-0045
中央区築地3-9-10
築地ビル5階
TEL:3543-5332 FAX:3543-5656

マンションリフォーム 協同組合

理事長 久 保 泰 男

〒151-0053
渋谷区代々木2-23-1
ニューステイトメナー709号
TEL:5388-6504 FAX:5388-6676

東京屋外広告美術協同組合

理事長 萩 尾 孝 之

〒130-0014
墨田区亀沢1-17-14
TEL:3626-2251 FAX:3626-2255



謹賀新年



丸の内新聞事業協同組合

理事長 古池 國雄

〒100-0011
千代田区内幸町1-7-10
TEL:3504-2671 FAX:3508-9904

東京中央電設工業協同組合

理事長 赤津 幸夫

〒101-0032
千代田区岩本町1-2-17
TEL:3866-6981 FAX:3866-6983

東京都ラベル印刷協同組合

理事長 弓納持 昇

〒111-0051
台東区蔵前4-16-4
TEL:3866-4561 FAX:5821-6443

東京都消防設備協同組合

理事長 渡辺 瑞夫

〒110-0016
台東区台東4-23-10
ヴェラハイツ御徒町 401
TEL:5816-5119 FAX:5816-5433

東京都弁当協同組合

理事長 岩田 東一

〒103-0016
中央区日本橋小網町4-4
カネカビル2階
TEL:3669-1464 FAX:3669-1464

東京都電機商業組合

理事長 関山 一郎

〒113-0034
文京区湯島3-6-1
全国家電会館内
TEL:3831-9684 FAX:3831-5545

東京魚市場卸協同組合

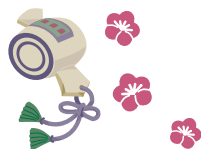
理事長 山崎 治雄

〒104-0045
中央区築地5-2-1
TEL:3541-1122 FAX:3546-8282

東京地区生コンクリート 協同組合

理事長 吉野 友康

〒104-0045
中央区築地4-1-17
TEL:3543-8441 FAX:3543-6279



謹 賀 新 年



東京都中小企業共済 協同組合

理事長 飯 島 玲 光

〒104-0061
中 央 区 銀 座 2 - 10 - 18
TEL:3542-0271 FAX:3542-8410

全国倉庫事業協同組合

理事長 醍 醐 康 之

〒101-0025
千 代 田 区 神 田 佐 久 間 町 3 - 21
第一千代田ビル5階
TEL:3864-6505 FAX:3864-6446

東京建具協同組合

理事長 塚 田 義 信

〒101-0042
千 代 田 区 神 田 東 松 下 町 42
TEL:3256-6576 FAX:3256-0790

東京築地魚市場ふぐ卸売 協同組合

理事長 町 山 茂

〒104-0045
中 央 区 築 地 5 - 2 - 1
TEL:3547-8883 FAX:3547-8883

日本電動式遊技機工業 協同組合

理事長 里 見 治

〒110-0015
台 東 区 東 上 野 4 - 8 - 1
TIXTOWER UENO 9階
TEL:5826-0777(代) FAX:5826-0799

東京都洋服商工協同組合

理事長 廣 瀬 義 孝

〒162-0844
新 宿 区 市 谷 八 幡 町 13
TEL:3269-7651 FAX:3269-7653

東京都フルーツ加工販売 協同組合

理事長 清 水 信 次

〒103-0023
中 央 区 日 本 橋 本 町 2 - 6 - 3
TEL:3661-4001 FAX:3661-4049

東京社会保険労務士協同組合

理事長 山 本 勇

〒162-0814
新 宿 区 新 小 川 町 8 - 9
TEL:5227-3537 FAX:3269-5828



謹賀新年



東京魚商業協同組合

理事長 大 武 勇

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
TEL:3541-7415 FAX:3546-7862

三多摩室内装飾事業協同組合

理事長 新 井 信 一

〒190-0022
立川市錦町 1 - 8 - 5
イーグル立川 403
TEL:042-525-4623 FAX:042-527-2155

八王子資源化事業協同組合

理事長 池 畑 英 樹

〒193-0932
八王子市緑町 377 - 5
TEL:042-626-8449 FAX:042-626-8449

北 部 信 用 組 合

理事長 田 中 照 恭

〒111-0034
台東区雷門 2 - 2 - 10
TEL:3842-2014 FAX:3843-7649

東京都正札シール印刷 協同組合

理事長 小宮山 光 男

〒110-0014
台東区北上野 2 - 25 - 7
TEL:3844-8826(代) FAX:5828-8797

東京都板金工業組合

理事長 宮 澤 秀 幸

〒174-0051
板橋区小豆沢 2 - 27 - 9
TEL:5915-6333 FAX:5915-6334

日個連東京都営業協同組合

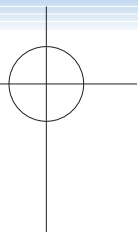
理事長 横 山 勇

〒170-0005
豊島区南大塚 1 - 2 - 12
日個連会館
TEL:5976-9111 FAX:5976-9110

東京金銀器工業協同組合

理事長 松 本 涵 治

〒110-0015
台東区東上野 2 - 24 - 4
TEL:3831-3317 FAX:3831-3326



日刊工業新聞社・編集委員
石 掛 善 久

急がれる中小企業の事業承継準備

中小企業の事業承継に対する準備が急がれている。高齢化の進展で先延ばし気味となっていたが、もはや待ったなしの状況となってきたからだ。これまで親族間の承継を支援してきた経済産業省・中小企業庁も昨年7月から「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく全国47都道府県の認定支援機関に、事業の存続に悩みを抱える中小企業の相談に対応する「事業引継ぎ相談窓口」を設置し本格対応に乗り出した。日本の企業数の9割以上、雇用の7割以上を占める中小企業の事業承継はこの国のあり方を決めるといっても過言でない。中小企業経営者には日本のそして自社の将来と事業承継を見据えて事業活動に取り組んでほしいものだ。

事業の存続に悩みを抱える中小企業の相談に応じる「事業引継ぎ相談窓口」は、当該中小企業のおかれた状況を勘案し事業引継ぎ、再生、廃業、事業承継などそれぞれの方向をアドバイスする。中小企業が希望し実現の可能性が高いと判断されれば、「事業引継ぎ支援センター」へ相談内容をつなぎ、センターで専門家が具体的な支援活動を行う。認定支援機関は商工会議所や、県の中小企業振興公社・同センターなどがなっている。「事業引継ぎ相談窓口」は動き始めたばかりで今後の活動に期待がかかるが、その活動対象はM&Aだ。

事業承継のほとんどは親族間承継だ。基本的にファミリービジネスであるからであり、世界の中でも日本の経営者の親族間承継の願望は強い。世界有数のコンサルティング・ファームであるプライスウォーターハウスクーパース(PwC)が2010年に実施したファミリービジネス調査によると、日本の回答者は「今後5年以内にオーナーが代わるか」を問われ、「いいえ」が世界計で61.0%だったのに対し、45.9%と少なかった。日本の中小企業経営者の平均年齢が60歳に近付きつつある中で、多くの経営者が交代を考えているのだ。日本の経営者の18.9%は「3～5年以内」の交代を予想し、世界計より高い比率を示した。「オーナーが代わる変化の内容」については、家族への継承が世界計では52.5%だったのに対し、日本はなんと81.0%にも達している。にもかかわらず、「主要な経営者や株主が亡くなったり就業困難となったりした場合、その際発生が見込まれる経営と家族に関わる問題にどう対処するか決めているか」との問いには、「はい」が世界計で61.8%だったのに対し、日本は35.1%。「いいえ」は世界計が34.7%だったのに対し、日本は56.8%にも上った。多くの経営者は息子を中心として譲渡したいにもかかわらず、その準備をしていない状況が浮き彫りとなっている。

こうした実態はある意味で、日本人、日本の経営者の良さ、優しさの裏返しかもしれない。懸命に仕事と取り組む年配の中小企業経営者から何度となく「先行き不透明な中で、とても息子に継がせられない」、「息子も大企業で安定した暮らしをしたほうが

いいのではないか」との息子や娘をおもんばかる言葉を聞いた。このことがかつては9割ともいわれた親族への承継が6割近くまで落ち込んだことの一因とも考えられる。

高齢化の進展とこうした心理的要因もあってか、ここ数年、廃業率が創業率を上回る状態が続いている。そのことは日本経済・社会の崩壊を意味している。東日本大震災により中小企業が被災し世界のサプライチェーンに大きな影響が出た。中小製造業の縮小は日本の大企業の高品質なモノづくりをも不可能にする。さらに、商店の廃業増加で全国的にシャッター通りが目立ち始め、街の活力は薄れ、治安悪化が懸念される事態となっている。

こうした事態を防ぐには、まずは廃業の防止、事業の承継が必要。そのためには事業に魅力がなければ承継は成立しない。江戸後期の儒学者、佐藤一斎の言志晩録の中に「創業と守成」の項があり、国の基を創めて建てることと、創業の後を守っていくことは創業することと継承することをいうが、よく見れば、ただよく守成する者が創業し、ただよく創業する者が守成するのであると説いている。創業、守成は合一。まさに名言といえる。

産業育成に熱心な東京都荒川区はその言葉を地でいった取り組みをしている。MACC(ものづくり荒川シティー・クラスター)プロジェクトの一環として若手経営者で「あすめし会」を組織、相次いで会員の事業承継を実現している。MACC シニアコーディネーターでキーマンの豊泉光男さんは「代々創業」の理念と、「早期事業承継」を訴えている。創

業時に開発した新製品はいずれ陳腐化、事業も衰退する。そこで、ビジネスモデルを再構築し、新製品・新事業を開発、会社の将来不安を払拭し、早期トップ交代に繋げていこうというものだ。

新商品・新事業開発は一朝一夕に行くものではない。だが、会員で新しく事業承継したストロングの平岩隆宏さんは大手企業に勤めていたが。「鶏口となるも、牛後となるなかれ」だと退職を決断、「スリッパを履きかえる文化は日本だけ。いいスリッパをつくり、文化を広めていきたい」と張り切っていた。花嫁わたの吉村祐介社長も08年9月のリーマン・ショックに時代の変わり目を痛感、会員として早期事業承継の重要性を学んだこともあり決断し、「家族経営から組織経営に切り替えていきたい」と話す。

こうした若手経営者の努力も必要だが、それ以前に求められるのが継承すべき立場にいる年配経営者の努力だ。事業承継は会社・自身の現状を把握し、後継者を決め、事業承継計画をつくるのが理想だ。計画は親族内からか、従業員らからか、または外部招聘、あるいはM&Aとするのか、それぞれによって異なってくる。いずれにしろ「M&Aの話を進めようとしたら、それなら息子が引き継ぐと言い出した」とのコンサルタントの話をよく聞く。まずは仕事への情熱を背中中で示し語り合うことが必要だ。



TOPICS

感性豊かなグラスウェアの世界を、是非ご体感下さい

我が国におけるガラス製品の歴史を紐解くと、江戸時代にはすでに眼鏡用のレンズが製造され、江戸や薩摩の切り子細工などの工芸品の製造手法も確立されていましたが、いずれも高価な品物で、庶民の日常生活の用に供するものではありませんでした。その後、明治期に入ると状況は一変し、ランプを始めとした様々なガラス製品が輸入され、広く一般にも行き渡りました。我が国でも海外の技術を取り入れ、近代的なガラス製品の製造が始まりましたが、海外製品が大量に流入する中で、国産ガラスは苦戦を強いられました。こうした中で明治12年、東京府で硝子製品を製造、販売する70余名が輸入硝子に対抗し、業者間で協力体制を確立するために設立したのが「東京玻璃製造人組合睦会」であり、都内のガラス製品卸売業者により設立された東京硝子製品協同組合のルーツとなっております。

現在、東京硝子製品協同組合では組合員企業の経営資源を最大限に活かすことを念頭に、商品流通の効率化や取引の拡大を目指して各種の研究活動を実施する他、組合員企業の労働条件の改善や人材確保の取り組みを実施しています。また、組合ホームページを活用して、組合員の取り扱う各種ガラス製品のPRをするなど宣伝活動にも力を入れています。さらに組合ではPR活動の一環として、組合

員の取扱製品の展示会を開催しています。

今回ご紹介する『東京グラスウェアショー2012』は協同組合の食器部会10社による展示・商談会です。展示会場は通常の展示会と異なり、出展各社のショールームで行います。従来の会場集約型の展示会ではスペースの関係で十分にご紹介出来なかった各社のオリジナルガラス器等の一斉展示を行います。今回の出展社の顔ぶれは、『東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞』第5回大賞受賞企業や今年度の優秀賞受賞企業のほか、Wallpaper Design Awards 2009 で「Best Glasses」に選ばれた企業など、個性的で魅力あふれるメンバーが勢揃いとなっています。飲食店向けグラスやガラス食器、またデパートや専門店、カタログ通販向けのガラス製品・ギフト商材など、多種多様なグラスやガラス製品を多数取り揃えて展示致します。また今回は、お配りする地図に各社ショールームの所在地案内図を掲載するほか、各社周辺の有名なカフェや飲食店なども併せてご紹介します。地図を片手に、街を散策する感覚でお越し頂きたいとの企画になっています。

ガラスの“今”にふれる2日間－感性豊かなグラスウェアの世界を、是非ご体感下さい。

『東京グラスウェアショー2012』開催のご案内

◆ 名 称：東京グラスウェアショー2012

TOKYO GLASSWARE SHOW 2012

(略称：TGS)

◆ 会 期：2012年1月12日(木)・13日(金)の2日間

(注) 開催期間および開催時間が各社により多少異なります。

詳細につきましては、Webでご確認頂くか、事務局までお問合わせ下さい。

◆ お問合わせ先：東京硝子製品協同組合 〒105-0003 東京都港区西新橋1-11-8 丸万5号館5階

TEL：03-3591-2708

URL：www.glass-kumiai.jp

TGS専用URL <http://glassware.jp/>



風評被害払拭に取り組む中小企業団体等の 展示会会場使用料を補助します！

東京都では、震災に伴い発生した、福島第一原子力発電所の事故に起因する風評被害対策として、都内中小企業団体等が主催する展示会において、風評被害の払拭につながる取組を行う場合には、会場使用料の一部を補助します。

1 補助対象となる事業・事業者

下記の団体が主催する **展示会※¹** で、**風評被害の払拭につながる取組※²** を行うこと

- **事業協同組合等の中小企業団体**（その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有すること）
- **社団法人**（その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業者であること）
- **財団法人**（都内に主たる事業所を有すること）

2 補助対象となる経費

会場使用料（展示会場・会場内施設等を借りるために支払われる経費）

設備・備品使用料（会場内の設備・備品等を借りるために支払われる経費）

3 補助率・補助上限額

- 補助率：対象経費の **2分の1以内**

被災県の中小企業団体等※³ と連携※⁴ する場合は 3分の2以内

- 補助上限額：**100万円**

被災県の中小企業団体等※³ と連携※⁴ する場合は 200万円

4 受付期間 平成23年9月1日から補助事業終了まで

5 申込方法

交付申請書を産業労働局商工部ホームページ(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko>)からダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類とともに下記送付先まで郵送または持参してください。



※1「展示会」とは

中小企業者が自ら企画・製造した製品・サービス等を利用者・企業向けに展示し、商談等の販促を行うものであること

※2「風評被害の払拭につながる取組」とは

補助事業者が取り扱う製品の安全性を情報発信するパネル・ポスター等の掲示や測定の実演等によって、風評被害の払拭に関する啓発活動を行う小間を設けること

※3「被災県の中小企業団体等」とは

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都に主たる事業所を有する中小企業団体、農業協同組合、水産業協同組合、特定非営利活動法人、中小企業者

※4「連携」とは

※2の取組とは別に、被災県で生産・製造された製品等の安全性に関する啓発活動・販売、被災県の産業に関する情報発信等を行う小間を設けること

【問い合わせ・申し込み先】

東京都産業労働局商工部経営支援課 経営革新支援係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階（北側）

電話：03-5320-4784（直通） FAX：03-5320-1465

無料職業紹介所を開設しています！

求人・求職にご活用ください！！

東京中央会では、事業協同組合等の事務局体制の整備・充実強化をより効果的なものにするため、求人・求職の紹介・あっせんなどを行う「中央会無料職業紹介所」を開設しています。

求人（中小企業組合）及び求職者（中小企業組合士等）の利便性の向上、組合が必要とする労働力の確保、雇用の安定に向け、以下のような業務を行っています。是非、ご活用ください。

1) 求 人 情 報 の 収 集

2) 求職者への求人情報の提供等

なお、求人・求職の申込み手続きは、次のとおりです。

求人の申込みのときは

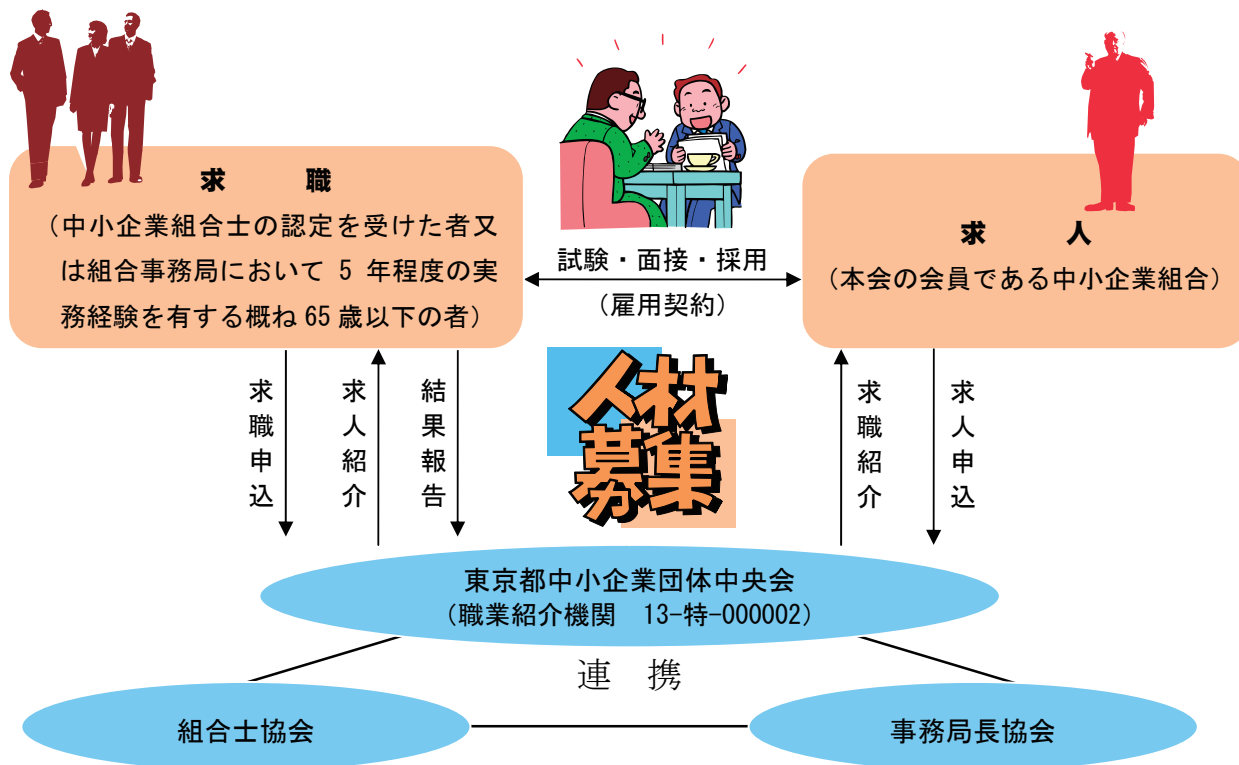
- ①当紹介所に備えた「求人票」に記入
- ②求人票の提出（FAX・郵送 可）

求職の申込みのときは

- ①本人が直接来会
- ②当紹介所に備えた「求職票」に記入
- ③求職票の提出（代理での申込み 不可）

組合の理事長様へ

当紹介所では、組合職員の求人情報を収集しています。
皆様からの求人情報のご提供をお待ちしております。



※中小企業組合士とは、中小企業組合の事務局に従事する役職員等の方が、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に対し与えられる称号で、中小企業庁の後援も得て実施している制度です。

※当紹介所の利用は全て無料です。

申込み・問合せ 東京都中小企業団体中央会 労働課
東京都中央区銀座2-10-18 中小企業会館8階
(直通) 03-3542-0388 (FAX) 03-3545-2190

有能な人材をご紹介します！



- ・東京中央会では、登録された求職者の情報を公開しております。各求職者の詳細な情報を希望する場合は、本会労働課まで、ご連絡下さい。

平成23年12月1日現在

登録番号	就業可能時期	希望雇用形態	取得資格スキル	職歴 (直近)
		希望給与(月額)		
0701	採用決定時より	臨時職員 (週3日1日 実働6時間)	中小企業組合士 銀行業務検定試験(財務2級) 銀行業務検定試験(税務3級) 普通自動車免許	金融機関 36年
		15万円		
0702	採用決定時より	正職員又はパート	中小企業組合士 管理業務主任者 日商簿記2級 建設業経理事務士2級 ゲートボール主任者	金融機関 36年
		20万円		
0801	採用決定時より	正職員	宅地建物取引主任者 普通自動車免許	不動産業 2年
		(年収)350万円		
0901	採用決定時より	正職員	日商簿記1級 宅地建物取引主任者 特殊無線技士(無線電話乙) 損害保険普通資格 金融検定協会「経済産業省」最高財務責任者(K-CFO)	製造業(監査役) 16年
		18万円		
0902	採用決定時より	正社員	中小企業組合士 実用英語技能検定2級 日商簿記2級 普通自動車免許	団体職員 7年
		(年収)450万円		
0904	採用決定時より	正職員	中小企業組合士	団体職員 38年
		20万円		
1001	採用決定時より	正職員	損害保険上級資格 Microsoft Office Specialist Excel・Word・Access・PowerPoint 普通自動車免許	商社 24年
		20万円～30万円		
1006	採用決定時より	正職員又は臨時職員	普通自動車免許 防火管理者	団体職員 22年
		20万円		
1007	採用決定時より	正職員又はパート	日商簿記2級 日商珠算2級	団体職員 4年
		応相談		
1008	採用決定時より	正職員又は パート(週3日)	中小企業組合士 社会福祉士 ホームヘルパー2級 福祉住環境コーディネーター2級 普通自動車免許	団体職員 8年
		正職員 25万円 パート 15万円		
1101	採用決定時より	正職員	損害保険募集人資格 普通自動車免許	団体職員 29年
		応相談		
1104	応相談	正職員又はパート	中小企業組合士 実用英語技能検定準1級 国連英語検定A級 日商珠算2級 第一種証券外 務員 普通自動車免許	出版社 14年
		応相談		
1105	採用決定時より	正職員	中小企業組合士 全商簿記1級 全経簿記1級 会計ソフト実務能力試験1級 普通自動車免許	団体職員 16年
		応相談		
1106	平成24年 4月より	応相談	中小企業組合士 社会保険労務士 宅地建物取引 主任者 ファイナンシャル・プランナー2級	団体職員 5年
		23万円		



公認会計士 松澤

修

No.496

受取利息・受取配当の源泉税

Q

事業協同組合たる当組合は、受取利息として、銀行の定期預金と普通預金から生ずる利息があり、受取配当金として、関係先有価証券たる商工中金出資金から生ずる配当金があります。これら受取利息及び受取配当金は、支払いを受けるに当たって、源泉税が徴収されており、受取利息には源泉所得税と道府県利子割が、受取配当からは源泉所得税が課税されています。これらの源泉税は、税務上いかに処理すべきでしょうか。

A

所得税における利子所得の取扱いに関し、法人が国内において支払を受ける利子については、15%の税率による課税を行う規定が設けられている（所法212③、213②）。

一方地方税法においては、道府県税として、支払を受ける利子の額に対し、5%の利子割額の課税が規定されている。（地方税法24）

したがって、受取利息に対しては、国税たる所得税が15%、地方税たる道府県利子割が5%課税されることとなる。

これに対し、法人が受ける未上場株式である商工中金の配当については、所得税法の規定により、所得税20%が課税されることとなっている（所法212③、213②）。

■ 源泉課税税率

区 分	所得税	道府県利子割
受取利息	15%	5%
受取配当	20%	—

■ 源泉所得税の処理

このように、法人が受ける利息及び配当に対して所得税法の規定により、源泉所得税の課税が行われる。この源泉所得税は、法人税においては、原則として法人税の前払いとして処理される。法人の決算においては、税引き後の金額を収益として計上し、この源泉所得税を損金として処理して

いるので、法人税の前払いとして、法人税額から税額控除の取扱いをするには、法人税申告書の上で、源泉所得税を損金不算入として、法人の所得金額を求め、その税額から前払いの源泉所得税を控除して納付税額を算出し、控除すべき法人税額がない場合は、控除できない金額について還付の申告手続きをとることができる。

■道府県利子割の処理

支払を受ける利子に対しては、道府県利子割額も課税されているが、法人税申告書において、これを損金不算入とし、その利子割額を道府県法人税割額から控除し、なお控除することができなかった利子割額があるときは、道府県民税均等割額に充当することができる。

■非出資商工組合の源泉税

非出資の商工組合は、法人税法上「公益法人」のグループに属し、法人住民税の均等割額が課税されるほかは、利子・配当等の源泉税については、非課税の取り扱いとなるが、収益事業を行う場合には、その収益事業の所得に対しては課税を受けることとなる。

組合会計・法律相談のご案内

本会では、専門家による組合運営に関わる会計ならびに法律の特別相談を実施しています。今後の相談日は下記のとおりです。事前予約を付けておりますので、お早目にお申し込みください。

●会計相談

公認会計士 ^{まつざわ ただす} 松澤 修 先生

平成24年

1月 27日 (金)

2月 24日 (金)

3月 2日 (金) / 9日 (金) / 23日 (金)

●法律相談

弁護士 ^{たなか しんいちろう} 田中 伸一郎 先生
第二東京弁護士会所属・東京都弁護士協同組合専務理事

平成24年

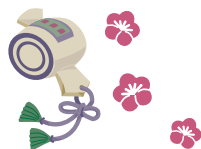
1月 13日 (金)

2月 17日 (金)

3月 16日 (金)

留 意 事 項

1. 時 間
いずれも午後1時30分から4時30分まで〈1時間毎です〉
時間区分①1:30~2:30
②2:30~3:30
③3:30~4:30
2. 場 所
東京都中小企業会館9階
東京中央会情報課内「相談室」
3. 相 談 料
無料(会員組合限定)
4. 申込方法
必ず事前に電話・FAXで下記宛にお申し込み下さい。
お申し込みの際には、組合名・相談者名・電話番号・相談内容をお知らせ下さい。
5. 申 込 先
東京中央会 情報課
TEL 03-3542-0389(直通)
FAX 03-3545-2190



謹 賀 新 年



城西個人タクシー事業 協同組合

理事長 杉 本 秀 雄

〒154-0016
世 田 谷 区 弦 巻 2 - 30 - 18
TEL:3429-0326 FAX:3429-9802

神 田 木 材 企 業 組 合

理事長 平 野 徳 子

〒101-0047
千 代 田 区 内 神 田 1 - 1 - 7
東大手ビル3階
TEL:3291-7011 FAX:3291-7014

東京都学校給食パン 協同組合

理事長 中 村 雅 文

〒171-0051
豊 島 区 長 崎 1 - 18 - 2
真畑ビル1階
TEL:3554-2544 FAX:3554-2496

東京多摩青果物商業 協同組合

理事長 横 山 武 夫

〒203-0043
東 久 留 米 市 下 里 6 - 4 - 1
TEL:0424-75-4023 FAX:0424-72-8083

東京都環境保全協同組合

理事長 武 藤 猛

〒104-0061
中 央 区 銀 座 1 - 27 - 8
セントラルビル1002
TEL:3538-0422 FAX:3538-0423

東京カットグラス工業 協同組合

理事長 林 克 美

〒136-0071
江 東 区 亀 戸 2 - 9 - 6 - 101
TEL:3681-0961 FAX:3681-1422

東京都畳材料商業協同組合

理事長 後 藤 邦 彦

〒140-0002
品 川 区 東 品 川 3 - 21 - 15
TEL:3472-8740 FAX:3450-0633

東京都左官工業協同組合

理事長 堀 本 重 幸

〒162-0824
新 宿 区 揚 場 町 1 - 21
TEL:3268-2331 FAX:3268-2332



謹賀新年



足立医師協同組合

理事長 田澤 公基

〒123-0841
足立区西新井 7 - 13 - 4
TEL:3896-2211 FAX:3896-2212

東京築地市場青果仲卸 協同組合

理事長 増山 春行

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
TEL:3541-8161 FAX:3544-1634

西東京医師協同組合

理事長 関 孝和

〒190-0023
立川市柴崎町 3 - 16 - 11
TEL:042-524-6411 FAX:042-524-6599

協同組合医療と福祉

理事長 谷本 昌義

〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 5 - 12 - 12
TEL:5363-0828 FAX:5366-6423

東京都自動車整備商工組合

理事長 坂本 浅喜與

〒151-0071
渋谷区本町 4 - 16 - 4
TEL:5365-2311 FAX:5365-9222

浦安鐵鋼団地協同組合

理事長 清水 範子

〒279-0025
千葉県浦安市鉄鋼通り 2 - 1 - 6
TEL:047-350-5311 FAX:047-350-5316

東京都漬物事業協同組合

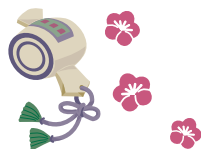
理事長 泰地 武

〒101-0021
千代田区外神田 2 - 2 - 17
共同ビル(万世)
TEL:3253-9744 FAX:3253-9755

協同組合 浅草おかみさん会

理事長 富永 照子

〒111-0032
台東区浅草 1 - 34 - 4
TEL:3842-0333 FAX:3842-0336



謹 賀 新 年



蒲田東口商店街商業 協同組合

理事長 石 川 貴 司

〒144-0052
大 田 区 蒲 田 5 - 7 - 9
TEL:3731-1200 FAX:3738-2002

協立医師協同組合

理事長 吉 田 廣 海

〒174-0076
板 橋 区 上 板 橋 3 - 15 - 5
TEL:3935-6652 FAX:3935-2048

東京紳士服専門店協同組合

理事長 森 和 夫

〒101-0025
千 代 田 区 神 田 佐 久 間 町 2 - 8
TEL:3861-8961 FAX:3861-8963

東京都クリーニング商工業 協同組合

理事長 溝 口 悦 夫

〒112-0004
文 京 区 後 楽 2 - 3 - 10
TEL:3813-4251 FAX:3813-4258

東 京 都 茶 協 同 組 合

理事長 小見山 晴 夫

〒105-0021
港 区 東 新 橋 2 - 8 - 5
東京茶業会館
TEL:3431-6613 FAX:3431-6439

大田市場青果バナナ冷蔵庫 協同組合

理事長 青 木 稔

〒143-0001
大 田 区 東 海 3 - 2 - 4
TEL:5492-2640 FAX:5492-2645

東京都豆腐商工組合

理事長 平 田 久 志

〒101-0054
千 代 田 区 神 田 錦 町 3 - 11
TEL:3294-5621 FAX:3294-7353

江戸川環境保全事業 協同組合

理事長 田 口 勝 久

〒133-0061
江 戸 川 区 篠 崎 町 3 - 1 - 11
TEL:3698-3960 FAX:3698-3961



謹賀新年



東部金属熱処理工業組合

理事長 齋藤基樹

〒108-0073
港区三田 2 - 14 - 4
三田慶応ビジネス 604
TEL:3452-5780 FAX:3452-7336

共和事業協同組合

理事長 岡本直幸

〒107-0052
港区赤坂 3 - 13 - 13
赤坂中村ビル 4 階
TEL:5549-9570 FAX:5549-9571

東京湾遊漁船業協同組合

理事長 飯島正宏

〒140-0002
品川区東品川 1 - 7 - 1
TEL:3471-7401 FAX:3458-6835

鴻益不動産企業組合

理事長 木田矩睦

〒104-0061
中央区銀座 2 - 13 - 20
TEL:3544-0678 FAX:5148-2442

首都圏業務用食品卸 協同組合

理事長 佐藤迪夫

〒110-0005
台東区上野 5 - 15 - 12
原ビル
TEL:3835-1541 FAX:3835-1542

ゴムアスファルト防水工事業 協同組合

理事長 永谷英夫

〒135-8074
港区台場 2 - 3 - 2
TEL:5531-5977 FAX:5531-6815

企業組合 エム・アール・シー・サービス

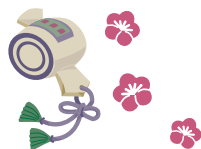
理事長 佐藤邦男

〒194-0202
町田市下小山田町 3160
TEL:042-797-0275 FAX:042-797-0275

協同組合 ビジネス・フォーラム

理事長 根本照夫

〒101-0051
千代田区神田神保町 2 - 4
水戸興産ビル 5 階
TEL:5276-5361(代) FAX:5276-6110



謹 賀 新 年



東京都書店商業組合

理事長 大 橋 信 夫

〒101-0062
千代田区神田駿河台1-2
TEL:3291-0853(代) FAX:3294-7230

東京医師歯科医師協同組合

理事長 能 戸 千 年

〒101-0029
千代田区神田相生町1
秋葉原センタープレイスビル16階
TEL:3256-2101 FAX:3256-2100

東京都公衆浴場商業 協同組合

理事長 関 稔 幸

〒101-0031
千代田区東神田1-10-2
TEL:5687-2641 FAX:3866-9921

多摩住環境センター 協同組合

理事長 友 野 弘 記

〒193-0822
八王子市式分方町273-2
株式会社サン・インテリア内
TEL:042-651-1021 FAX:042-651-1534

城南運送事業協同組合

理事長 浅 井 隆

〒143-0006
大田区平和島5-11-1
TEL:3765-0151 FAX:3768-2701

東京都碎石工業組合

理事長 金 森 芳 男

〒190-0012
立川市曙町2-26-10
TEL:042-527-8881 FAX:042-528-0134

東京都塗装工業協同組合

理事長 会 津 健

〒150-0032
渋谷区鶯谷町19-22
TEL:3461-8678 FAX:3461-8724

全日本爬虫類皮革産業 協同組合

理事長 竹 原 洋 一

〒111-0042
台東区寿1-17-10
21 プラザ・ヤマヤ4階
TEL:3845-9210 FAX:3845-9211



謹賀新年



協同組合 ユニバーサルワークネット

理事長 正 寶 新一郎

〒107-0052
港区赤坂 4 - 6 - 3
シャトー佐和ビル 403
TEL:6277-6950 FAX:6277-6951

東京都化粧品洗剤卸商業組合

理事長 森 友 徳兵衛

〒103-0016
中央区日本橋小網町 16 - 21
フォレスト 301
TEL:6423-1195 FAX:6423-1196

五反田文化会館協同組合

理事長 藤 岡 康 輝

〒141-0031
品川区西五反田 1 - 32 - 2
TEL:3491-4010 FAX:3491-4010

東京洋装雑貨工業協同組合

理事長 杉 本 光 延

〒111-0056
台東区小島 1 - 11 - 12
TEL:3851-3685 FAX:3863-4606

日本革類卸売事業協同組合

理事長 川 村 洋 三

〒111-0042
台東区寿 1 - 17 - 10
21 プラザ・ヤマヤ 4 階
TEL:3845-9210 FAX:3845-9211

アセアン市場開発事業 協同組合

理事長 堀 内 綱 男

〒103-0007
中央区日本橋浜町 3 - 35 - 5
オフィス 30 602 号
TEL:5652-6008 FAX:5652-6009

全国流通菓子卸協同組合

理事長 木 村 光 男

〒108-0014
港区芝 4 - 12 - 2
クロスサイド田町ビル 2 階
TEL:3457-5764(代) FAX:3457-5767(代)

東京新木場木材商工 協同組合

理事長 名 倉 敬 世

〒136-0082
江東区新木場 1 - 18 - 6
TEL:3522-1122 FAX:3522-1124



中小企業団体 事務局長協会だより



中小企業団体事務局長協会会長
東京産機協同組合事務局長 遠藤 晴生

平成24年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げますと共に、被災地の皆様には今後の急速なる復旧をあらためてお祈り申し上げます。旧年中は東京都中小企業団体中央会、関係諸官庁、関係各団体から格別なご厚情、ご指導、ご鞭撻を賜り、事務局長協会会長として、心から御礼申し上げます。本年も従前通りのご指導、ご鞭撻を事務局長協会並びにその会員にお願い申し上げます。

ジャンネーの法則というものがあります。人が1年の永さを感じる感覚を、「永さの感じ方は年齢の逆数に比例する」と言ったものです。10歳の子は1/10に感じ、60歳では1/60に感じるという訳です。10歳の子供より60歳の成人は6倍早く感じていると言っている訳です。年齢を重ねると本当に月日がたつのは早いものです。

しかし昨年はここ数年の中ではかなり遅く感じました。本当に天災、事件が多かった。日本だけでなく、世界中が激動した。やはり、事件が多く、考える事が多い年はゆっくりと時間が流れるのかもしれませんが。今までの日常の中で疑問に思わなかったことを改めて考えていました。敗戦後の日本のことが書かれた本も読んでみました。再発見した事柄も種々ありました。震災、津波、原発関連の本も読み漁りました。7月以降、今回の大災害の対応、経過についての本が出版されています。大変良い傾向だと思っています。よく言われていることですが、日本人は自己否定が強い半面、その分析を行いません。起こってしまったことと簡単に諦めてしまいます。それがすべての原因ではないが、同じような間違いを起こし、日露戦争の勝利に驕り、分析もいまい加減にし、それが太平洋戦争での史上初めてという大量の兵士の餓死を作りました。東京裁判で禊を落としたということで、またまた、この戦争の分析もなく、多くの無駄死にを作った作戦本部の人間達に恩給まで支給しています。勝ち取ったものではない、与えられた民主主義に浸り、今に至り、沖縄の問題も解決していないし微妙な領土問題も進んでいま

せん。この考え方も自国否定、自己否定的でしょうか。

しかし日本の誇るべきことは沢山あります。そうでなければ敗戦の焦土から世界のNo.1にはなれなかったであろうし、これだけ多数のノーベル賞の受賞者は出していないと感じています。今回の大震災で世界の人々を感動させているこの国の特性は大切にすべきでしょうし、日本国民として生まれた事を誇りとすべきでしょう。

政治はその国民の身丈にあったもの、レベルしか出来ないと言います。肩をすくめ、蔑視、冷笑からはなにも生まれません。一人、一人の小さい行動が政治を良い方向へ動かすのではと思っています。私自分の身の周りのことを少し変えようかと考えています。そして実行し始めているところです。

今年も中小企業団体事務局長協会は様々な企画を少々背伸びをしながら実行してゆきます。世界的不況、デフォルトの国も出てくるだろうと思います。中小企業は淘汰されるであろうし、昨年以上に変化するかも知れません。いや変化しなければ存続はないだろうと思います。各協同組合もその流に乗っている訳です。一步、一步少しずつ、なにかを変えてゆくことでしか対応出来ないでしょう。事務局長協会で、互いの悩みから、何かが、何かを生み出せたらと思っています。復興の東北地方において協同組合の動きが活発化しています。とくに漁業組合の活動が著しく、あらためて協同組合の存在価値を再認識しました。シャッター商店街の防止など、協同組合の組織力を再利用できないか、ほかにもいろいろあるでしょう。協同組合に携わる人々が前とは少し変わったことをやってみたら、少しはなにかが変わり、前進できるのでは。そんなことも漠然と考えています。

本当に難しい時代です。事務局長会でこんな話ができればと思っています。是非是非、事務局長協会に参加していただきたい。

本年もご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。よい年を創り出しましょう。

東京都 組合士協会レポート

東京都中小企業組合士協会会長
東京食肉業務用卸協同組合事務長 松崎 辰夫

No. 319



新年明けましておめでとうございます。

平成24年の新春を迎えるにあたり心からお喜び申し上げますとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

旧年中は、東京都中小企業組合士協会に対しまして、格別のご指導、ご協力をいただきありがとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、我が国経済は、東日本大震災から10ヶ月経過しましたが、被災各地の中小企業にあっては復旧・復興に向けて懸命な努力を重ねており、各種の政策効果も相まって、震災の影響で急速に減少した輸出や生産、消費活動がようやく持ち直しつつあります。しかしながら、最高値を更新している歴史的円高、欧州における不安定な金融情勢など、新たなリスク要因が出現しており、依然として先行きへの大きな不安が高まる状況にあります。

このような厳しい環境の中にあっても、我が国の中小企業が新たな発展を遂げていくためには、個々の事業者が自ら経営革新を図り、環境変化に即応できるような経営体質を作り上げていくことが何よりも肝要であります。しかし、個々では解決できない諸問題に対しましては、引き続き組合を中心とした中小企業連携組織の下に力を結集し、組合員相互の連携を今まで以上に強化していくとともに、私共、組合士の存在、役割を十二分に発揮していくことが必要不可欠であります。

組合士協会の新規事業について触れますと、昨年3月3日に女性組合士の交流を図るため「組合士協会女性部」を組織し、女性組合士50余名中11名の参加を得て発足しました。11月11日には「健康はバランスのとれた食事から～寒さに負けない食事作り～」のテーマで管理栄養士の鈴木孝子先生の研修会を開催し、その後、引き続き立食形式で懇親会を開催して、相互の交流を深めました。また、女性部発足に続いて今年度新たに1グループを結成するため、10名の候補者に呼びかけ10月24日に「新事業研究部」を立ち上げ、部長に吉田信也氏（東京トラック同盟協同組合）、副部長に多賀谷勝氏（東京都石油業協同組合）が選出されました。当日は首都圏ソフトウェア協同組合の小倉治雄氏が「私の組合について」のテーマで事例発表をされました。

次に、全国中小企業組合士協会連合会についてご報告いたします。6月17日の全国組合士連合会の通常総会に引き続き、全国中央会の主催により、平成23年度中小企業組合士全国交流研修会が開催され、まず、株式会社ディセンター代表取締役折原浩氏より「発想の転換について」をテーマに、日常業務等において困難なこと、あるいはこれまでに経験したことがないことが発生した場

合には発想の転換が必要であるとし、その具体的な方法としての“結合・分解・再編成”“交換・転用・代替”といった「発想法7つの切り口」及び“デザイン化・モデル化”“お客様”といった「イノベーション5つのアプローチ」等について講演が行われ、その後、3班に分かれてグループ討議が行われました。

各班共通テーマは、「組織運営の活性化を発想を変えて考える」として、第1班（一般組合士）のテーマ「組合の活性化を発想を変えて考える」では、倉本愛知県中小企業組合士会会長を座長として、組合の置かれている現状、問題点やその問題点解決のために組合士は何ができるか等について、発想の転換を念頭に置きながら活発な討議が行われました。第2班（都道府県組合士（協会役員））のテーマ「組合士（協会）の活性化を発想を変えて考える」では、田中長崎県中小企業組合士協会会長を座長として、会員組合士のためにできることは何か、協会及び傘下組合士の置かれている現状・問題点の解決方法等について、発想の転換を踏まえて熱心な議論が行われました。第3班（組合士（協会事務局））のテーマ「組合士制度の活性化を発想を変えて考える」では、埼玉県中央会奥村氏を座長として、組合士を増やすには何が必要であり有効であるか等について発想の転換を念頭に置いて幅広い意見が出されました。

討議終了後、再び一堂に会して、各班の発表者（第1班・堀川秋田県中小企業組合士会会長、第2班・田中北海道中小企業組合士会会長、第3班・北海道中央会玉田氏）より討議内容の発表が行われました。

一方、東京都中小企業団体中央会では、中小企業組合士制度の普及と活用を図るため、無料職業紹介を行い、実績を上げております。この事業は、兵庫県中小企業団体中央会でも行われ、また、京都府中小企業組合士協会では、独自の方法で職業紹介を行っております。

なお、ブロック協議会（東北、北海道、関東甲信越、中四国、近畿、九州）では、各地区で活発な講習会、研修会が行われております。

本年も中小企業にとって大変困難な企業経営が予想されますが、会員各位におかれましては、中小企業の隘路克服のため、一層奮闘して頂きますようご期待しております。

本協会といたしましても、組合士の役割の重要性を改めて自覚するとともに、今後とも会員皆様の率直かつ建設的なご提案をいただき、職責を全うしたいと存じます。

最後になりましたが、会員各位のご活躍とご健康を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

青年部協議会ニュース

東京都中小企業団体青年部協議会会長
東京都書店商業組合青年部前会長

山 辺 真 次



新年、明けましておめでとうございます。旧年中は東京都中小企業団体青年部協議会の活動につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年も各組合の青年部の運営や企業経営の一助になるよう、会員間のコミュニケーションの充実（青年部協議会では、この理念をベターコミュニケーションと呼んでいます。）を図りながら各種事業を実施していく所存です。

さて、一昨年（平成22年6月）、会長を仰せつかりました。早いもので私の任期も残すところ半年となりました。任期中は何も言わずとも難題を楽々こなすベテランの理事と、私には思いもつかない衝撃的な意見をぶつけてくるフレッシュな理事を交え、大変に充実した楽しい二年を送らせていただきました。協議会会員は厳しい環境の中で一人一人が会を運営するに当たり、自分で自己の役割を考え、十二分に力を発揮してくれました。また、中央会事務局には、わがままな依頼にも嫌な顔ひとつせず誠心誠意協力していただき大変感謝しています。私自身も有意義で貴重な体験をさせていただき、少し成長した気がします。この経験を生かし、今後ますます単組青年部を通じ、青年部協議会の発展に寄与していきたいと思います。

私が会長に就任してから、それまで月1回ずつ開かれていました理事会と委員会を、集約して理事会と委員会の合同委員会を月1回開催することと致しました。これにより、理事・幹事の参加率が高まり、毎月の合同委員会では活発な議論が交わされるようになりました。そして今まで、会議等に参加があまりなかった組合青年部の幹事に参加頂き、様々な提案、事業への協力等をして頂きうれしい限りです。

平成23年の青年部協議会の事業を振り返ると、新年会、通常総会、ホームパーティー、国内研修旅行等の事業を実施致しました。

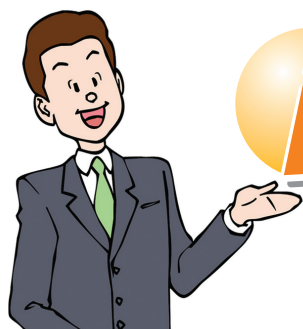
新年会・講演会の際には、毎回、中央会の事業を利用し青年部講習会を行い「経営に役立つコミュニ

ケーション能力」「中小企業の危機管理」をテーマに実施し、若手経営者としての資質を高めることを図りました。講習会だけではなく、9月10日には、会員のご家族も参加できるホームパーティーを浅草の料亭「草津亭」で開催し、多くの会員とごご家族にご参加頂き、交流を深めることが出来ました。11月11日には、国内研修旅行をかねて、全国青年中央会の全国講習会に参加し、全国の若手経営者と交流を図り、東京の代表として数多く意見を述べてまいりました。11月29日には、中央会の震災対応支援事業を利用し、「中小企業のBCP対策」というテーマで講習会を実施しました。参加者には、BCP（事業継続計画）という言葉は初めて聞いた方も多かったでしょう。講師の先生の話聞き、中小企業といえども危機管理、BCP（事業継続計画）が如何に重要であり、必須であるかを実感いたしました。

上記の事業を実施するに当たり、それぞれ単独会計とし、事業としての、収入と支出のバランスを把握しました。これにより無駄な支出をださないように心がけました。これらは一見すると会の縮小ともとられがちです。しかし忙しい限られた時間の中、効率的に事業を推進するためには、重要なことだったと思います。また私自身、青年部協議会会長として中央会の行事・講習会・委員会・合同会議に積極的に参加させていただき、中央会との関係を密にしました。

あらためて、この新年を迎え、伝統ある東京都中小企業団体青年部協議会の会長職をお引き受けし、副会長、理事、幹事、事務局の協力を得て何とか働かせて頂きました。私自身精一杯働かせていただきました。しかし、今反省すると、私の力不足で至らなかった点があります。これを教訓に残りの任期を全うしたいと思います。

最後になりましたが、会員各位及びその御関係者のご活躍とご健康を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。



information



中小企業組合検定試験実施報告

去る12月4日(日)、平成23年度の中小企業組合検定試験が21都市22会場で実施されました(全国での出願者数514人)。

東京都中小企業会館を会場とする東京第一会場においては73人が試験に臨みました。試験は午前10時から午後4時まで、途中休憩を挟みながらも、6時間という長丁場でしたが、受験者の皆さんは集中して試験問題に取り組んでいました。今回の試験の合格者発表は平成24年3月1日(木)に行います。発表は受験者に郵便で通知いたします。また、本誌「中小企業だより」及び全国中央会の月刊誌に合格者番号を掲載するとともに、全国中央会ホーム



ページにも登載される予定です。なお、東京中央会では合格者の受験番号を事務所に掲示いたします。

組合監事講習会のご案内

大手企業において経営上の不祥事が相次ぎ、改めて組合や企業の社会的責任に対する取り組みが求められています。また、平成19年4月の組合法等改正に伴い、原則として監事への業務監査権が付与されたことで、組合のコーポレートガバナンスの強化が求められる等、監事の経営に対するチェック機能の役割はますます重要になっております。

そこで、監事としての責任と職務についてご理解をいただくため、監事講習会を開催いたしますので、貴組合監事の方には是非ともご受講いただきますようご案内申し上げます。

1. 日 時 平成24年1月23日(月)午後2時～4時
2. 場 所 「東京都中小企業会館・9階講堂」
3. テー マ 「監事の責任と監査実施上の留意点」
4. 講 師 公認会計士・税理士
成倫税理士法人 代表社員
小林 靖 先生
5. 受講料 1人1,500円【当日、受付にて申し受けます。】
6. 申込期限 1月16日までに申し込み下さい。
7. 定 員 80名(定員になり次第締め切らせていただきます。)
8. お問い合わせ
振興課 03-3542-0040(担当) 相川・樺澤

中小企業だより

中央会インフォメーション

1 月号

2012年1月15日発行 No.1730

TEL : 03(3542)0386(代) FAX : 03(3545)2190
<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

発行所／東京都中小企業団体中央会 編集・発行人／大村功作
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18
印刷所／株式会社ディグ

定 価／300円(税込・送料別途)
● 会員の購読料は会費に含まれています。
● 本誌掲載の記事は無断転載を禁じます。



様々な保証メニューをご用意しています！



下枠以外にも保証メニューをご用意しています。

東京信用保証協会は中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借入する際、『保証人』となって融資を容易にすることにより、金融の円滑化を図る役割を担う公的機関です。事業資金のお借入をご検討されている方のご相談を承っておりますのでお気軽にお越しください。

セーフティネット保証

取引先の倒産、災害、円高、取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障が生じている方へ

【融資限度額】… 8,000万円（無担保保証）
2億円（普通保証）

*すでにご利用中のセーフティネット保証等を含む
【融資期間】… 最長で10年

※通常の申込書類の他に区市町村長の認定書が必要となります。

【連帯保証人について】

個人事業主…原則不要
法人…代表者以外は原則不要
組合…代表理事以外は原則不要

創業融資

これから創業したい、創業して間もない方へ

融資限度額 … 2,500万円

融資期間 … 運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

流動資産担保融資

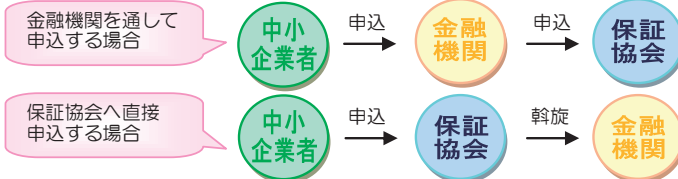
「売掛金・棚卸資産」を担保にするなら

融資限度額 … 2億 5,000万円

融資期間 … 1年以内

【お申込の流れ】

保証の申込は、金融機関を通して申込する方法と信用保証協会に直接申込む方法があります。
※どちらの方法を選んでも、保証金額等に差が生じることはありません。



東京信用保証協会

- 本店保証部 03-3272-3151
- 池袋支店 03-3987-5445
- 五反田支店 03-3493-4991
- 錦糸町支店 03-5608-2011
- 新宿支店 03-3344-2251
- 千住支店 03-3888-7231
- 上野支店 03-3847-3171
- 渋谷支店 03-5468-0135
- 葛飾支店 03-5680-0801
- 大田支店 03-5710-3610
- 立川支店 042-525-6621
- 八王子支店 042-646-2511
- 創業アシストプラザ 03-3272-2279(多摩分室 042-525-3101)

支援します！公社は中小企業のパートナー

弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が、さまざまなご相談に **無料で** お応えします！

ワンストップ総合相談窓口 ☎ 03(3251) 7881

主たる相談分野

- ・経営全般、融資・助成金・資金調達、営業等の相談
- ・創業・起業、新分野進出、会社設立登記・ベンチャー支援等相談
- ・法律（契約、トラブル、債権回収、企業整理等）相談
- ・労務（給与・雇用・社会保険、人事組織、能力開発等）相談
- ・税務・会計・直接金融（私募債）、株式公開等相談
- ・ビジネスプラン（事業計画）作成等相談
- ・IT（情報化）支援相談
- ・ISO取得支援等相談
- ・デザイン支援（製品デザイン、ロゴマーク・パッケージ、カタログ、Webデザイン等）相談
- ・国際化支援（海外進出、貿易）相談



お任せください!!

支援します！公社は企業のパートナー

まずはご相談下さい！

公社の各種支援内容

ワンストップ総合相談／創業／事業化／経営／助成金／資金調達／販路開拓／国際化／知的財産／企業再生／専門家派遣／人材育成／その他



「明日」の夢を実現すべく集う「私たち(US)」の「場(PLAZA)」



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

TEL.03-3251-7881 URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp>

ホームページにアクセスを！

アスプラザ

検索

東京都中央会

経営安心補償制度のご案内

グループ傷害保険(引受保険会社:富士火災海上保険株式会社)

個別にご加入いただくよりお得!

多数割引 **20%** 適用

割安な保険料でご加入いただけます。

※上記割引は当制度全体の被保険者*が1000名以上の場合です。1000名未満の場合、保険料が変更になります。

*被保険者とは保険の対象となる方です。

+

さらに

1事業所の被保険者20名以上の場合

役職員一括契約割引 **10%**

※事業所の役職員全員を一括して付保する場合に適用できる割引です。

1事業所の被保険者が5名~19名の場合は割引率は5%になります。

経営安心補償制度の特長

役員・従業員の皆様の就業中の事故に備え、政府労災とは別に独自の補償を行うプランです。
役員・従業員の皆様が安心して働ける職場づくりと、貴社のリスクマネジメントをサポートします。

1

保険金は労災認定を待たずにお支払い

保険金がスピーディーにお支払いできます。

2

保険金の会社受取りが可能

保険金受取人を貴社とすることについて被保険者の事前の同意が必要です。

3

入院・通院は1日目から補償

就業中の事故によるケガで入院や通院をされた場合に1日目から補償します。

4

通勤途上のケガも補償

業務中だけでなく、通常経路における通勤途上のケガも補償します。

5

アルバイト・パート社員も対象に含めることが可能

建設業の場合、下請負人や一人親方も対象に含めることが可能です。

*下請負人は貴社の建設現場作業に従事する下請負人をいいます。

保険商品内容と加入手続きについてのお問い合わせ先

富士火災海上保険株式会社 東京第一支店

〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18 電話番号 03-5550-4575

制度についてのお問い合わせ先(制度運営団体)

東京都中小企業団体中央会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 電話番号 03-3542-0317

※このチラシは東京都中小企業団体中央会経営安心補償制度におけるグループ傷害保険の概要を説明したものです。制度についての詳細は、「経営安心補償制度のご案内」、保険商品内容についての詳細は「経営安心補償制度のご案内」および「グループ傷害保険パンフレット」をご覧ください。
なお、ご不明な点につきましては、上記の富士火災営業店までお問い合わせください。

※本書は、商品改定、保険料の改定等が発生し、本書の内容に変更が生じた場合は使用することができません。



人を思う。未来を思う。

商工中金

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定 *

* 当金庫内の商品と比較した場合

固定金利の半年複利

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から

本店営業部	〒104-0028 中央区八重洲 2-10-17	TEL03 (3272) 6111
八王子支店	〒192-0081 八王子市横山町 2-5	TEL042 (646) 3131
上野支店	〒110-0005 台東区上野 1-10-12	TEL03 (3834) 0111
大森支店	〒143-0016 大田区大森北 1-1-10	TEL03 (3763) 1251
京浜島出張所	〒143-0003 大田区京浜島 2-10-2	TEL03 (3799) 0331
押上支店	〒130-0002 墨田区業平 3-10-8	TEL03 (3624) 1161
浦安出張所	〒279-0025 浦安市鉄鋼通り 2-1-6	TEL047 (355) 8011
新宿支店	〒160-0023 新宿区西新宿 1-22-2	TEL03 (3340) 1551
深川支店	〒135-0042 江東区木場 5-11-17	TEL03 (3642) 7131
東京支店	〒105-0012 港区芝大門 2-12-18	TEL03 (3437) 1231

池袋支店	〒171-0022 豊島区南池袋 1-21-10	TEL03 (3988) 6311
渋谷支店	〒150-0002 渋谷区渋谷 2-17-5	TEL03 (3486) 6511
神田支店	〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-3-12	TEL03 (3254) 6811
新木場支店	〒136-0082 江東区新木場 1-18-6	TEL03 (5569) 1711



人を思う。未来を思う。

商工中金

<http://www.shokochukin.co.jp/>